



平成30年度

大学院便覧

THE GRADUATE SCHOOLS OF
TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

東北福祉大学大学院

平成30年度 七 曜 日								2018～2019							
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
	S	M	T	W	T	F	S		S	M	T	W	T	F	S
四 月 APR	1	2	3	4	5	6	7	十 月 OCT	・	1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13	14		7	⑧	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20	21		14	15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27	28		21	22	23	24	25	26	27
	②⑨	③⑩	・	・	・	・	・		28	29	30	31	・	・	・
五 月 MAY	・	・	1	2	③	④	⑤	十一 月 NOV	・	・	・	・	1	2	③
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	②③	24
	27	28	29	30	31	・	・		25	26	27	28	29	30	・
六 月 JUN	・	・	・	・	・	1	2	十二 月 DEC	・	・	・	・	・	・	1
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	24	25	26	27	28	29	30		②③/30	②④/31	25	26	27	28	29
七 月 JUL	1	2	3	4	5	6	7	一 月 JAN	・	・	①	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
	15	①⑥	17	18	19	20	21		13	①④	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31	・	・	・	・		27	28	29	30	31	・	・
八 月 AUG	・	・	・	1	2	3	4	二 月 FEB	・	・	・	・	・	1	2
	5	6	7	8	9	10	①①		3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	①①	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31	・		24	25	26	27	28	・	・
九 月 SEP	・	・	・	・	・	・	1	三 月 MAR	・	・	・	・	・	1	2
	2	3	4	5	6	7	8		3	4	5	6	7	8	9
	9	10	11	12	13	14	15		10	11	12	13	14	15	16
	16	①⑦	18	19	20	21	22		17	18	19	20	②①	22	23
	②③/30	②④	25	26	27	28	29		②④/31	25	26	27	28	29	30

授業時間

- ・ 第1時限 8：40～10：10
- ・ 第2時限 10：25～11：55
- ・ 第3時限 12：35～14：05
- ・ 第4時限 14：20～15：50
- ・ 第5時限 16：05～17：35
- ・ 第6時限 17：50～19：20

- ・ 4月8日 入学式
- ・ 4月4日～6日 ガイダンス
- ・ 4月9日 前期授業開始
- ・ 9月7日 後期授業開始
- ・ 3月20日 卒業式

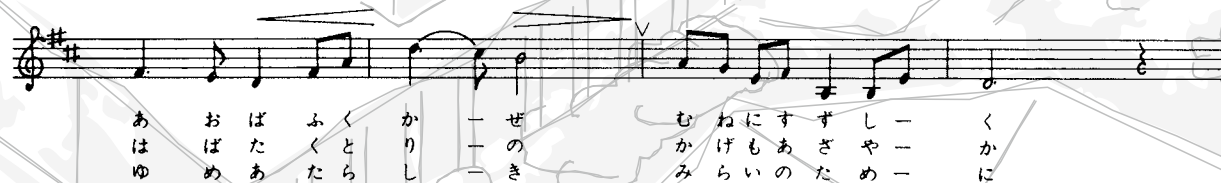
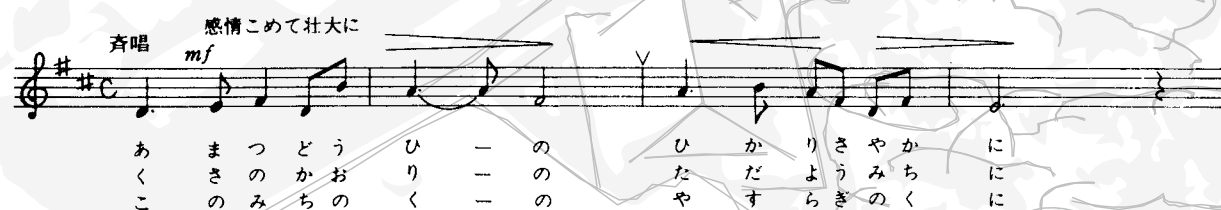
目 次

校 歌	2
建学の精神	4
平成30年度学年暦	5
大学院学則	9
学 位 規 則	39
履 修 規 程	51
修 士 課 程	53
博 士 課 程	55
学位論文提出要項	57
臨床心理士	75
教職関係資格	77
長期履修学生規程	81
科目等履修生規程	83
研究生規程	85
聴講生規程	87
奨学金制度	89
授業科目担当教員	91

東北福祉大学校歌

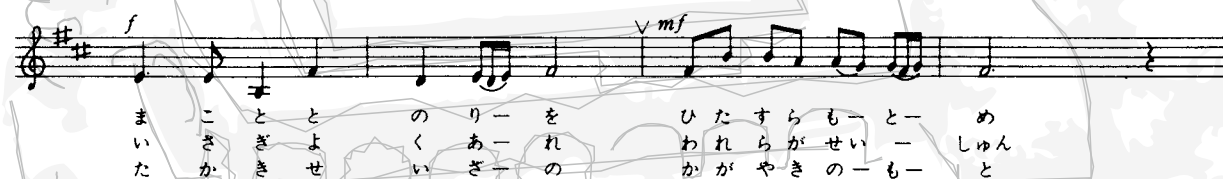
作詞 扇畑忠雄

作曲 古賀政男



東北福祉大学校歌

作詞 扇畑忠雄
作曲 古賀政男



一、	二、	三、
天 ^{あま} 伝 ^{つた} う日の	草 ^{くさ} の香 ^か りの	このみちのく
青 ^{あお} 葉 ^は 吹 ^ふ く風 ^{かぜ} の	はばたく鳥 ^{とり} の	夢 ^{ゆめ} 新 ^{あらた} しき
丘 ^{かみ} べに立 ^た ちて	空 ^{そら} ゆく雲 ^{くも} の	永 ^{とこ} 遠 ^{とほ} のしるしを
命 ^{いのち} ゆたかに	道 ^{みち} をつらぬく	人 ^{ひと} の世 ^よ の幸 ^{さい}
真 ^{まこと} と法 ^{のり} を	いさぎよくあれ	高 ^{たか} き星 ^{ほし} 座 ^ざ の
こゝに汲 ^ひ む	こゝに知る	歌 ^{うた} うべし
光 ^{ひかり} さやかに	ただよう徑 ^{みち} に	安 ^{やす} らぎの国 ^{くに}
胸 ^{むね} にすずしく	影 ^{かげ} もあざやか	未 ^{あした} 来 ^{きた} のため
見 ^み 放 ^{はな} くる海 ^{うみ} よ	遠 ^{とほ} き光 ^{ひかり} よ	深 ^{ふか} く刻 ^き まん
吾 ^{われ} ら学 ^{がく} ばん	思 ^{おも} い一つに	福 ^{ふく} 祉 ^し の心 ^{こころ}
ひたすら求 ^{もと} め	吾 ^{われ} らが青春 ^{せいしゅん}	か ^か がやきの下 ^{した}
思 ^{おも} 索 ^{さく} の泉 ^{いずみ}	真 ^{まこと} 理 ^り の命 ^{いのち}	無 ^む 限 ^{げん} の調 ^{てう} べ

建学の精神

行 学 一 如

(自利・利他円満)

学 園 の 沿 革

1875年 (明治8年)	宮城県曹洞宗専門学支校として仙台市若林区荒町に設置。
1890年 (明治23年)	専門学支校を廃止し曹洞宗小学林および中学林設置。
1896年 (明治29年)	学制改革により仙台市青葉区東二番丁に第二十五中学林として設置移転。
1902年 (明治35年)	第二十五中学林を廃止し曹洞宗第二中学林設置。
1908年 (明治41年)	仙台市青葉区東二番丁より仙台市若林区南鍛冶町へ全校移転。
1926年 (大正15年)	曹洞宗第二中学林を梅檀中学と改称し仙台市若林区南鍛冶町より現在地に移転。
1940年 (昭和15年)	新制梅檀中学校開校。
1947年 (昭和22年)	東北高等仏教学院開校。
1948年 (昭和23年)	梅檀学園高等学校開校。
1949年 (昭和24年)	財団法人梅檀学園認可、東北高等仏教学院廃校。
1951年 (昭和26年)	学校法人梅檀学園となる。
1953年 (昭和28年)	双葉幼稚園設置。
1957年 (昭和32年)	東北社会事業学校設立。
1958年 (昭和33年)	東北福祉短期大学社会福祉科設置。東北社会事業学校廃校。 梅檀学園高等学校を東北福祉短期大学附属高等学校と改称。 双葉幼稚園を東北福祉短期大学附属幼稚園と改称。
1960年 (昭和35年)	東北福祉短期大学に社会福祉学専攻科設置。
1961年 (昭和36年)	東北福祉短期大学に研究科設置。
1962年 (昭和37年)	東北福祉短期大学社会福祉科、社会福祉学専攻科、研究科廃止。 東北福祉大学社会福祉学部社会福祉学科設置。 東北福祉短期大学附属高等学校を東北福祉大学附属高等学校と改称。 東北福祉短期大学附属幼稚園を東北福祉大学附属幼稚園と改称。
1965年 (昭和40年)	東北福祉大学社会福祉学部産業福祉学科設置。
1968年 (昭和43年)	東北福祉大学附属高等学校が独立し梅檀学園高等学校と改称。
1971年 (昭和46年)	東北福祉大学社会福祉学部社会教育学科設置。 東北福祉大学仏教専修科設置。
1972年 (昭和47年)	東北福祉大学仏教社会福祉研究所設置。
1973年 (昭和48年)	東北福祉大学社会福祉学専攻科設置。
1974年 (昭和49年)	東北福祉大学社会福祉学部福祉心理学科設置。 東北福祉大学附属幼稚園が独立し学校法人福聚幼稚園と改称。
1975年 (昭和50年)	梅檀学園高等学校廃校。
1976年 (昭和51年)	東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）設置。 社会福祉学専攻科募集停止。
1984年 (昭和59年)	東北福祉大学仏教社会教育研究所設置。
1989年 (平成元年)	東北福祉大学・芹沢銈介美術工芸館開館。総合教育センター設置。
1993年 (平成5年)	生涯学習センター設置。
1994年 (平成6年)	東北福祉大学音楽堂棟（けやきホール）竣工。
1995年 (平成7年)	東北福祉大学社会福祉学専攻科廃止。
1999年 (平成11年)	東北福祉大学感性福祉研究所設置。 ボランティアセンター、ウェルネスセンター設置。
2000年 (平成12年)	東北福祉大学社会福祉学部を総合福祉学部と改称。 東北福祉大学総合福祉学部情報福祉学科設置。 東北福祉大学大学院棟竣工。言語文化交流センター設置。
2002年 (平成14年)	東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を 東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）と改称。 東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻（博士課程）設置。 東北福祉大学大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻（修士課程）設置。 東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）設置。 東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻（修士課程）設置。 東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会福祉学科設置。 東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会教育学科設置。 東北福祉大学総合福祉学部通信教育部福祉心理学科設置。
2003年 (平成15年)	東北福祉大学ウェルコム21竣工。
2004年 (平成16年)	東北福祉大学ウェルコム21内に予防福祉クリニック開院。
2006年 (平成18年)	東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科、健康科学部保健看護学科設置。
2007年 (平成19年)	東北福祉大学ステーションキャンパス竣工。JR 仙山線東北福祉大前駅開業。
2008年 (平成20年)	東北福祉大学健康科学部リハビリテーション学科、医療経営管理学科設置。 東北福祉大学総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科、 情報福祉マネジメント学部学科設置。 梅檀学園東北福祉看護学校開校。
2014年 (平成26年)	東北福祉大学せんだんホスピタル開設。
2015年 (平成27年)	東北福祉大学総合福祉学部産業福祉学科廃止。 東北福祉大学大学院教育学研究科教育学専攻（修士課程）設置。 東北福祉大学教育学部教育学科設置。 東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科設置。 東北福祉大学仙台駅東口キャンパス開設。

平成30年度学年暦

前期 2018年4月1日～9月30日

4月4日(水)～6日(金)	新入生ガイダンス
4月5日(木)～7日(土)	新入生外国語等抽選 Web 登録期間
4月8日(日)	入学式(大学院・学部・編入・通信制大学院)〔11:00～〕
4月9日(月)	前期授業開始
4月9日(月)～17日(火)	新入生 Web 履修登録期間
4月19日(木)～4月26日(木)	履修取消期間(前期・後期・通年科目)
5月1日(火)	4月8日(日)「入学式」振替休日
5月2日(水)	7月16日(月・祝)「海の日」振替休日
5月27日(日)	オープンキャンパス①
6月30日(土)	金曜日授業
7月12日(木)	前期定期試験時間割及び無資格者発表
7月14日(土)	オープンキャンパス②
7月15日(日)	オープンキャンパス③
7月16日(月・祝)	通常授業
7月26日(木)	前期通常授業終了
7月27日(金)～8月4日(土)	前期定期試験
8月6日(月)～8月26日(日)	通学生夏季休業
8月19日(日)	オープンキャンパス④
8月27日(月)～8月29日(水)	前期集中講義Ⅰ
8月27日(月)～9月3日(月)	履修取消(後期・通年科目)・追加(後期科目)期間
8月29日(水)	前期追試験時間割発表
8月30日(木)～9月1日(土)	前期集中講義Ⅱ
9月1日(土)～2日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅰ期(一次)
9月4日(火)～28日(金)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期出願期間
9月4日(火)～28日(金)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期出願期間
9月4日(火)～6日(木)	前期追試験
9月7日(金)	後期授業開始
9月9日(日)	平成31年度スポーツ・文化 AO 入試
9月15日(土)～16日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅱ期(一次)
9月23日(日)	オープンキャンパス⑤
9月25日(火)	学園創立記念日【月曜日授業】
9月29日(土)～30日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅰ期(二次)
9月30日(日)	前期終了

後期 2018年10月1日～2019年3月31日

10月1日(月)	後期開始
10月1日(月)	前期終了科目結果公開日
10月1日(月)	修士論文計画書提出締切
10月6日(土)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期選考日
10月6日(土)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅰ期選考日
10月9日(火)～11月15日(木)	通信制大学院修士課程Ⅰ期出願期間
10月13日(土)～14日(日)	平成31年度 AO 入試Ⅱ期(二次)
10月19日(金)	大学祭準備のため全学休講
10月20日(土)～21日(日)	大学祭
10月21日(日)	オープンキャンパス⑥
11月3日(土)	平成31年度推薦入試 A 方式〔16:00まで学内立入禁止〕
11月3日(土)	学士入学(A)・推薦編入学試験〔16:00まで学内立入禁止〕
11月10日(土)	大学入試センター「センタープレテスト」
11月12日(月)～11月30日(金)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期出願期間
11月12日(月)～11月30日(金)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期出願期間
11月12日(月)～11月30日(金)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)出願期間
11月12日(月)～11月30日(金)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)出願期間
11月21日(水)～25日(日)	平成31年度推薦入試 B 方式〔16:00まで学内立入禁止〕
11月30日(金)～12月14日(金)	学部卒業論文提出期間〔14日正午まで担当教員研究室提出〕
12月1日(土)	通信制大学院修士課程Ⅰ期選考日
12月8日(土)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期選考日
12月8日(土)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅰ期選考日
12月8日(土)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)選考日
12月8日(土)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅰ期(学内)選考日
12月18日(火)	補講授業日
12月21日(金)	終講

12月22日 (土)	合格者の集い
12月25日 (火)～27日 (木)	後期集中講義
12月28日 (金)～1月6日 (日)	通学生冬季休業
12月28日 (金)	仕事納
12月29日 (土)～1月6日 (日)	事務局全休
1月7日 (月)	仕事始
1月7日 (月)	授業開始
1月8日 (火)～2月6日 (水)	学部3年 卒業論文論題提出期間
1月10日 (木)	後期定期試験時間割及び無資格者発表
1月10日 (木)	学部4年 卒業論文口述試験時間割発表
1月15日 (火)～2月1日 (金)	総合福祉学研究科博士課程 (一般・社会人) 出願期間
1月15日 (火)～2月1日 (金)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期出願期間
1月15日 (火)～2月1日 (金)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期出願期間
1月15日 (火)～2月14日 (木)	通信制大学院修士課程Ⅱ期出願期間
1月16日 (水)	月曜日授業
1月16日 (水)	後期通常授業終了
1月17日 (木)	補講授業日
1月18日 (金)	大学入試センター試験準備のため全学休講 (終日学内立入禁止)
1月19日 (土)～20日 (日)	大学入試センター試験 (終日学内立入禁止)
1月21日 (月)	修士論文提出締切 [16:00]
1月21日 (月)～2月7日 (木)	後期定期試験
2月2日 (土)	平成31年度一般選抜 A 日程入試 (給付型奨学金) [16:00まで学内立入禁止]
2月3日 (日)～2月6日 (水)	平成31年度一般選抜 A 日程入試 (統一・分割) [16:00まで学内立入禁止]
2月8日 (金)	後期追試験時間割発表 [16:00]
2月9日 (土)	総合福祉学研究科博士課程 (一般・社会人) 選考日
2月9日 (土)	総合福祉学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期選考日
2月9日 (土)	教育学研究科修士課程一般選抜Ⅱ期選考日
2月12日 (火)～3月4日 (月)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期出願期間
2月12日 (火)～3月4日 (月)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期出願期間
2月12日 (火)～3月4日 (月)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期 (学内) 出願期間
2月12日 (火)～3月4日 (月)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期 (学内) 出願期間
2月12日 (火)	卒業論文口述試験
2月13日 (水)～14日 (木)	修士論文口述試験
2月13日 (水)～15日 (金)	後期追試験
2月13日 (水)～22日 (金)	平成31年度リエゾンゼミ (演習) 等説明会期間 (予定)
2月15日 (金)	博士論文口述試験
2月20日 (水)	通年及び後期終了科目成績発表
2月20日 (水)～22日 (金)	特別再試験申込期間
2月21日 (木)～23日 (土)	平成31年度一般選抜 B 日程入試 (統一・分割) [15:30まで学内立入禁止]
2月23日 (土)	通信制大学院修士課程Ⅱ期選考日
2月23日 (土)	特別再試験時間割発表 [16:00]
2月25日 (月)～2月27日 (水)	特別再試験期間
3月1日 (金)	特別再試験結果公開日
3月1日 (金)	卒業決定者掲示
3月4日 (月)～3月7日 (木)	卒業認定試験
3月9日 (土)	転学部・転学科・転籍試験
3月9日 (土)	学士入学 (B)・一般編入学試験
3月9日 (土)	総合福祉学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期選考日
3月9日 (土)	教育学研究科修士課程社会人選抜Ⅱ期選考日
3月9日 (土)	総合福祉学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期 (学内) 選考日
3月9日 (土)	教育学研究科修士課程特別選抜推薦Ⅱ期 (学内) 選考日
3月13日 (水)	平成31年度一般選抜入試 C 日程入試 (統一) [16:00まで学内立入禁止]
3月20日 (水)	学位記・卒業証書授与式 [13:00～]
3月26日 (火)～3月27日 (水)	卒業認定試験
3月26日 (火)	新4年生ガイダンス [9:00～ 予定]
3月27日 (水)	新3年生ガイダンス [9:00～ 予定]
3月28日 (木)	新2年生ガイダンス [9:00～ 予定]
3月15日 (金)～22日 (金)	平成31年度在学生外国語等抽選 Web 履修登録期間
3月26日 (火)～4月4日 (木)	平成31年度在学生 Web 履修登録期間
3月29日 (金)	オープンキャンパス⑦
3月31日 (日)	平成30年度終了

平成30年度 授業日程

【前期】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日（補講日）
1	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日
2	4月16日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日
3	4月23日	4月24日	4月25日	4月26日	4月27日	
4	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日
5	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日	5月19日
6	5月21日	5月22日	5月23日	5月24日	5月25日	5月26日
7	5月28日	5月29日	5月30日	5月31日	6月1日	
8	6月4日	6月5日	6月6日	6月7日	6月8日	6月2日
9	6月11日	6月12日	6月13日	6月14日	6月15日	6月9日
10	6月18日	6月19日	6月20日	6月21日	6月22日	6月16日
11	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月23日
12	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	6月30日(土)	
13	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月6日	7月7日
14	7月16日(祝日)	7月17日	7月18日	7月19日	7月13日	7月14日
15	7月23日	7月24日	7月25日	7月26日	7月20日	7月21日
16	ま と め（試 験）					

【後期】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日（補講日）
1	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日	9月7日	9月15日
2	9月25日(火)	9月18日	9月19日	9月20日	9月14日	9月22日
3	10月1日	10月2日	9月26日	9月27日	9月21日	9月29日
4	10月15日	10月9日	10月3日	10月4日	9月28日	10月13日
5	10月22日	10月16日	10月10日	10月11日	10月5日	10月27日
6	10月29日	10月23日	10月17日	10月18日	10月12日	
7	11月5日	10月30日	10月24日	10月25日	10月26日	11月10日
8	11月12日	11月6日	10月31日	11月1日	11月2日	11月17日
9	11月19日	11月13日	11月7日	11月8日	11月9日	
10	11月26日	11月20日	11月14日	11月15日	11月16日	12月1日
11	12月3日	11月27日	11月28日	11月29日	11月30日	12月8日
12	12月10日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月15日
13	12月17日	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日	12月18日(火)
14	1月7日	1月8日	12月19日	12月20日	12月21日	1月12日
15	1月16日(水)	1月15日	1月9日	1月10日	1月11日	1月17日(木)
16	ま と め（試 験）					

大学院学則

(博士課程・修士課程)

TOHOKU UNIVERSITY

大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 東北福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は前条の目的を達成するため本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検し評価を行う。

2 前項の点検と評価に関する詳細は、別に定める。

(課程及び目的)

第3条 本大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる学識を養うことを目的とする。

3 博士課程は、これを前期2年および後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取扱うものとする。

4 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士課程」という。

5 修士課程は、本学の学部における一般的ならびに専門的教養の上に、さらに広い視野に立って精深な学識を授け、総合福祉学研究科社会福祉学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成を行うことを目的とする。また、総合福祉学研究科福祉心理学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成、臨床心理士及び公認心理師の養成を目的とする。教育学研究科教育学専攻においては、教育方法の基本的な概念・方法・技術、特別支援教育の研究を基底に、高度な専門知識を有する学校教育に関わる人材の育成、研究者の育成を目的とする。

第2章 研究科の組織・収容定員

(研 究 科)

第4条 本大学院に次の研究科を置く。

総合福祉学研究科

教育学研究科

(課程及び専攻)

第5条 総合福祉学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

社会福祉学専攻

福祉心理学専攻

2 総合福祉学研究科博士課程の専攻は次のとおりとする。

社会福祉学専攻

3 教育学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

教育学専攻

4 本大学院総合福祉学研究科の修士課程に、通学の課程に基づき、通信教育課程を置く。本大学院の通信教育課程は、通信制大学院と称し、学則は別に定める。

(収容定員)

第6条 本大学院の研究科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程			
		修士課程		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	10名	20名	3名	9名
	福祉心理学専攻	20名	40名		
教育学研究科	教育学専攻	10名	20名		

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 本大学院における修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は3年とする。

(長期履修学生)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程・福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

但し、第8条に定める最長在学年限を超えることはできない。

2 長期履修学生に関し、必要な事項は別に定める。

(在学年限)

第8条 本大学院の修士課程の最長在学年限は休学期間を除き4年とし、博士課程においては6年とする。

2 前項に規定する最長在学年限を超えることとなるときは、学生の身分を失う。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を分けて次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学創立記念日 9月25日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月5日から8月24日まで

冬季休業 12月28日から翌年1月5日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、あるいは前項に定めるものの他に、臨時休業日を定めることができる。

第5章 教育方法等

(授業科目・履修方法)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 本大学院における授業科目、単位数及び研究指導ならびにこれらの履修方法は、別表1-(1)・(2)・(3)、別表2-(1)・(2)・別表3のとおりとする。
- 3 修士課程の授業科目は、これを2年に配当して履修せしめる。
- 4 博士課程(後期)の教育は、主として研究指導によるものとするが、あわせて授業科目の授業による教育をもってこれを補うものとする。

(教育方法の特例)

第12条の2 総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程・福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位算定基準)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定)

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

- 2 「授業科目」試験は毎年度末に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは研究科委員会の審議を経て期日を変更することがある。
- 3 試験は100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 4 履修について正規の手続きを怠っている者は、受験資格を失うものとする。また、出席常でない者や、学費の納付を怠っている者についても同様である。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に他の大学院で履修した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目により修得したものと認定することができる。

- 2 前項により認定した単位数は、10単位を超えない範囲で課程修了要件に算入できるものとする。

(評価)

第16条 学業成績の評価は優(100点～80点)・良(79点～70点)・可(69点～60点)・不可(59点以下)の4種の評語をもって表し、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

第6章 課程修了の要件

(修士課程の修了要件)

第17条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目を合わせて30単位以上(ただし、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野は39単位以上)を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は

特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする場合もある。

2 前項においての最終試験は、学位論文を中心として筆記または口頭により行う。

(博士課程の修了要件)

第18条 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の後期3年の課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 最終試験は、学位論文を中心として筆記又は口頭により行う。

(学位論文)

第19条 修士論文は、当該専攻分野における精深なる学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足りるものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当するものでなければならない。

2 修士論文は、在学期間中に提出し、審査を終了するものとする。

3 博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するものでなくてはならない。

第20条 学位論文及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会の審議を経て大学院委員会の承認を得た上で、学長の承認を得なければならない。

2 学位論文の審査について、必要があるときは、当該研究科以外の教員、又は他の大学院等の協力を得ることができる。

第7章 学位の授与

(課程修了による学位授与)

第21条 本大学院において研究科の課程修了の認定を得た者に、次の学位を授与する。

修士課程 総合福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士（社会福祉学）

修士課程 総合福祉学研究科 福祉心理学専攻 修士（福祉心理学）

修士課程 教育学研究科 教育学専攻 修士（教育学）

博士課程 総合福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士（社会福祉学）

2 本大学院の授与する修士の学位、博士の学位には「東北福祉大学」と付記するものとする。

3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

(学位論文提出による学位授与)

第22条 第18条第1項の規定にかかわらず、大学院の博士課程を修了しない者であっても、論文の審査及び試験に合格し、かつ専攻学術について、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者には、前条による所定の学位を授与する。

第8章 入学・休学・転学・留学・復学・退学及び除籍

(入学時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 研究科委員会が特に必要と認めた場合は、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第24条 本大学院研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者について入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
- (6) 専修学校の専門課程（修学年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。（昭和28年文部省告示5号）
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの。

(博士課程後期の入学資格)

第25条 本大学院研究科博士課程（後期）に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者について入学を許可する。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者。
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
 - ① 大学を卒業した後、大学・研究科等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。
 - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。
- (6) 大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

で、24歳に達したもの。

(入学志願者の提出書類等)

第26条 本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに、次の出願書類を提出しなければならない。

- (1) 入学志願票
- (2) 履歴書
- (3) 出身大学等の調査書（又は学業成績証明書）
- (4) 卒業（見込）証明書
- (5) 写 真
- (6) その他の必要書類

2 前項の出願書類を提出するときは、別に定める規程により入学検定料を納入しなければならない。

(入学許可)

第27条 本大学院に入学を許可された者は、指定の期日までに所定の誓約書を提出し、入学金、授業料その他の納付金を納入しなければならない。

2 前項の入学手続等を指定の期日までにしない場合は、入学の許可を取り消す。

(転 入 学)

第28条 他の大学院から転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、所定の審査を経た上で、学長は転入学を許可することがある。

(留 学)

第29条 本大学院は、教育上有益であると認めるとき、学長は、学生が外国の大学の大学院に留学することを許可することがある。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年間に限り第8条の在学期間を含めることができる。

(休 学)

第30条 疾病その他特別の理由により、3カ月以上修学することができない者は、所定の手続をとり、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度として休学の延長を認めることがある。

3 休学期間は通算して修士課程においては2年、博士課程（後期）においては3年を超えることはできない。

4 休学期間は第8条の在学年限には算入しない。

(復 学)

第31条 休学期間中にその理由が消滅し、復学を希望するときは、所定の手続をし、学長の許可を得なければならない。

2 復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

(再 入 学)

第32条 本大学院に1年以上在学し願い出により退学した者が再入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は入学を許可することがある。

2 第36条及び第38条の規定により退学した者については、再入学は許可しない。

(転 専 攻)

第33条 在籍する専攻以外の専攻への転専攻を志願するときは、選考の上、学長は転専攻を許可することがある。

(転 学)

第34条 他の大学院又は大学に入学をするときには、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(退 学)

第35条 退学しようとする者は、所定の手続をとり、学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 病気その他の事由により成業の見込みのないと認められた者。
- (2) 授業料、その他の学費の納入を所定の期日以降3カ月納付を怠った者。
- (3) 第8条に規定する在学期間を超える者。
- (4) 第30条第3項に定める休学期間を超える者。
- (5) 死亡した者。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第37条 学生で表彰に価する行為があった者又は学術優秀、品行方正の者を研究科委員会の審議を経て、学長は表彰することができる。

(懲 戒)

第38条 本大学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の審議を経て、学長が対し懲戒を行う。

- 2 懲戒の種類は退学・停学・訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対し行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当な理由なくして出席常でない者。
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他大学院生としての本分に反した者。
- 4 停学3カ月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。
- 5 学生に対する第2項の退学・停学・訓告の処分の手続きは、別に定める。

第10章 聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国人留学生

(聴 講 生)

第39条 本大学院における授業科目（第12条に定める福祉心理学専攻臨床心理学分野科目は除く）のうち一科目または数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、研究科の教育に支障がない場合限り、選考の上、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、学長は聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(研 究 生)

第40条 本大学院に研究生を置くことができる。

- 2 研究生とは本大学院修了または同等以上の資格を有する者で、かつ担当指導教授の申請を経て学長によって入学を許可された者をいう。
- 3 研究生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第41条 官公庁・法人・外国政府及び他の大学院等から特定の授業科目及び研究指導を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、学長は、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本大学院の授業科目中（第12条に定める福祉心理学専攻臨床心理学分野科目は除く）、特定の科目について履修を志望する者があるときは、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができ、試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。また、その科目の単位修得証明書を授与する。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生・研究生・委託生・科目等履修生入学時期)

第43条 聴講生・研究生・委託生・科目等履修生の入学時期は、毎学期始めとする。

(外国人留学生)

第44条 外国人で入学を志望する者があるときは、選考の上、大学院委員会の審議を経て、外国人留学生として入学を学長は許可することがある。

2 外国人留学生は収容定員内とする。

3 外国人留学生の入学に関する規程は、別に定める。

(準用)

第45条 聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国人留学生に対しては、別段の規程がない限り、この学則を準用する。

第11章 他の大学院等との交流及び単位互換

(交流及び単位互換)

第46条 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等との間に学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規程により修得した単位については、10単位を超えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

3 他の大学院等との交流及び単位互換に関する規程については、別に定める。

(他専攻科目の履修)

第46条の2 本大学院総合福祉学研究科においては、第12条に定める他専攻授業科目（臨床心理学分野科目は除く）について8単位を超えない範囲で、履修することができる。

第12章 教員免許状授与の所要資格の取得

(教員免許状)

第47条 本大学院を修了し、中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を得ようとする者は、免許法及び同法施行規則に示された単位を修得しなければならない。

2 本大学院において当該所要資格を取得できる免許状の種類は次のとおりである。

(別表5～別表9)

専攻	教育職員免許状の種類	教科
教育学専攻	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	社会科
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	高等学校教諭専修免許状	公民
	特別支援学校教諭専修免許状	知・肢・病

(その他)

第47条の2 この節に定めるもののほかに、資格等に関する授業科目の種類・単位及び履修方法については、別表5から別表9のとおりとする。

第13章 公認心理師受験資格の取得

(公認心理師受験資格)

第48条 本大学院を修了し、公認心理師受験資格を得ようとする者は、公認心理師法及び同法施行規則に示された単位を修得しなければならない。本大学院における科目及び単位数及びこれらの履修方法は別表10のとおりとする。

第14章 入学検定料・入学金及び授業料等学費

(学 費)

第49条 本大学院の入学検定料・入学金及び授業料等学費の種類並びに金額は別表4のとおりとする。

2 次年度以降在学中はスライド制の適用により改訂する。

スライド制を適用するときの変動率は原則として次のものを基準とする。

授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に同じく定期昇給分のアップ率を加算したものによる。

施設設備資金については消費者物価指数（総理府全国総合）の対前年度アップ率による。

3 授業料等は毎学年始めの指定期日までに納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、承認を得て4月及び9月の二期に分納することができる。

4 実験・実習費は別途徴収する。

(復学等の学費)

第50条 復学を許可された学生の学費等はその者の入学年次に定められた学費等をスライドさせた金額とする。

(学年途中で課程修了の場合の学費)

第51条 課程修了年次以降の学年途中で修了する見込みの者は、当該期間の学費等を納付するものとする。

(論文審査手数料)

第52条 東北福祉大学学位規則第22条及び第23条の規程により学位を得ようとする者は、学位申請の手続きの際論文審査手数料を納入しなければならない。

(休学中の学費)

第53条 休学を許可され、または命ぜられた者については、休学期間中は在籍料を納付しなければならない。

(聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国留学生の学費)

第54条 聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国人留学生の入学検定料及び学費等については、別に定める。

(退学者等の学費)

第55条 退学・転学を希望する者及び除籍または退学を命ぜられた者は、その学期の学費等を納付しなければならない。

2 停学期間中の学費は徴収する。

(納付した学費)

第56条 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づいて処理する。

第15章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第57条 本大学院における授業及び研究指導は、本学専任の教授、准教授が担当する。ただし、特別の事情があるときは、上記以外の教授、准教授または講師をもってこれに充てることがある。

(大学院委員会)

第58条 本学大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員長は、学長が兼任する。

3 大学院委員会は、学長・副学長・総務局長・総合福祉学研究科長・教育学研究科長・総合福祉学部長・教育学部長・教務部長及び研究科委員会から選出された若干名の教授で組織する。

4 大学院委員会は、大学院に関する学務及び運営その他研究科の重要な事項を審議する。

5 大学院委員会の学務運営は大学院委員長が総括する。

(研究科委員会)

第59条 本学大学院の研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は研究科長及びその研究科の授業科目を担当し指導する教授をもって組織する。ただし、必要あるときは他の教授・准教授及び講師を出席させることができる。

3 研究科委員会は次の事項について審議する。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 課程修了の認定に関する事項

(3) 学位論文の審査に関する事項

(4) 学位授与に関する事項

(5) 学則に関する事項

(6) 学生の身分に関する事項

(7) 大学院授業担当教員に関する事項

(8) 大学院における自己点検評価に関する事項

(9) その他大学院における重要事項及び必要と認める事項

4 研究科委員会は研究科長が管掌する。

(事務組織)

第60条 本大学院には、事務の処理、大学院生の厚生補導等のために事務職員若干名を置く。

附 則

1. この学則は、昭和51年4月1日より施行する。
2. この学則は、昭和53年3月6日より変更施行する。
3. この学則は、平成元年6月23日より変更施行する。
4. この学則は、平成2年4月1日より変更施行する。
5. この学則は、平成6年4月1日より変更施行する。
6. この学則は、平成7年4月1日より変更施行する。
7. この学則は、平成11年4月1日より変更施行する。
8. この学則は、平成14年4月1日より変更施行する。
9. この学則は、平成15年4月1日より変更施行する。
10. この学則は、平成16年4月1日より変更施行する。
11. この学則は、平成17年4月1日より変更施行する。
なお、平成16年度までに入学した学生は従前によるものとする。
12. この学則は、平成18年4月1日より変更施行する。
なお、平成17年度までに入学した学生は従前によるものとする。
13. この学則は、平成19年4月1日より変更施行する。
なお、平成18年度までに入学した学生は従前によるものとする。
14. この学則は、平成21年4月1日より変更施行する。
なお、平成20年度までに入学した学生は従前によるものとする。
15. この学則は、平成22年4月1日より変更施行する。
なお、平成21年度までに入学した学生は従前によるものとする。
16. この学則は、平成26年4月1日より変更施行する。
なお、平成25年度までに入学した学生は従前によるものとする。
17. この学則は、平成27年4月1日より変更施行する。
なお、平成26年度までに入学した学生は従前によるものとする。
18. この学則は、平成29年4月1日より変更施行する。
なお、平成28年度までに入学した学生は従前によるものとする。
19. この学則は、平成30年4月より、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野で公認心理師の養成を行うため（学則第3条、学則第48条）、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野の修了要件単位を変更するために（学則第12条、学則第17条）、学則の一部とカリキュラムの一部を変更するものである。さらに、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、社会福祉学専攻、福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程の、学納諸納金等の減額を行うため（学則第49条）、学則の一部を変更するものである。
なお、平成29年度までに入学した学生は従前によるものとする。

東北福祉大学大学院では、各研究科・課程・専攻において、アドミッション・ポリシー(入学者受入れ方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)をそれぞれ次のように定めています。

◆総合福祉学研究科

(1)社会福祉学専攻

①概要(目的)

社会福祉に関連する分野で活躍できる高度な専門知識や技術を持つ研究者や実践者の養成を行っています。社会福祉学の修士課程には、社会福祉に関連する分野についての理論、制度・政策、実践を全般的に修学できる社会福祉学コースと現代社会の児童福祉問題を解決できる実践的な修学を目的とする児童福祉学コースを設けています。社会福祉学の博士課程では、社会福祉に関連する分野についての修士課程を修了した人を対象に、さらに研究者として高等教育機関や社会福祉に関連する研究所等において自立して研究活動を行うに必要な研究や知識の修学を目的としています。

②入学に関する基本的な方針(アドミッション・ポリシー)

社会福祉学専攻修士課程：社会福祉に関連する学問分野において必要と思われる基本的な専門知識を修得していて、社会福祉に関連する諸問題を解決するための研究力あるいは実践力を修得することに意欲を持っている人を受け入れます。

社会福祉学専攻博士課程：修士課程を修了し、さらに研究者として高等教育機関や社会福祉に関連する研究所等において自立して研究活動を行うに必要な高度な研究あるいは豊かな知識の修得に主体的に取り組む意欲を持っている人を受け入れます。

③教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)

社会福祉学専攻修士課程：社会福祉に関連する学問分野の諸問題を解決するための研究力や実践力を修得すること及び学生の研究テーマに対応する個別指導を社会福祉学コース及び児童福祉学コースの共通の教育課程の編成方針としています。社会福祉学コースは、社会福祉の理論、制度・政策、実践についてオーソドックスな修得を目指し、児童福祉学コースは、現代社会の児童福祉問題の解決に取り組める研究及び実践的な力量の修得を目指しています。

社会福祉学専攻博士課程：修士課程の社会福祉学及び児童福祉学の何れのコースの教育課程を修学した人が、さらに、研究者として高等教育機関や社会福祉に関連する研究所等において自立して研究活動を行うに必要な高度な研究あるいは豊かな知識の修得を目指しています。特に修士課程から一貫した学生の研究テーマに対応する個別の研究指導を行っています。

④学修の評価、学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

社会福祉学専攻修士課程：修士課程の所定の科目を履修し、かつ社会福祉に関連する学問分野の諸問題を解決するための研究力や実践力を修得したと評価するに値する成果(修士論文)を提出できた人に

修士の学位を授与します。

社会福祉学専攻博士課程：博士課程の所定の科目を履修し、かつ 研究者として高等教育機関や社会福祉に関連する研究所等において自立して研究活動を行うに必要な高度な研究あるいは豊かな知識の修得の評価に値する成果（博士論文）を提出できた人に博士の学位を授与します。原則として、社会福祉関連の学会などでの報告及び国際標準逐次刊行物番号（ISSN）を持つ刊行物掲載実績を複数回（3回以上）持つ人の成果（博士論文）であることが望ましい。

(2)福祉心理学専攻

①概要（目的）

福祉心理学専攻は、「福祉心理学分野」と「臨床心理学分野」の2つの分野から構成されています。

- 1) 福祉心理学分野は、福祉心理学を基礎として、広義の社会福祉に携わる人材を養成することを目的としています。特に発達心理学領域、環境心理学領域、教育心理学領域、健康心理学領域などでの広義の福祉に活動する人材を養成しています。
- 2) 臨床心理学分野は、臨床心理学の研究と実践を行う人材の養成をめざしています。臨床心理学の専門知識を有し、心理的な困難や苦痛を抱えている人を対象に心理アセスメントや心理面接等を用いてこころの回復を援助する実践家の養成を目的としています。

(公)日本臨床心理士資格認定協会より「1種指定校」の認可を受けています。

②入学に関する基本的な方針（アドミッション・ポリシー）

福祉心理学分野、臨床心理学分野のそれぞれをご覧ください。

③教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

福祉心理学分野、臨床心理学分野のそれぞれをご覧ください。

④学修の評価、学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

福祉心理学分野、臨床心理学分野のそれぞれをご覧ください。

(3)福祉心理学専攻・福祉心理学分野

①概要（目的）

福祉心理学分野修士課程は、心理学に関する基礎的な素養を身につけ、広義の社会福祉に寄与する人材養成、すなわち人間が社会生活を営む中で直面する諸課題に対して科学的に追求しその解決に取り組むことができるよう援助する人材の養成を目指しています。修了後は、発達領域、教育領域、司法領域、産業領域での福祉に寄与する高度の専門家となることを目標としています。

その目的を達成するために、以下の3つのポリシーを掲げています。

②入学に関する基本的な方針（アドミッション・ポリシー）

- (1)自らの経験を検証・理論化し、実証科学的な実践を目指す人。
- (2)人の尊厳を念頭に福祉的観点から人間理解への温かいまなざしをもち心理的援助ができる専門職をめざす人。

- (3)応用心理学たる福祉心理学の専門的知識や技法を幅広く習得したい人。
- (4)社会的要請による新たな課題にも柔軟に対処できる心理学の深化をめざす人。

③教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

応用心理学たる福祉心理学を広範に学び福祉心理学の素養と専門知識の習得するための科目、修士論文の執筆・作成支援のための心理学研究法に関する科目、学生の卒業後のキャリア形成及び専門性の深化を支援するための科目という3つの科目種からなるカリキュラムを提供しています。

④学修の評価、学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1)心理学の基礎的素養、専門的知識と技術を取得している。
- (2)福祉心理学に関する研究課題を自ら設定し、専門的知識と適切な方法を持って研究できる。
- (3)福祉の対象である人・家族・地域を対象にかかわる際の心理実践力を習得している。

(4)福祉心理学専攻・臨床心理学分野

①概要（目的）

臨床心理学分野は、臨床心理学の視点から医療領域、教育領域、福祉領域、司法・矯正領域、私設相談領域等に専門家として活躍できる人材養成をめざしています。

臨床心理学分野では、心理面接、心理査定、コンサルテーション、研究の4つの柱を有機的に実践と研究をおこないます。

「臨床心理相談室」で面接を担当する一方、附属の「せんだんホスピタル（精神科）」等の外部の実習を通して、臨床心理学の実践力ならびに研究能力を高めていき、専門家として求められる能力の基礎を身につけていきます。

その目的を遂行するために、以下の3つのポリシーを掲げています。

②入学に関する基本的な方針（アドミッション・ポリシー）

臨床心理学分野では、以下のような能力・意欲等を持った院生を求めます。

- (1)心理学の基礎知識を備えた上で、臨床心理学の専門領域に強い関心を持ち、その専門的知識と実践の習得に強い意志を持っている人。
- (2)基礎的心理学の知識の上にさらに臨床心理学の研究・実践を深めていく研究能力と論理的思考を備えている人。
- (3)心理的に困難を抱えている人に臨床心理学の研究・実践を行う場合、その人の人権を尊重し、基本的倫理観を持ち、現実的対応能力と社会的スキルを持っている人。

③教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1)人間の心理・社会的適応を促進するため、心理面接、心理アセスメント、臨床心理学研究法の3つの柱からなるカリキュラムを提供しています。
- (2)公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の「1種指定校」の受験資格を満たす教育課程を編成しています。これにより臨床家および研究者としての実践能力、研究能力を習得します。
- (3)科目設計は、講義科目、演習科目そして実践科目を設けています。演習科目は、研究雑誌等をテキ

ストに研究方法、実証的方法等を学び研究能力を身につけます。実践科目は、臨床心理能力を高めることを目的に編成しています。

- (4)臨床心理学は、実証的、実践的科学ですので多くの臨床実習を重視しており、ロールプレイ等の体験的学習を取り入れています。更に附属の「臨床心理相談室」「せんだんホスピタル」そして外部の医療機関、福祉機関等で実践的な理解を深めていくことをめざしています。

④学修の評価、学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

以下の要件を満たす院生に対して「修士」を授与します。

- (1)臨床心理学の研究視点を基盤として、対人援助の実践ができる専門家であること。
(2)人間の尊厳を重視し、臨床心理学の実践において成熟した倫理観と専門的な知識と実践を獲得していること。

◆教育学研究科

教育学専攻

①概要（目的）

大学院教育学研究科教育学専攻は、教育方法の基本的な概念・方法・技術、特別支援教育の研究を基盤に、高度な専門知識を有する学校教育に関わる人材の育成、研究者の育成を目的としています。i) 高度かつ専門的な教育研究能力と、問題解決能力を備えた人材、ii) 地域の教育のリーダー、あるいは教育分野の研究的視点を持った実践家の人材、iii) 日本の教育実践の中核の人材を育成します。

②入学に関する基本的な方針（アドミッション・ポリシー）

教育への使命感と熱意を持ち、特別な教育的ニーズを有する児童生徒にかかわる諸問題について関心が高く、自らの知識・技能を高め、高い専門性と実践力を身につけ、それら諸問題を多面的に研究したいという学生の入学を希望します。

③教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

「共生社会」の構築に貢献するという本研究科の理念のもと、教育に関する高度な専門的知識・技能とそれらを支える理論的基礎を学修します。さらに、特別な教育的ニーズを有する児童生徒にかかわる諸問題を自ら発見する視点を学修し、その具体的かつ実践的な解決策を探求してきた過程を修士論文としてまとめます。

④学修の評価、学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

特別な教育的ニーズを有する児童生徒への教育に関する高度な資質・能力とそれらを支える理論的基礎に基づき、「共生社会」の構築に向けて現代社会が抱える問題を発見し、教育に関する諸問題の解決を具体的に推進しうる研究者、高度職業人として認められたものに「修士（教育学）」を授与します。

別表 1 - (1)

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻（博士課程）

区 分	授 業 科 目	単 位 数			履修年次	備 考
		必 修	選択必修	選 択		
I	研 究 指 導 I	4			1 年	
	研 究 指 導 II	4			2 年	
	研 究 指 導 III	4			3 年	
II	社会福祉原理論研究		4		1 年以上	
	児 童 福 祉 研 究		4		1 年以上	
	高 齢 者 福 祉 研 究		4		1 年以上	
	精 神 保 健 福 祉 研 究		4		1 年以上	
	生 活 構 造 研 究		4		1 年以上	
	地 域 福 祉 研 究		4		1 年以上	
	国 際 福 祉 研 究		4		1 年以上	
	障 害 者 福 祉 研 究		4		1 年以上	
	社会福祉政策研究		4		1 年以上	
	社 会 保 障 研 究		4		1 年以上	
	社会福祉経済研究		4		1 年以上	
	社会福祉法制研究		4		1 年以上	
	家族福祉法システム研究		4		1 年以上	
	社会福祉理論史研究		4		1 年以上	
	社会福祉援助技術研究		4		1 年以上	
	社会福祉援助技術演習		4		1 年以上	
	社会福祉特別研究講義		4		1 年以上	
III	児 童 心 理 研 究			4	1 年以上	
	高 齢 者 心 理 研 究			4	1 年以上	
	高 齢 者 行 動 研 究			4	1 年以上	
	障 害 者 心 理 研 究			4	1 年以上	
	精 神 医 学 研 究			4	1 年以上	
	感 性 福 祉 研 究			4	1 年以上	
IV	英語アカデミック・ライティング			2	1 年以上	

* 修了要件は、30単位以上とする。

* 履修方法は、必修12単位・選択必修4単位・選択4単位以上で、
合計30単位以上修得することとする。

別表 1 - (2)

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻 社会福祉学コース（修士課程）

区 分	授 業 科 目	単 位 数			履修年次	備 考
		必 修	選択必修	選 択		
I	研究指導Ⅰ（論文作成法）			4	1年	
	研究指導Ⅱ（論文研究指導）	4			2年	
II	社会福祉原理論研究		4		1年以上	3科目 12単位 以上選択 履修のこと
	児 童 福 祉 研 究		4		1年以上	
	高 齢 者 福 祉 研 究		4		1年以上	
	精 神 保 健 福 祉 研 究		4		1年以上	
	生 活 構 造 研 究		4		1年以上	
	地 域 福 祉 研 究		4		1年以上	
	国 際 福 祉 研 究		4		1年以上	
	障 害 者 福 祉 研 究		4		1年以上	
	社会福祉政策研究		4		1年以上	
	社 会 保 障 研 究		4		1年以上	
	社会福祉経済研究		4		1年以上	
	社会福祉法制研究		4		1年以上	
	家族福祉法システム研究		4		1年以上	
	社会福祉理論史研究		4		1年以上	
	社会福祉援助技術研究		4		1年以上	
	社会福祉援助技術演習		4		1年以上	
	社会福祉特別研究講義		4		1年以上	
	リハビリテーション特論		4		1年以上	
	健康増進と予防システム		4		1年以上	
	情 報 解 析 論		4		1年以上	
III	児 童 心 理 研 究			4	1年以上	
	高 齢 者 心 理 研 究			4	1年以上	
	高 齢 者 行 動 研 究			4	1年以上	
	障 害 者 心 理 研 究			4	1年以上	
	精 神 医 学 研 究			4	1年以上	
	感 性 福 祉 研 究			4	1年以上	
IV	英語アカデミック・ライティング			2	1年以上	

* 修了要件は、30単位以上とする。

* 履修方法は、必修 4 単位・選択必修12単位以上で、
合計30単位以上修得することとする。

別表 1 - (3)

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻 児童福祉学コース（修士課程）

区 分	授 業 科 目	単 位 数			履修年次	備 考
		必 修	選択必修	選 択		
I	研究指導Ⅰ（論文作成法）			4	1 年	
	研究指導Ⅱ（論文研究指導）	4			2 年	
II	児 童 福 祉 研 究		4			3 科目 12単位 以上選択 履修のこと
	家族ソーシャルワーク研究		4			
	児 童 福 祉 法 制 研 究		4			
	児 童 心 理 研 究		4			
	臨 床 発 達 心 理 研 究 Ⅰ		2			
	臨 床 発 達 心 理 研 究 Ⅱ		2			
III	高 齢 者 福 祉 研 究			4	1 年以上	
	精 神 保 健 福 祉 研 究			4	1 年以上	
	生 活 構 造 研 究			4	1 年以上	
	地 域 福 祉 研 究			4	1 年以上	
	国 際 福 祉 研 究			4	1 年以上	
	障 害 者 福 祉 研 究			4	1 年以上	
	社 会 福 祉 政 策 研 究			4	1 年以上	
	社 会 保 障 研 究			4	1 年以上	
	社 会 福 祉 経 済 研 究			4	1 年以上	
	社 会 福 祉 法 制 研 究			4	1 年以上	
	家族福祉法システム研究			4	1 年以上	
	社会福祉理論史研究			4	1 年以上	
	社会福祉援助技術研究			4	1 年以上	
	社会福祉援助技術演習			4	1 年以上	
	社会福祉特別研究講義			4	1 年以上	
	リハビリテーション特論			4	1 年以上	
	健康増進と予防システム			4	1 年以上	
	情 報 解 析 論			4	1 年以上	
IV	高 齢 者 心 理 研 究			4	1 年以上	
	高 齢 者 行 動 研 究			4	1 年以上	
	障 害 者 心 理 研 究			4	1 年以上	
	精 神 医 学 研 究			4	1 年以上	
	感 性 福 祉 研 究			4	1 年以上	
V	英語アカデミック・ライティング			2	1 年以上	

* 修了要件は、30単位以上とする。

* 履修方法は、必修 4 単位・選択必修12単位以上で、
合計30単位以上修得することとする。

別表 2 - (1)

総合福祉学研究科 福祉心理学専攻（修士課程）

福祉心理学分野 必修科目（20単位）

授 業 科 目	単 位	履修年次	備 考
福 祉 心 理 学 特 論 I	2	1年以上	
福 祉 心 理 学 特 論 II	2	1年以上	
福 祉 心 理 学 特 論 III	2	1年以上	
福 祉 心 理 学 演 習 I	2	1年以上	
福 祉 心 理 学 演 習 II	2	1年以上	
福 祉 心 理 学 実 践 演 習	2	1年以上	
福 祉 心 理 学 特 別 研 究 I	2	1年以上	
福 祉 心 理 学 特 別 研 究 II	6	2年	

選択科目（10単位）

授 業 科 目	単 位	履修年次	備 考
心 理 学 研 究 法 特 論	2	1年以上	
福 祉 心 理 実 習	2	2年	※通年科目
認 知 心 理 学 特 論	2	1年以上	
臨 床 心 理 学 特 論	2	1年以上	
発 達 臨 床 学 特 論	2	1年以上	
人 格 心 理 学 特 論	2	1年以上	
老 年 心 理 学 特 論	2	1年以上	
精 神 医 学 特 論	2	1年以上	
感 性 福 祉 学 研 究	2	1年以上	
英語アカデミック・ライティング	2	1年以上	

* 修了要件は、30単位以上とする。

* 履修方法は、必修20単位・選択必修10単位以上で、
合計30単位以上修得することとする。

別表 2 - (2)

総合福祉学研究所 福祉心理学専攻（修士課程）

区分	授 業 科 目	単位数			履修年次	備考
		必修	選択必修	選択		
I	研究指導Ⅰ	2			1年以上	
	研究指導Ⅱ	2			1年以上	
	研究指導Ⅲ	4			2年	
II	臨床心理学特論Ⅰ	2			1年以上	
	臨床心理学特論Ⅱ	2			1年以上	
	臨床心理面接特論Ⅰ	2			1年以上	
	臨床心理面接特論Ⅱ	2			1年以上	
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2			1年以上	
	臨床心理査定演習Ⅱ	2			1年以上	
	臨床心理基礎実習	2			1年以上	
	臨床心理実習ⅠA（心理実践実習ⅡA）	1			1年以上	
	臨床心理実習ⅠB（心理実践実習ⅡB）	4			1年以上	
	臨床心理実習Ⅱ	2			1年以上	
III	心理学研究法特論		2		1年以上	A群
	臨床心理学研究法特論		2		1年以上	
	認知心理学特論		2		1年以上	
	人格心理学特論		2		1年以上	B群
	教育臨床学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）		2		1年以上	
	発達臨床学特論		2		1年以上	
	犯罪・非行心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2		1年以上	C群
	人間関係学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）		2		1年以上	
	老年心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2		1年以上	
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ）		2		1年以上	D群
	臨床精神病理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ）		2		1年以上	
	心理療法特論Ⅲ		2		1年以上	E群
	心理療法特論Ⅳ		2		1年以上	
	心理臨床関連行政・倫理特論（心理支援に関する理論と実践Ⅰ）		2		1年以上	
IV	英語アカデミックライティング			2	1年以上	F群
V	心理療法特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践Ⅱ）			2	1年以上	
	心理療法特論Ⅱ（心理支援に関する理論と実践Ⅲ）			2	1年以上	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践			2	1年以上	
	心の健康教育に関する理論と実践			2	1年以上	
	心理実践実習ⅠA			1	1年以上	
	心理実践実習ⅠB			4	1年以上	

* 修了要件は、39単位以上とする。

* 履修方法は、必修科目29単位・選択必修科目10単位以上で合計39単位以上修得すること。

なお、選択必修科目は、A群～E群の各群からそれぞれ2単位以上を取得すること。

* 公認心理師受験資格の取得方法については、別に定める。（別表10）

別表 3

教育学研究科 教育学専攻 (修士課程)

区 分	授 業 科 目	単 位 数			履修年次	備 考
		必 修	選択必修	選 択		
Ⅰ (研究指導)	研究指導Ⅰ (研究・論文指導)	4			1年以上 (通年)	
	研究指導Ⅱ (研究・論文指導)	4			2年 (通年)	
Ⅱ (教育方法 研究分野)	教 育 思 想 史 特 論			2	1年以上 (半期)	
	教 育 社 会 学 特 論			2	1年以上 (半期)	
	教 師 教 育 学 特 論			2	1年以上 (半期)	
	教 育 情 報 学 特 論			2	1年以上 (半期)	
	教 育 心 理 学 特 論			2	1年以上 (半期)	
	教 授 学 習 心 理 学 特 論			2	1年以上 (半期)	
	臨 床 発 達 心 理 学 特 論			2	1年以上 (半期)	
	保 育 学 特 論			2	1年以上 (半期)	
	福 祉 社 会 学 特 論			4	1年以上 (通年)	
	教育学特別研究Ⅰ (教育・発達分野)		2		1年以上 (半期)	いずれか1科目2単位以上を選択履修のこと。
	教育学特別研究Ⅱ (教育情報分野)		2		1年以上 (半期)	
	教育学特別研究Ⅲ (特別支援教育分野)		2		1年以上 (半期)	
	授業分析研究 A (人文社会科学系領域)			2	1年以上 (半期)	
	授業分析研究 B (自然科学系領域)			2	1年以上 (半期)	
	授 業 開 発 研 究 特 論			2	1年以上 (前期)	
	国 語 科 教 育 特 論			2	1年以上 (半期)	
	社 会 科 教 育 特 論			2	1年以上 (半期)	
	算 数 科 教 育 特 論			2	1年以上 (半期)	
	理 科 教 育 特 論			2	1年以上 (半期)	
	歴 史 学 特 論			4	1年以上 (半期)	
	政 治 学 特 論			4	1年以上 (半期)	
	経 済 学 特 論			4	1年以上 (半期)	
	法 律 学 特 論			4	1年以上 (半期)	
	地 理 学 特 論			4	1年以上 (半期)	
	地域調査特別研究 (実習を含む)			4	1年以上 (通年)	
Ⅲ (特別支援 教育分野)	特 別 支 援 教 育 特 論	2			1年以上 (半期)	
	発 達 障 害 者 教 育 特 論			2	1年以上 (半期)	
	障 害 児 学 習 支 援 特 論			2	1年以上 (半期)	
	障 害 児・ 者 の 心 理 特 論			2	1年以上 (半期)	
	言 語 障 害 者 教 育 特 論			2	1年以上 (半期)	
	自閉症者・情緒障害者教育特論			2	1年以上 (半期)	
	聴 覚 障 害 者 教 育 特 論			2	1年以上 (半期)	
	知的障害者教育特論			2	1年以上 (半期)	
	肢 体 不 自 由 者 教 育 特 論			2	1年以上 (半期)	
	病 弱 者 教 育 特 論			2	1年以上 (半期)	
	児 童 精 神 医 学 特 論			2	1年以上 (半期)	
	障 害 児 教 育 支 援 特 論			2	1年以上 (半期)	
	障 害 者 福 祉 特 論			2	1年以上 (半期)	
	特別支援教育コーディネーター特論			2	1年以上 (半期)	
	発達障害児教育実践研究			2	1年以上 (半期)	

* 修了要件は、30単位以上とする。

* 履修方法は、必修3科目10単位、選択必修2単位のほか、Ⅱ群～Ⅲ群より18単位以上の合計30単位以上修得すること。

* 専修免許状 (小学校・中学校 (社会)・高等学校 (地理歴史・公民)・特別支援学校) 取得方法については、別に定める。

別表 4

Ⅰ．総合福祉学研究科

(1) 修士課程（社会福祉学専攻）

項 目	本 学 卒 業 生	本学以外からの入学者
入 学 検 定 料	15,000円	30,000円
入 学 金 (入 学 時)		100,000円
授 業 料 (年 額)	478,000円	478,000円
施設設備資金 (年 額)	58,000円	117,500円
厚 生 費 (年 額)	20,000円	20,000円
後 援 会 費 (年 額)	24,200円	24,200円

(2) 修士課程（福祉心理学専攻）

項 目	本 学 卒 業 生	本学以外からの入学者
入 学 検 定 料	15,000円	30,000円
入 学 金 (入 学 時)		100,000円
授 業 料 (年 額)	478,000円	478,000円
施設設備資金 (年 額)	58,000円	117,500円
厚 生 費 (年 額)	20,000円	20,000円
実 験 設 備 維 持 費	35,000円	35,000円
後 援 会 費 (年 額)	24,200円	24,200円

(3) 博士課程（社会福祉学専攻）

項 目	本 学 卒 業 生	本学以外からの入学者
入 学 検 定 料	15,000円	30,000円
入 学 金 (入 学 時)		100,000円
授 業 料 (年 額)	478,000円	478,000円
施設設備資金 (年 額)	58,000円	117,500円
厚 生 費 (年 額)	20,000円	20,000円
後 援 会 費 (年 額)	24,200円	24,200円

Ⅱ．教育学研究科

(3) 修士課程（教育学専攻）

項 目	本 学 卒 業 生	本学以外からの入学者
入 学 検 定 料	15,000円	30,000円
入 学 金 (入 学 時)		100,000円
授 業 料 (年 額)	478,000円	478,000円
施設設備資金 (年 額)	58,000円	117,500円
厚 生 費 (年 額)	20,000円	20,000円
後 援 会 費 (年 額)	24,200円	24,200円

Ⅲ．論文審査手数料（博士課程）

項 目	金 額
論 文 審 査 手 数 料	100,000円

1. 次年度以降はスライド制の適用により改訂する。

スライド制を適用するときの変動率は原則として次のものを基準とする。

授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ部を加算したものによる。施設設備資金については消費者物価指数（総務省統計局）の対前年度アップ率による。

2. 前項の学費納付の細則は別に定める。

3. 大学院学則第53条（休学中の学費）に基づく在籍料は、原則として半期60,000円とする。厚生費等は別途徴収する。

別表5

(1)小学校専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
教職に関する科目	国 語 科 教 育 特 論	2		1年以上前期	必修8単位を含め24単位以上を選択履修のこと。
	社 会 科 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	算 数 科 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	理 科 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	授業分析研究 A (人文社会科学系領域)		2	1年以上後期	
	授業分析研究 B (自然科学系領域)		2	1年以上前期	
	教 育 思 想 史 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 社 会 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 師 教 育 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 育 情 報 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 心 理 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 授 学 習 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	授 業 開 発 研 究 特 論		2	1年以上前期	
	臨 床 発 達 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅰ (教育・発達分野)		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅱ (教育情報分野)		2	1年以上後期	

別表 6

(2) 中学校社会専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
教科に関する科目	地 理 学 特 論	4		1 年・通 年	必修16単位を含め24単位以上を選択履修のこと。
	歴 史 学 特 論	4		1 年・通 年	
	政 治 学 特 論	4		1 年・通 年	
	法 律 学 特 論		4	1 年・通 年	
	経 済 学 特 論	4		1 年・通 年	
	地域調査特別研究 (実習を含む)		4	1年以上通年	
教職に関する科目	教 育 思 想 史 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 社 会 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 師 教 育 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 育 情 報 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 心 理 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 授 学 習 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	臨 床 発 達 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅰ (教育・発達分野)		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅱ (教育情報分野)		2	1年以上後期	

別表 7

(3) 高等学校（地理歴史）専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
教科に 関する 科目	地 理 学 特 論	4		1 年・通 年	必修8単位を 含め24単位以 上を選択履修 のこと。
	歴 史 学 特 論	4		1 年・通 年	
	地域調査特別研究（実習を含む）		4	1年以上通年	
教職に 関する 科目	教 育 思 想 史 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 社 会 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 師 教 育 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 育 情 報 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 心 理 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 授 学 習 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	臨 床 発 達 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅰ（教育・発達分野）		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅱ（教育情報分野）		2	1年以上後期	

別表 8

(4) 高等学校（公民）専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
教科に 関する 科目	政 治 学 特 論	4		1 年・通 年	必修12単位を 含め24単位以 上を選択履修。
	経 済 学 特 論	4		1 年・通 年	
	法 律 学 特 論	4		1 年・通 年	
教職に 関する 科目	教 育 思 想 史 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 社 会 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 師 教 育 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 育 情 報 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 心 理 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 授 学 習 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	臨 床 発 達 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅰ（教育・発達分野）		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅱ（教育情報分野）		2	1年以上後期	

別表 9

(5) 特別支援学校専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
特別支援教育に関する科目 (知・肢・病)	特 別 支 援 教 育 学 特 論	2		1年以上前期	必修12単位を含め24単位以上を選択履修のこと。
	発 達 障 害 者 教 育 特 論	2		1年以上前期	
	障 害 児 学 習 支 援 特 論	2		1年以上後期	
	障 害 児・ 者 の 心 理 特 論		2	1年以上前期	
	言 語 障 害 者 教 育 特 論		2	1年以上後期	
	自閉症者・情緒障害者教育特論		2	1年以上前期	
	聴 覚 障 害 者 教 育 特 論		2	1年以上前期	
	知 的 障 害 者 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	肢 体 不 自 由 者 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	病 弱 者 教 育 特 論	2		1年以上前期	
	児 童 精 神 医 学 特 論		2	2 年 ・ 前 期	
	障 害 児 教 育 支 援 特 論		2	1年以上後期	
	特別支援教育コーディネーター特論		2	2 年 ・ 後 期	
	発 達 障 害 児 教 育 実 践 研 究		2	1年以上通年	
	教 育 学 特 別 研 究 Ⅲ (特 別 支 援 教 育 分 野)		2	1年以上前期	

別表10

公認心理師受験資格取得に関する教育課程

領域	授業科目	単位数		履修年次	履修方法
		必修	選択必修		
1	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ）		2	1年以上	いずれか1科目 2単位以上を選択履修のこと。
	臨床精神病理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ）		2	1年以上	
2	老年心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		1年以上	必修
3	教育臨床学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		1年以上	必修
4	犯罪・非行心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2		1年以上	必修
5	人間関係学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2		1年以上	必修
6	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2		1年以上	必修
7	心理臨床関連行政・倫理特論（心理支援に関する理論と実践Ⅰ）		2	1年以上	いずれか1科目 2単位以上を選択履修のこと。
	心理療法特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践Ⅱ）		2	1年以上	
	心理療法特論Ⅱ（心理支援に関する理論と実践Ⅲ）		2	1年以上	
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2		1年以上	必修
9	心の健康教育に関する理論と実践	2		1年以上	必修
10	心理実践実習ⅠA	1		1年以上	必修
	心理実践実習ⅠB	4		1年以上	必修
	臨床心理実習ⅠA（心理実践実習ⅡA）	1		1年以上	必修
	臨床心理実習ⅠB（心理実践実習ⅡB）	4		1年以上	必修

* 領域番号に関する領域科目について

- 1：保健医療分野に関する理論と支援の展開科目
- 2：福祉分野に関する理論と支援の展開科目
- 3：教育分野に関する理論と支援の展開科目
- 4：司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開科目
- 5：産業・労働分野に関する理論と支援の展開科目
- 6：心理的アセスメントに関する理論と実践科目
- 7：心理支援に関する理論と実践科目
- 8：家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践科目
- 9：心の健康教育に関する理論と実践科目
- 10：心理実践実習科目

休学・退学・復学等に関する申請期間及び学費の取扱いについて

I 休学・復学制度について

疾病その他特別の理由により、3ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。休学期間は通算して4年を越えることはできない。休学期間は在学年限に算入しない。

休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

1. 休学・復学についての申請期間

休学・復学について、下記のように申請期間等を設定し、事務処理を変更するものとする。

申請種類	改正前	改正後
①休学申請期間	随 時	通年休学：前年度の2月4日～5月31日 ^{※1} 前期休学：前年度の2月4日～5月31日 ^{※1} 後期休学：8月1日～10月31日 ^{※1}
②復学手続	復学する場合は、手続必要	(1) 休学期間満了の場合は自動的に復学となるため手続は不要 (2) 休学理由が消滅し、休学期間満了前に復学する場合は、原則として復学手続が必要
③復学の時期	通年で休学した場合：4月1日 前期に休学した場合：9月9日 後期に休学した場合：4月1日	通年で休学した場合：4月1日 前期に休学した場合：後期授業開講日 後期に休学した場合：4月1日
④復学時の年次	通年で休学した場合：原年次 前期に休学した場合：進級 後期に休学した場合：進級	通年で休学した場合：原年次 前期に休学した場合：進級 後期に休学した場合：進級
⑤休学制度 利用上限	学部学生：4年 修士課程：2年 博士課程：3年	学部学生：4年 修士課程：2年 博士課程：3年

※1 この申請期間を過ぎて提出した場合は、学則第65条（休学の場合の学費）は適用されません。

Ⅱ 学費の取扱いについて

休学者及び退学者の学費の取扱いは以下の通りです。

1. 休学者の学費について

休学願を提出し、休学を許可された者の学費については、当該休学期間の在籍料・厚生費・後援会費を除く学費（授業料、施設設備資金、教育環境整備、実験施設維持費、実習費）を免除します。

(1) 在籍料について

在籍料は、当該学生の在籍保証、在籍管理事務費として、所属に係わらず一律に徴収します。

在籍料の徴収額は、年間120,000円（半期60,000円）とし、休学学期（半期）ごとに徴収します。

(2) 休学時の学費等の取扱い

休学申請期間	在籍状況		学費等請求		
	前期	後期	前期	後期	年間計
通年休学：前年度の 2月4日～5月31日	休学	休学	在籍料1/2額 (60,000円) 厚生費 (20,000円)	在籍料1/2額 (60,000円)	在籍料 (120,000円) 厚生費 (20,000円) 合計 140,000円
前期休学：前年度の 2月4日～5月31日	休学	在学	在籍料1/2額 (60,000円) 厚生費 (20,000円)	学費1/2額 後援会費 (12,100円)	在籍料1/2額 + 学費1/2額 + 厚生費 + 後援会費
後期休学： 8月1日～10月31日	在学	休学	学費1/2額 厚生費 (20,000円) 後援会費 (12,100円)	在籍料1/2額 (60,000円)	在籍料1/2額 + 学費1/2額 + 厚生費 + 後援会費

注1) 学費1/2額（在籍料含む）：1年間に支払う学費の1/2額を意味します。

注2) 上記の額は、それぞれの休学申請期間内に休学願を提出し許可された者に適用します。休学申請期間外に提出した場合は、適用されませんのでご注意ください。

2. 退学者の学費について

退学願を提出し退学を許可された者は、当該学期に必要な学費を納入することとします。

ただし、在籍2年目以上の学生が締め切り期日までに退学願を提出した場合は、当該学期の学費を免除します。

なお、退学時の学費等の取扱いについては、以下の通りとなります。

(1) 退学時の学費等の取扱い

退学願提出期間	学費請求		
	前期	後期	年間計
4月1日～5月31日	免除	免除	免除
6月1日～8月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
9月1日～10月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
11月1日～3月31日	学費納入	学費納入	免除なし

※ 学費未納で退学願を提出した場合は、当該学期学費納入後退学願を受理するものとする。

学位規則



TOHOKU UNIVERSITY

学 位 規 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第 9 号）第13条第 1 項、東北福祉大学学則、東北福祉大学大学院学則、通信教育部学則及び通信教育部大学院学則に基づき、東北福祉大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は学士、修士及び博士とし、次のとおりとする。

(1) 学 士

(ア) 総合福祉学部	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
	福祉行政学科	学士（福祉行政学）
	福祉心理学科	学士（福祉心理学）
(イ) 総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	学士（産業福祉学）
	情報福祉マネジメント学科	学士（情報福祉学）
(ウ) 教育学部	教育学科	学士（教育学）
(エ) 健康科学部	保健看護学科	学士（看護学）
	リハビリテーション学科	学士（リハビリテーション学）
	医療経営管理学科	学士（医療経営管理学）

(2) 修 士

総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士（社会福祉学）
	福祉心理学専攻	修士（福祉心理学）
教育学研究科	教育学専攻	修士（教育学）

(3) 博 士

総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	博士（社会福祉学）
----------	---------	-----------

(学士の学位)

第 3 条 本学の課程を修め卒業した者には、本学学則第47条、通信教育部学則第32条の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(修士の学位・課程博士の学位)

第 4 条 本大学院の課程を修了した者には、本大学院学則第21条、通信制大学院学則第20条の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文博士の学位)

第 5 条 本大学院の博士課程を経ない者で、博士の学位を得ようとする者は博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出して審査を請求できる。

第2章 学士の学位

(学士の学位及び学位授与の時期)

第6条 学士の学位は、卒業に必要な所定の授業科目及び単位数を修得した者について教授会の審議を経て学長が授与する。

2 学士の学位授与の時期は、3月とする。ただし、教授会が特別に必要と認めた場合は、9月とすることができる。

第3章 修士の学位

(修士の学位)

第7条 修士の学位は、本大学院の修士課程で2年以上在学し、研究科で所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、大学院委員会の承認後、学長がこれを授与する。

(修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)

第8条 修士課程の学位論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士の学位論文等」という。）を提出する者は、同課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上取得しなければならない。

2 修士の学位論文等を提出しようとするときは、論文の題目、研究内容についてあらかじめ指導教授（研究科の定めるところにより、准教授が指導教員である場合を含む。）の承認を受けなければならない。

3 論文題目の届出期限及び論文の提出期限に遅れたときは、その論文は受理しない。

(修士の学位論文等)

第9条 修士の学位論文等は、大学院事務室を経て研究科委員会に提出するものとする。

2 提出の時期は、在学第2年次の者は1月、第3年次以上の者は7月または1月とし、予め指定された日時まで提出しなければならない。

(審査委員)

第10条 受理された修士の学位論文等は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを審査する。

2 審査委員は、次の各号に定める者とする。

(1) 指導教授

(2) 修士の学位論文の審査においては、当該論文の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授2名以上。ただし、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの1名に代えて、第3項に定める者を審査委員とすることができる。

(3) 特定の課題についての研究の成果の審査においては、当該研究の成果の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授1名以上。ただし、2名以上とした場合、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの1名に代えて、第4項に定める者を審査委員とすることができる。

3 修士の学位論文等の審査において、指導教授が主査となる。ただし、研究科委員会は、准教授が指導教授である場合において、審査のために必要があると認めたときは、指導教授以外の教授を主

査とすることができる。

4 研究科委員会は、審査のため必要があると認めたときは、第2項に掲げる者以外の本学大学院教員又は学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

5 論文の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

(審査及び試験)

第11条 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を行う。

2 修士の学位論文の審査は、学位論文審査基準を基に行い、特に以下の観点から総合的に行うものとする。

(1) 研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性

(2) 課題を追求する上での方法論の適切性

(3) 研究方法及び調査方法の妥当性

(4) 結論の妥当性

(5) 研究の独創性と研究分野への貢献

3 修士の特定の課題についての研究の成果の審査は、学位論文審査基準を基に行い、特に以下の観点から総合的に行うものとする。

(1) 研究課題の明確性

(2) 課題を追求する上での方法論の適切性

(3) 研究方法及び調査方法の妥当性

(4) 研究の成果の妥当性

(5) 研究の新規性

4 前2項の審査の観点に加えて、各研究科において審査の観点を設けることができる。

5 論文審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験を行わないものとする。

(最終試験)

第12条 修士の学位に関する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について口述試問により行う。ただし、筆記試験を併せて行うこともできる。

2 最終試験は、学位論文を審査した教授が行うものとする。

3 ただしやむを得ないときは、研究科委員会の議を経て変更することができる。

4 最終の成績は、合格、不合格の評語をもってあらわす。

(審査期間)

第13条 修士論文の審査・最終試験は、論文提出期限後概ね3カ月以内に修了するものとする。

(審査委員の報告及び研究科の議決)

第14条 修士論文の審査並びに最終試験の結果は、学位論文等とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、研究科委員会に提出しなければならない。

2 研究科委員会で審議を経て、大学院委員会の承認を得なければならない。

3 前項の研究科委員会の議決は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意を必要とする。

(審査結果の報告)

第15条 研究科長は合格者の氏名及びその修士論文の審査並びに最終試験の結果を速やかに学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位を授与し、修士の学位を授与できない者にはその旨を通知する。

- 2 修士の学位記の授与は、3月及び9月の年2回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3月のみとすることができる。

第4章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

(課程博士の学位論文提出)

第17条 博士課程(後期)に在学する学生が学位を申請しようとするときは、課程博士の学位論文正本1部、副本2部及び論文要旨3部を添えて研究科委員会に提出するものとする。

- 2 課程博士の学位論文は在学中に提出しなければならない。
- 3 前項の場合、論文審査料を免除する。

(審査委員、審査期間、審査報告)

第18条 課程博士の学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が選出する指導教員を含む3名の審査委員が行う。

- 2 研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、または他の大学院等の協力を得ることができる。
- 3 第1項の論文審査及び最終試験は、博士論文受理後1ヵ年以内に終了するものとする。ただし、特別な事由があるときは、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲においてその期間を延長することができる。
- 4 前項の場合には、研究科長は、延長する理由を付してその旨を学長に報告するとともに、当該申請者に通知しなければならない。
- 5 延長した期間内に学位論文の審査及び試験を終了することができない特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲においてその期間を再度延長することができる。この場合には、前項の規定を準用する。
- 6 審査委員は、前項の論文の審査及び最終試験が終了したときは、論文審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(試験)

第19条 課程博士の最終試験は、学位論文を中心として、これと関連する研究領域について口頭又は筆記によって行う。

(研究科の議決)

第20条 研究科委員会は、第18条第6項の報告に基づいて審議し、課程博士の最終試験の可否について議決する。

- 2 前項の議決は、研究科委員会全員の過半数の出席を要し、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(議決報告)

第21条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は文書で学長に報告しなければならない。

(大学院委員会の議決)

第22条 学長は、前条の報告にもとづいて、大学院委員会を召集し、これを審議に付し、大学院委員会は、課程博士の学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決は、大学院委員会全員の3分の2以上の同意を要する。

(課程博士の学位授与)

第23条 学長は、前条の審議を経て決定し、課程博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、課程博士の学位を授与できない者にはその旨通知する。

2 課程博士の学位授与は、3月及び9月の年2回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3月のみとすることができる。

第2節 論文提出による学位

(論文博士の学位論文提出)

第24条 第5条の規定により学位を得ようとする者は、学位申請書、博士論文正本1部、副本2部及び論文要旨3部、履歴書2通及び別に定める論文審査手数料を添えて研究科委員会に提出するものとする。

2 本大学院の博士課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学をした者が、再入学しないで博士の学位を申請する場合は、前項の規程による。

3 第1項により提出した論文及び論文審査手数料は返還しない。

4 本大学院の博士課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学をした者が、退学後3年以内において論文博士の学位授与を申請する場合は、第1項の論文審査手数料を免除する。

(学力の確認)

第25条 第5条第1項の審査の場合、専攻学術について本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学識と研究能力を有することを確認しなければならない。

2 学力の確認は、試問によって行うことを原則とし、試問は口頭及び筆答により行う。

3 本大学院の博士課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、退学から5年以内に論文博士の学位を申請した場合には、前項の学力の確認を免除する。

4 論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省くことができる。

(審査及び審査期間、試験、審査委員、議決)

第26条 論文博士の学位論文の審査及び試験の判定等は、第18条、第19条、第20条、第21条を準用する。
ただし、第18条及び第19条の最終試験は、試験と読み替えるものとする。

(論文博士の学位授与)

第27条 論文博士の学位授与申請者に対する学位記の授与は、第22条、第23条を準用する。

2 論文博士の学位授与は、その都度定める

第3節 学位論文の公表

(学位報告書)

第28条 本学が課程博士及び論文博士の学位（以下「博士の学位」という。）を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に学位報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位論文の審査要旨の公表)

第29条 本学が博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内にその論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 前項の規定により学位論文を公表する場合は、東北福祉大学審査論文である旨明記しなければならない。

(学位論文の公表)

第30条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与した日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される以前に、既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認をうけて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文にかえて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(博士学位論文の保存)

第31条 審査を終了した学位論文は本大学図書館に保存する。

第5章 学位の取消

(学位の取消)

第32条 本学において学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学長は当該研究科委員会の審議決を経て、学位の授与を取消し、学位記を返納させ、かつその旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為を行ったとき。
- (3) 前項の研究科委員会の審議決は、それぞれ委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。

第6章 学位の名称

(学位の名称)

第33条 本学において学位を授与された者が、学位の名称をもちいるときは、次のように本学名を付記しなければならない。

学士（社会福祉学）	（東北福祉大学）
学士（福祉行政学）	（東北福祉大学）
学士（福祉心理学）	（東北福祉大学）
学士（産業福祉学）	（東北福祉大学）
学士（情報福祉学）	（東北福祉大学）
学士（教 育 学）	（東北福祉大学）
学士（看 護 学）	（東北福祉大学）
学士（リハビリテーション学）	（東北福祉大学）
学士（医療経営管理学）	（東北福祉大学）
修士（社会福祉学）	（東北福祉大学）
修士（福祉心理学）	（東北福祉大学）
修士（教 育 学）	（東北福祉大学）
博士（社会福祉学）	（東北福祉大学）

（学位記及び書類の様式）

第34条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は別表のとおりとする。

附 則

1. この規程は、昭和52年4月1日よりこれを施行する。
2. この規程は、平成7年4月1日より一部変更施行する。
3. この規程は、平成14年4月1日より一部変更施行する。
4. この規程は、平成18年4月1日より一部変更施行する。
5. この規程は、平成20年4月1日より一部変更施行する。
6. この規程は、平成26年4月1日より一部変更施行する。
7. この規程は、平成27年4月1日より一部変更施行する。
8. この規程は、平成30年4月1日より一部変更施行する。

別表第 1

(総合福祉学部社会福祉学科)

第 号	平成 年 月 日	東北福祉大学学長	大学印	本籍	氏名	平成 年 月 日生	右は本大学総合福祉学部社会福祉学科所定の課程を 修め本学を卒業したので学士（社会福祉学）学位を授与 する	卒業証書・学位記

別表第 2

(総合福祉学部福祉行政学科)

第 号	平成 年 月 日	東北福祉大学学長	大学印	本籍	氏名	平成 年 月 日生	右は本大学総合福祉学部福祉行政学科所定の課程を 修め本学を卒業したので学士（福祉行政学）学位を授与 する	卒業証書・学位記

別表第 3

(総合福祉学部福祉心理学科)

第 号	平成 年 月 日	東北福祉大学学長	大学印	本籍	氏名	平成 年 月 日生	右は本大学総合福祉学部福祉心理学科所定の課程を 修め本学を卒業したので学士（福祉心理学）学位を授与 する	卒業証書・学位記

別表第 4

(総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科)

第 号	平成 年 月 日	東北福祉大学学長	大学印	本籍	氏名	平成 年 月 日生	右は本大学総合マネジメント学部産業福祉マネジメ ント学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（産 業福祉学）学位を授与する	卒業証書・学位記

別表第5

(総合マネジメント学部情報福祉マネジメント学科)

第 号	東北福祉大学学長	平成 年 月 日	報福祉学) 学位を授与する	右は本大学総合マネジメント学部情報福祉マネジメント学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(情報福祉学)	氏 名	平成 年 月 日生	大学印	本籍	卒業証書・学位記
							大学印	本籍	

(印)

別表第6

(教育学部教育学科)

第 号	東北福祉大学学長	平成 年 月 日	を卒業したので学士(教育学) 学位を授与する	右は本大学教育学部教育学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(教育学)	氏 名	平成 年 月 日生	大学印	本籍	卒業証書・学位記
							大学印	本籍	

(印)

別表第7

(健康科学部健康看護学科)

第 号	東北福祉大学学長	平成 年 月 日	め本学を卒業したので学士(看護学) 学位を授与する	右は本大学健康科学部保健看護学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(看護学)	氏 名	平成 年 月 日生	大学印	本籍	卒業証書・学位記
							大学印	本籍	

(印)

別表第8

(健康科学部リハビリテーション学科)

第 号	東北福祉大学学長	平成 年 月 日	の課程を修め本学を卒業したので学士(リハビリテーション学) 学位を授与する	右は本大学健康科学部リハビリテーション学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(リハビリテーション学)	氏 名	平成 年 月 日生	大学印	本籍	卒業証書・学位記
							大学印	本籍	

(印)

(健康科学部医療経営管理学科)

		卒業証書・学位記	
大学印	本籍	氏名	
		平成 年 月 日生	
右は本大学健康科学部医療経営管理学科所定の課程を 修め本学を卒業したので学士（医療経営管理学）学位を授 与する			
平成 年 月 日			
東北福祉大学学長			
第 号			
	(印)		

(総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程)

		学位記			
		本籍（都道府県名）			
大学印		氏名			
		平成 年 月 日生			
本学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻の修士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したので修士（社会福祉学）の学位を授与する					
平成 年 月 日					
東北福祉大学学長					
修第 号		印			

(総合福祉学研究科福祉心理学専攻修士課程)

		学位記			
		本籍（都道府県名）			
		氏名			
		平成	年	月	日生
本学大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻の修士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したので修士（福祉心理学）の学位を授与する					
平成		年	月	日	
東北福祉大学学長					
修第		号			
(印)					

(教育学研究科教育学専攻修士課程)

学位記
氏名
本籍（都道府県名）
大学印
平成 年 月 日生
本学大学院教育学研究科教育学専攻の修士課程に
おいて所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終
試験に合格したので修士（教育学）の学位を授与する
平成 年 月 日
東北福祉大学学長
修第 号
印

別表第 1 3

(総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程 (後期))

博士 第 号	平成 年 月 日	東北福祉大学学長	⑩	大学印	本籍 (都道府県名)	氏 名	平成 年 月 日生	学位記
本学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻の博士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したので博士 (社会福祉学) の学位を授与する								

別表第 1 4

第 5 条の規程により授与する学位記の様式

博士 第 号	平成 年 月 日	東北福祉大学学長	⑩	大学印	本籍 (都道府県名)	氏 名	平成 年 月 日生	学位記
本大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士 (社会福祉学) の学位を授与する								

別表第 1 5

第 24 条の規定による単位申請書の様式

学位申請書	
年 月 日	
東北福祉大学長 殿	
氏 名	⑩
貴学学位規則第 5 条の規定により論文に論文要旨、履歴書および論文審査手数料〇〇円を添え博士 (社会福祉学) の学位の授与を申請いたします。	

備考 学位申請書は 1 通、論文は正副あわせて 3 部 (参考論文についても同様)、論文要旨は 3 部 (4000 字以内)、履歴書は 2 通を提出すること。

学位論文審査基準

別添 2

東北福祉大学大学院 総合福祉学研究科 ・ 教育学研究科

本研究科では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価し、かつ学位を授与する専門分野の特性を考慮して本研究科の学位授与方針に基づき学位授与を決定する。

区分		修士論文の審査基準		博士論文の審査基準
研究テーマの妥当性	1	明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。	1	申請された学位に妥当であると同時に、明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。
研究方法の適切性 (情報収集の適切性を含む)	2	研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法を採用し、情報や資料の収集、調査、実験、結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。	2	研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法により、情報や資料の収集、調査、実験等を十分に実施し、結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。
	3	先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連および相違を明確に提示しつつ、研究がすすめられていること。	3	先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連および相違を明確に提示しつつ、研究がすすめられていること。
論述・論旨の妥当性	4	修士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開が一貫しており、設定したテーマに対応した明確な結論が提示されていること。	4	博士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開が一貫しており、設定したテーマに対応した明確かつオリジナルな結論が提示されていること。
論文作成能力	5	修士論文の体裁、語句の使用、文章表現、図表の作成法が的確で、かつ情報や文献の引用が適切であること。	5	博士論文の体裁、語句の使用、文章表現、図表の作成法が的確で情報や文献の引用が適切であり、高度な研究者に相応しい論文作成能力があると認められること。
成果の水準	6	研究成果は新規性または有用性が認められ、研究の信頼性が確保されていること。	6	当該学問分野における研究を発展させるに足る知見（学術的価値）が見出されること。また、その点に基づいて申請者が近い将来自立した研究者として、当該分野の中で活躍していく能力及び学識が認められること。
その他			7	国際的なレベルでの高度な知識と技術を有し、協調性を持ちながらも独立した研究者及び専門家としての豊かな学識が認められると同時に、研究者としての倫理を理解し社会への責任を果たすことが期待できること。

履修規程

TOHOKU UNIVERSITY

大学院履修規程

(学則その他との関係)

第1条 この規程は、東北福祉大学大学院総合福祉学研究科・教育学研究科の履修に関しては、東北福祉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び東北福祉大学学位規則（以下「学位規則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導により行うものとする。

(単位の計算方法)

第3条 授業科目の単位の計算方法は、大学院学則第13条に規定するところによる。

(履修方法)

第4条 履修すべき科目、単位及び履修の方法は、博士課程・修士課程の各研究科・専攻ごとに別表に定めるとおりとする。

- 2 授業科目の選択にあたっては、指導教員を定め、その指示を受けなければならない。
- 3 指導教員が研究上必要と認めたときは、研究科以外の授業科目を指定して、履修させることがある。ただし、その場合は、研究科委員会の承認が必要となる。

(履修の登録)

第5条 学生は、履修を希望する科目について、指定の期日までに Web 履修を完了しなければならない。

- 2 履修登録後は、原則として授業科目を追加変更することはできない。

(履修の禁止)

第6条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録していない授業科目
- (2) 単位修得済した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目
- (4) 上級年次配当科目

(単位の認定)

第7条 授業科目の単位の認定は、試験により行う。

- 2 試験は定期試験、追試験、再試験、その他とする。
- 3 試験の方法は、筆記試験、口述試験、その他レポート等の提出による。
- 4 成績は、試験及び平常の成績・出席状況等で総合的に判定する。

(試験)

第8条 試験の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定期試験
原則として、各学期末に行う。
- (2) 追試験
病気その他止むを得ないと認められる事由により、定期試験を受験できなかった者について、本人の願い出に基づき行う。

(3) 再試験

定期試験又は追試験等で不合格となった者については、本人の願い出に基づき、必要と認めた場合に行うことができる。受験料は1科目3,000円とする。

(無資格)

第9条 次に該当するものは、定期試験を受験することはできない。

- (1) その授業科目につき、開講実回数の1／3以上を欠席した者。
- (2) 履修登録をしなかったもの。
- (3) 学費未納者。
- (4) 上級年次配当科目。

2 上記該当者は掲示で発表する。

(成績の評価)

第10条 成績は、優（80点以上）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）で表し、可以上を合格とする。

2 再試験の合格者の成績は、65点を限度とする。

(不正行為)

第11条 各試験にあたり不正行為があった場合は、即時処分として一部又は全科目を無効とし、その他の処分は研究科委員会で決定し発表する。

(課程修了)

第12条 課程修了の認定については、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認に基づき学長が行う。

(その他)

第13条 その他履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は昭和51年4月1日より施行する。
2. この規程は平成11年4月1日より変更施行する。
3. この規程は平成14年4月1日より変更施行する。
4. この規程は平成27年4月1日より変更施行する。

修士課程

TOHOKU UNIVERSITY

修 士 課 程

1. 課程の目的

本学の学部における一般的ならびに専門的教養の上に、さらに広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

2. 修業年限及び在学年限

修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

3. 課程修了の要件

本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目を合わせて30単位以上（ただし、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野は39単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4. 授業科目の履修方法

- (1) 学生は、履修を希望する科目について、指定期日までに履修登録をしなければならない。
- (2) 履修登録後は、原則として授業科目を変更することはできない。
- (3) 履修登録に際しては指導教員と相談の上、履修計画をたてる。

5. 研究指導の方法

- (1) 授業科目の履修及び学位論文等の指導は、研究科委員会が定めた教員によって行う。
- (2) 学生は原則として履修を進めるなかで自らの研究計画に基づき、前項の教員の中から指導教員を希望できる。
- (3) 研究科は、学生に研究の進捗状況、経過報告を求め、専攻ごとに1年次の別に定める期間内に研究計画発表会を開くものとする。
- (4) 研究科は、学生に研究の進捗状況、経過報告を求め、専攻ごとに2年次の別に定める期間内に中間報告会を開くものとする。

6. 学位論文（修士論文）の題目作成、提出

- (1) 学位論文を作成、提出しようとする者は、本修士課程に1年以上在学し、提出する前年度末までに所属専攻の授業科目から20単位以上の単位を修得した者でなければ提出できない。
- (2) 学位論文（修士論文）を提出できる期間は、入学後4年以内とする。
- (3) 学位論文（修士論文）提出予定者は、学位請求論文計画書を、1年次の9月30日まで希望の指導教員名を記載して、大学院事務室に提出のこと。
- (4) 学位論文（修士論文）の提出期日は、論文を提出する年度の1月20日までとし、大学院事務室に提出のこと。
- (5) 学位論文（修士論文）作成要領は学位論文提出要項のとおりとする。

7. 学位論文（修士論文）の審査及び最終試験

- (1) 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを審査する。
- (2) 最終試験は、学位論文を審査した教授が行うものとする。
- (3) 論文審査を不合格と判定されたときは、最終試験を行わないものとする。

博士課程

TOHOKU UNIVERSITY

博 士 課 程

1. 課程の目的

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力およびその基礎となる学識を養うことを目的とする。

2. 修業年限及び在学年限

修業年限は3年とし、6年を超えて在学することはできない。

3. 課程修了の要件

本大学院に3年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ必要な研究指導をうけた上、学位論文（博士論文）の審査及び最終試験に合格するものとする。

4. 授業科目の履修方法

- (1) 学生は、履修を希望する科目について、指定期日までに履修登録をしなければならない。
- (2) 履修登録後は、原則として授業科目を変更することはできない。
- (3) 履修登録に際しては指導教員と相談の上、履修計画をたてる。

5. 研究指導の方法

- (1) 主査指導教員を中心とした複数の指導教員による研究指導体制のもと、専攻分野以外の他分野を含めた視野の広い研究が可能となることを目指す。
 - ① 学生各自に、指導教員として主査指導教員及び副査指導教員を定める。主査指導教員は研究指導に責任ある役割を担い、副査指導教員はこれを補佐する。
 - ② 学生各自に対する主査指導教員及び副査指導教員の選任は、学生の入学後、研究科長、主査指導教員予定者等との面談を終えた後に決定し、研究科委員会で承認を得る。
 - ③ 主査指導教員予定者は、学生から入学選抜の出願前に予め研究内容の相談を受け、その研究指導を承諾していなければならない。
- (2) 指導教員は、指導を受ける学生が入学後は年次追って計画的に研究活動を遂行し、課程の修了期間内に評価に耐え得る学位論文（博士論文）を完成できるよう指導に努める。
- (3) 本課程における学生の研究活動及び指導教員の研究指導は、学位論文の作成に向けて次のスケジュールに沿って行う。
 - ① 本課程の出願時に、研究計画の概要を提出する。
 - ② 入学後、指導教員が決定した学生は、学位論文提出までの研究の進め方についての打ち合わせ、授業科目の履修相談等を行う。
 - ③ 学生は研究を開始するにあたり研究計画書を作成、提出する。研究計画書には研究題目、研究目的、研究方法、研究の背景、研究計画等を記載する。
 - ④ 指導教員は、定期的に学生に研究経過を報告させて指導を行う。

- ⑤ 中間発表会では、教員や他学生の質疑、講評をうけ、以後の論文作成への課題を把握する機会とする。
 - ⑥ 2年次終了時には、研究の進み具合を見ながら、指導教員の指導のもとに博士論文作成計画書を提出する。
- (4) 学生自らが研究テーマを開拓でき得る高度な能力と学識を養うために、研究指導の一環として次の項目を特に指導する。
- ① 学会活動としては、学生自らの研究成果を所属学会にて毎年1回以上報告発表する。
 - ② TA制度を活用し、学部、修士課程の教育における講義、演習、実習等の補助業務を通じて、自らの教育力や研究力を高める訓練の機会を提供する。

6. 論文審査、最終試験、課程修了、学位授与

論文審査等については、学位規則の定めるところによる。

学位論文提出要項



TOHOKU UNIVERSITY

〔修士課程論文提出要項〕

東北福祉大学大学院修士課程修了要件の一つである修士論文は以下の作成基準に従って作成すること。

1. 形式

用紙サイズ	A 4 縦	
用 紙 方 向	縦置き	
余 白	上	30mm
	下	30mm
	左	30mm
	右	30mm
文 字 方 向	横書き	
字 体	明朝体	
文字サイズ	10.5ポイント	
	和文	全角
	欧文	半角
	数字	半角の算用数字
行 数	40行／ページ	
字 数	40字／行	
タ ブ	5 字間隔	

2. 字数

上記形式に従い、図表・注・引用文献を含めて40,000字以上とする。図表は1点につき600字換算とする。1頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。

3. 執筆にあたり

- (1) 上記形式に従い、ワープロまたはパソコンで作成し、印字した論文は正本・副本の2部を提出する。
- (2) 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注・引用文献・参考文献の記述形式は「4. 注および引用・参考文献の表示について」にて詳細を記す。
- (3) 本文の冒頭に要約を記す。
- (4) 利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をなすこと。

4. 注および引用・参考文献の表示について

(1) 注の表示について

①本文注と文献注を明確に分離する。

例1) 佐藤(1999:531)は、Xについて「————」と述べている¹⁾。

例2) 佐藤は、Xについて「————」と述べている(佐藤1999:531)¹⁾。

著者名・発行年・引用ページを本文に挿入する。ただし、引用文献が論文などで出所が分かりやすい場合は引用ページを記載しなくてもよいが、単行本などの場合は出所が分かりやすいように、引用ページを明示する。

②文末には、注と文献の欄を別に設ける。

(なお、右肩添え字は注の指示であって引用文献の指示ではない)

例) (注)

1) ただし佐藤は、Yについてはこれほど明確に述べているわけではない。

(文献)

佐藤豊道(1999)「————論文名————」『——著書名——』巻数－号数, ページ数.

(2) 句読点の使用について

佐藤は、Xについて「————」と述べている(佐藤1999:531)¹⁾。
コンマとピリオドを用いる。

(3) 引用について

基本的に、論文中の引用方式を統一する。

①短い引用の場合

本文中に「 」でくくる形で引用を行なう。その際、引用文中に「 」が使用されている場合は『 』に変更する。

②長い引用の場合（□は空欄を表す）

本文・

1行空ける

□□□

□□

□□ （佐藤1999：531）

1行空ける

□本文・

③翻訳のある外国書からの引用について

原典から直接引用する場合は Julie Pryke and Martin Tomas（1998：23-4）あるいは（Julie Pryke and Martin Tomas 1998:23-4）のように記載し、翻訳書から引用する場合は Julie Pryke and Martin Tomas（= 1998：34-5）あるいは（Julie Pryke and Martin Tomas = 1998：34-5）のように記載する。

(4) 参照の表示の仕方について

X についての先行研究を概観すると次のような特徴がみられる（名前：西暦出版年；名前：西暦出版年；名前：西暦出版年）。

(5) 文献の記載方法について

①邦文の文献

1) 単著の場合

著者名（出版年）『書名（タイトル——サブタイトル）』出版社名。

2) 共著の場合

文献上の著者順（出版年）『書名（タイトル——サブタイトル）』出版社名。

3) 編著の場合

編者名（出版年）『書名（タイトル——サブタイトル）』出版社名。

4) 編書論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」編者名『書名』出版社名，論文初頁—終頁。

5) 雑誌論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」『掲載雑誌（もしくは紀要）名』巻（号），論文初頁—終頁。

※ 1 3名を越える著者については3名まで連記し、それ以上は「ほか（欧文の場合は et al）」で表記する。

※ 2 『雑誌名』『紀要名』は出版元に関する表記は原則必要ないが、その名だけでは出版元がわかりにくい場合は表記する。

※ 3 雑誌・紀要の巻・号については、例えば第42巻第2号を42(2)と表記する。巻のみ、もしくは号のみの場合は、例えば第25号を25と表記する。

※ 4 掲載ページが年巻通算ページで記載されているものは、そのページで表記する。その場合は、号数表示を省略してよい。

6) 翻訳書の場合

原典の書誌情報。（= 翻訳の出版年，訳者名『訳書のタイトル』出版社名。）

例 1)

Thane, Patricia (1996) *The Foundaions of The Welfare State, 2nd Ed.*, Longman. (= 2000, 深澤和子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史——経済・社会・政治・文化的背景』ミネルヴァ書房。)

例 2)

Thane, Patricia (1996) *The Foundaions of The Welfare State, 2nd Ed.*, Longman. (= 2000, 深澤和子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史——経済・社会・政治・文化的背景』ミネルヴァ書房。)

※ 1 原典の書名はイタリック体で表記するか、もしくは下線を引く。

※2 ファースト・オーサーのみ ファミリーネーム, ファーストネーム ミドルネーム (イニシャルのみ). で表記し、後はファミリーネーム, ファースト/ミドルネーム (イニシャルのみ). で表記する。複数の表示は and を使用する。

※3 掲載雑誌名・書名はイタリック体、もしくは下線を引く。

- 7) 初出誌の掲載誌と再掲編著書を共に示したい場合
初出誌に関する書誌情報 (再録: 再録編著書に関する書誌情報)
※掲載ページ表示において123-157という場合には、123-57という表示でよい。
- 8) 調査報告書の場合
研究代表者名 (刊行年) 『タイトル』 ○○年度○○○○報告書, 研究機関名。
- 9) 政府刊行物等の場合
編集機関名 (出版年) 『タイトル』 発行元。
- 10) 修士論文・博士論文の場合
著者名 (論文提出年) 「論文タイトル」 ○○大学大学院○○学研究科○○年度修士論文 (ある□いは博士学位論文)。
- 11) 学会報告原稿の場合
著者名 (発行年) 「原稿タイトル」 『学会報告要旨集名』 (開催大学名), ページ。
- 12) 電子メディア情報の場合
著者名 (公表年または最新の更新年) 「当該情報のタイトル」 (URL, アクセス年月日)。

②欧文の文献

1) 単著の場合

例1)

著者のファミリーネーム, ファーストネーム ミドルネーム (出版年) タイトル: サブタイトル
□ル, 出版社名。

例2)

著者のファミリーネーム, ファーストネーム ミドルネーム (出版年) タイトル: サブタイトル
□ル, 出版社名。

※1 タイトル: サブタイトルはイタリック体もしくは下線を引く。

※2 ファーストネーム ミドルネームはイニシャルだけでもよい。その場合は、イニシャル.
(ピリオド) となる。

2) 共著の場合

ファーストオーサーのファミリーネーム, ファーストネーム ミドルネーム and 共著者のファミ
□リーネーム, ファーストネーム ミドルネーム. (出版年) 書名, 出版社名。

3) 編書の場合

編者名の後に、編者が1人の場合は ed. 複数の場合は eds. を入れる。

4) 書籍掲載論文の場合

(例)

Stalker, Susan (2001) Inclusive Daytime Opportunities for People with Learning Disabilities, Chris Clark
□ed. Adult Day Services and Social Inclusion. Jessica Kingsley Publishers, 46-66.

5) 雑誌論文の場合

(例)

Schoenberg, Nancy E., Coward, R. T. and Albrecht, S. L. (2001) Attitudes of Older Adults About
□Community-Based Services: Emergent Themes from In-Depth Interviews, Journal of Gerontological
□Social Work, 35(4), 3-20.

(6) 文末における注リストの記載方式: 片カッコNo.を列挙する。

例) (注)

1) □ 本文

□□

2)

3)

:

(7) 文末における文献リストの記載方法

①文献リストには本文中の引用もしくは言及した文献のみを記載する。

- ② 1 文献ごとに改行する。
- ③ 著者（ファーストオーサーのファミリーネーム）の ABC 順に並べる。日本人のラ行は R の位置につける。
- ④ 同一著者の複数の文献がある場合は、出版年の古い順に並べる。
- ⑤ 同一著者の複数の文献が同一出版年である場合は、（出版年 a）（出版年 b）（出版年 c）という具合に並べる。
- ⑥ 同一著者が共著のファーストオーサーになっている場合は、単著が終わった後に並べる。

例）（文献）

・
☐
 ・
☐
 ・
 :

本要項は日本社会福祉学会機関誌執筆要領、日本社会学会編集委員会『社会学評論スタイルガイド』、日本心理学会『心理学研究 執筆・投稿の手びき（1991年改訂版）』を参考にしている。

5. 製本

5.1 製本方法

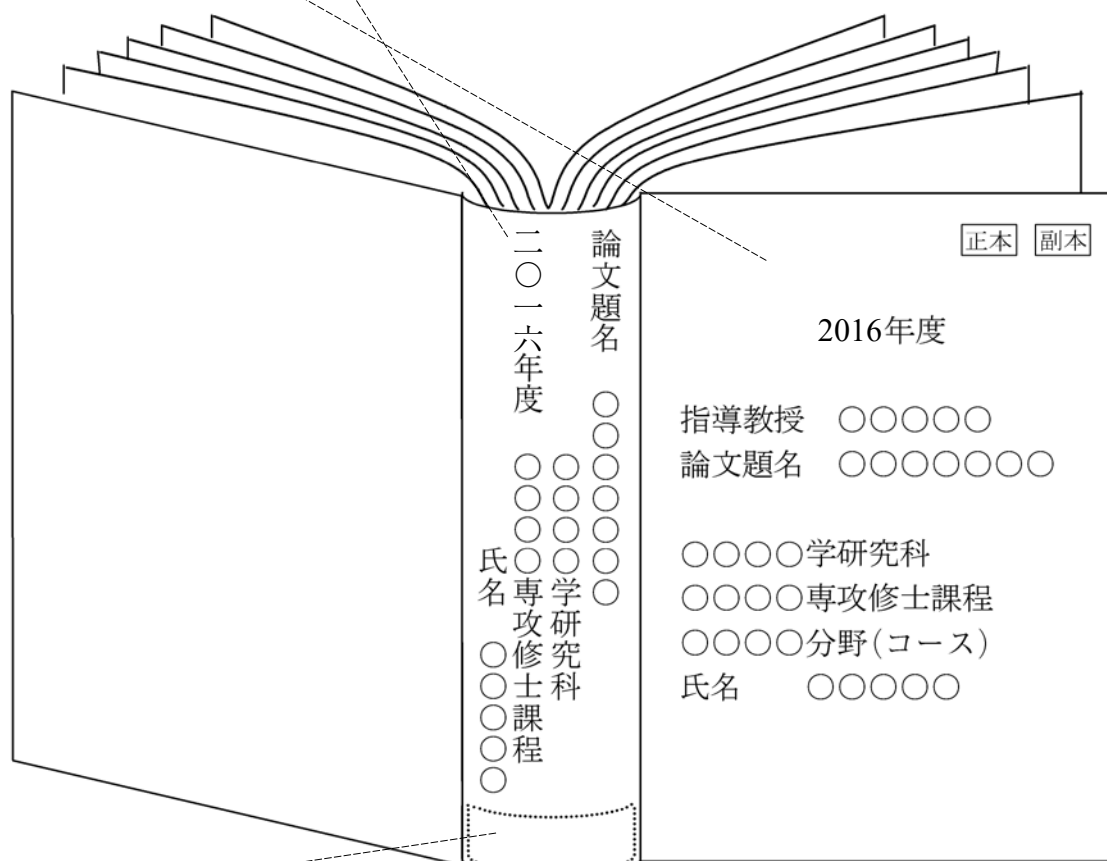
修士論文は以後の差し替えが行えないように簡易製本をして正本・副本の2部提出すること。例えば次の方法で製本する。

- ・ オフィス等に備えられている簡易製本機による製本
- ・ 市販されている簡易製本キットによる製本
- ・ 業者による簡易製本

5.2 記載事項

綴じ方および「表紙」、「背表紙」等の記載事項は次図のとおりである。

例)



「背表紙の下部」には保存用ラベルを添付するので 4 cm 空ける。
 表紙裏に論文審査票をのりづけすること。

- □□□□□□□□副題□□□□□□□□ -

△△ G □△△△ □□氏名□□

要約

[illegible]

1. 章タイトル□□□

1.1 節タイトル□□□

[illegible]

1.2 節タイトル□□□

図1 □□□図表名□□□

--	--	--

出典：□□データの出所□□「□□□データ名□□□」□□データ年□□

注 1) 本文中に注釈記号をつけた場合はページに脚注をつける。

2) または論文末尾に注釈を示す。

引用·参考文献

[illegible]

〔博士課程論文提出要項〕

東北福祉大学大学院博士論文執筆有資格者認定試験 に関する申合せ事項【甲】

課程博士の学位論文を提出しようとする者があるときは、学位論文等の受理に先立ち、前年度末までに、下記のとおり博士課程論文執筆有資格者認定試験（以下「認定試験」という。）を行うものとする。

1 出願資格

認定試験を願い出る者（以下「出願者」という。）は、博士課程に2年以上在学（見込者を含む。）し、所定の研究指導を受けた者に限る。

2 出願手続

出願者は、次の①～②の書類を主査指導教員に提出するものとする。

① 博士論文執筆有資格者認定試験受験願 1部《様式(1)－①》

② 博士論文作成計画書

ア) 学位論文の要旨〔執筆予定〕 《様式(1)－②－1》

イ) 学位論文の概要〔執筆予定〕 《様式(1)－②－2》

③ 上記②は、認定試験審査会を構成する教員の人数分を提出すること。

3 認定試験審査会

① 認定試験の願い出があるときは、出願者ごとに認定試験審査会を置く。

② 認定試験審査会は、提出された計画書等の内容の検討を行い、学位論文の作成に値するか否かを審査する。

③ 認定試験審査会は、その時点までの研究の成果の審査及び口述試問等により認定試験を行う。

④ 認定試験審査会は、主査指導教員及び副査指導教員で組織する。

⑤ 主査指導教員は、認定試験審査会を招集し、議長となる。

⑥ 認定試験審査会は、計画書等の内容が学位論文の作成に値すると認めるか否かの判定を記した博士論文執筆有資格者認定試験結果報告書（以下「結果報告書」という。）を、専攻主任に提出するものとする。

4 研究科委員会への報告

① 専攻主任は、結果報告書に基づき、認定試験の結果を専攻会議に報告するとともに、結果報告書を研究科長に提出するものとする。

② 研究科長は、結果報告書に基づき、認定試験の結果を研究科委員会に報告するものとする。

附 則

この申合せは、平成14年4月1日より施行する。

東北福祉大学大学院課程博士の学位論文審査の予備審査 に関する申合せ事項【甲】

学位論文を提出しようとする者があるときは、学位論文等の受理に先立ち、下記のとおり予備審査を行うものとする。ただし、学位論文を提出しようとする者は、あらかじめ実施される博士論文執筆有資格者認定試験に合格したものに限る。

1 出願手続

予備審査を願い出る者（以下「出願者」という。）は、次の①～⑧の書類を、学位論文を提出する4ヶ月前までに、主査指導教員に提出するものとする。

- ① 学位論文予備審査願 1部《様式(2)－①》
- ② 学位論文（予備審査用）
- ③ 学位論文の要旨 《様式(2)－②》
- ④ 学位論文の概要 《様式(2)－③》
- ⑤ 論文目録 《様式(2)－④》
- ⑥ 参考論文 各1部
- ⑦ 履 歴 書 《様式(2)－⑤》
- ⑧ その他参考となる論文等 各1部
- ⑨ 上記②の「学位論文（予備審査用）」とは、正式の提出用の論文又は書式及び体裁のほぼ整っているものであること。「予備審査用」と明示すること。
- ⑩ 上記②、③、④、⑤及び⑦は、予備審査会を構成する教員の人数分を提出すること。

2 予備審査会

- ① 予備審査の願い出があったときは、主査指導教員は、出願者ごとに予備審査会を組織し、専攻主任を経て研究科長へ届け出るものとする。
- ② 予備審査は、提出された論文等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否かをあらかじめ審査する。
- ③ 予備審査会は、論文等の内容について論文発表会を開催する。論文発表会は、論文内容の客観的評価のために開催するものであり、論文発表会の運営は主査指導教員が行う。論文発表会の開催通知書及び論文の概要は、研究科のすべての教員に配布するものとする。
- ④ 予備審査会は、出願者の所属する研究科の主査指導教員を含む3名以上で組織する。
- ⑤ 予備審査に当たって必要があるときは、出願者の所属する研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、予備審査に加えることができるものとする。
- ⑥ 主査指導教員は、予備審査会を招集し、議長となる。
- ⑦ 予備審査会は、予備審査終了後、直ちに、予備審査結果報告書を専攻主任に提出するものとする。

3 審査委員候補者の選出

専攻主任は、予備審査結果報告書に基づき、専攻の承認を経て、出願者を学位論文提出予定者と認定し、その者ごとに、審査委員候補者を選出するものとする。

4 研究科長への報告

専攻主任は、審査委員候補者を選出後、直ちに、予備審査結果報告書及び審査委員候補者名簿を研究科長に報告するものとする。

附 則

この申合せは、平成14年4月1日より施行する。

東北福祉大学大学院課程博士の学位論文審査に関する 申合せ事項【甲】

この内規は、東北福祉大学大学院総合福祉学研究科（以下「研究科」という。）において課程博士の学位を授与するにあたり、学位論文の審査等に関し必要な事項を定める。

1 出願手続

研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- ① 学位申請書 1部《学位規則の様式10》
- ② 学位論文
- ③ 学位論文の要旨 《様式(2)－②》
- ④ 学位論文の概要 《様式(2)－③》
- ⑤ 論文目録 《様式(2)－④》
- ⑥ 参考論文 各1部
- ⑦ 履歴書 《様式(2)－⑤》
- ⑧ その他参考となる論文等 各1部
- ⑨ 上記②、③、④、⑤及び⑦は、審査委員会を構成する審査委員の人数分を提出すること。

2 出願時期

学位論文等の提出時期は、1月及び7月とする。但し、研究科委員会が特に必要と認めたときは、提出の時期を別に定めることができる。

3 審査委員会

- ① 学位申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、学位論文提出者ごとに審査委員会を置く。審査委員会の構成は、東北福祉大学学位規則第10条・第18条の定めるところによる。
- ② 主査は審査委員会を招集し、その議長となる。
- ③ 審査委員会は、学位論文の審査を行う。
- ④ 審査委員会は、学位論文を中心として口述又は筆記により最終試験を行う。但し、審査委員会が必要があると認めるときは、これに関連する科目について試験を行うことができる。
なお、最終試験は、予備審査会が開催した論文発表会をもって代えることができるものとする。
- ⑤ 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書を、専攻主任を経て、研究科長に提出するものとする。

附 則

この申合せは、平成14年4月1日より施行する。

東北福祉大学大学院の博士課程（後期）を経ない者の 学位論文審査の予備審査に関する申合せ事項【乙】

東北福祉大学大学院総合福祉学研究科博士課程（後期）（以下「博士課程（後期）」という。）を経ない者、当該研究科に学位の授与を申請しようとする者があるときは、学位論文等の受理に先立ち、下記のとおり予備審査を行うものとする。

1 出願資格

- ① 博士課程（後期）を経ない者で、学位授与の申請をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - ア 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
 - イ 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
 - ウ 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
 - エ 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、9年以上の研究歴を有する者
 - オ 高等学校を卒業した後、12年以上の研究歴を有する者
 - カ その他、前各号以外の学歴を有する者で、研究歴が博士課程修了者と同等以上と認められた者
- ② 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。
 - ア 大学あるいは大学院の専任教員として研究に従事した期間
 - イ 大学あるいは大学院の研究生として研究に従事した期間
 - ウ 大学院の学生として研究に従事した期間
 - エ 権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した期間
 - オ 大学が前各号と同等以上と認める研究に従事した期間

2 出願手続

予備審査を願い出る者（以下「出願者」という。）は、次の①～⑪の書類を、学位論文を提出する4ヵ月前までに、論文の内容に関係の深い学術領域の教員（以下「紹介指導教員」という。）に提出するものとする。

- ① 学位論文予備審査願 1部《様式(4)－①》
- ② 学位論文（予備審査用）
- ③ 学位論文の要旨 《様式(2)－②》
- ④ 学位論文の概要 《様式(2)－③》
- ⑤ 論文目録 《様式(2)－④》
- ⑥ 参考論文 各1部
- ⑦ 履歴書 《様式(2)－⑤》
- ⑧ その他参考となる論文等 各1部
- ⑨ 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書 各1部
- ⑩ 研究従事内容証明書 1部《様式(4)－②》
- ⑪ 住民票記載事項証明書 各1部《様式(6)》

- ⑫ 外国人留学生は、上記⑪の書類に代えて、外国人登録済証明書を提出すること。
- ⑬ 上記②の「学位論文（予備審査用）」とは、正式の提出用の論文又は書式及び体裁のほぼ整っているものであること。「予備審査用」と明示すること。
- ⑭ 上記②、③、④、⑤及び⑦は、学位申請資格審査会を構成する教員の人数分を提出すること。

3 学位申請資格審査会

- ① 予備審査の願い出があったときは、紹介指導教員は、出願者の学位申請資格の有無の審査を、専攻主任を経て研究科長に申し出るものとする。
- ② 研究科長は、学位申請資格の有無を審査するため学位申請資格審査会（以下「資格審査会」という。）を設置する。
- ③ 資格審査会は、研究科長及び専攻主任、研究科委員会から選出された2名の教授で組織する。
- ④ 研究科長は、資格審査会を招集し、その議長となる。
- ⑤ 資格審査会が必要と認めたときは、審査員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 予備審査会

- ① 紹介指導教員は、資格審査会において学位論文の申請資格を有すると認定された者について、出願者ごとに予備審査会を組織し、専攻主任を経て研究科長へ届け出るものとする。
- ② 予備審査会は、提出された論文等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否かを予め審査する。
- ③ 予備審査会は、論文等の内容について論文発表会を開催する。論文発表会は、論文内容の客観的評価のために開催するものであり、論文発表会の運営は紹介指導教員が行う。論文発表会の開催通知書及び論文の概要は、研究科のすべての教員に配布するものとする。
- ④ 予備審査会は、紹介指導教員の所属する研究科の、紹介指導教員を含む3名以上で組織する。
- ⑤ 予備審査に当たって必要があるときは、紹介指導教員の所属する研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、予備審査に加えることができるものとする。
- ⑥ 紹介指導教員は、予備審査会を招集し、議長となる。
- ⑦ 予備審査会は、予備審査終了後、直ちに、予備審査結果報告書を専攻主任に提出するものとする。

5 審査委員候補者の選出

専攻主任は、予備審査結果報告書に基づき、専攻の承認を経て、出願者を学位論文提出予定者と認定し、その者ごとに、審査委員候補者を選出するものとする。

6 研究科長への報告

専攻主任は、審査委員候補者を選出後、直ちに、予備審査結果報告書及び審査委員候補者名簿を研究科長に報告するものとする。

附 則

この申合せは、平成14年4月1日より施行する。

東北福祉大学大学院博士課程（後期）を経ない者の 学位論文審査に関する申合せ事項【乙】

この申合せは、東北福祉大学大学院総合福祉学研究科博士課程（後期）（以下「博士課程（後期）」という。）において論文提出により博士の学位を授与するにあたり、学位論文審査等に関し必要な事項を定める。

1 出願手続

博士課程（後期）を経ない者が、学位論文の審査を願い出るときは、次の各号に掲げる書類を紹介指導員を経て研究科長に提出するものとする。

- ① 学位申請書 1部《学位規則の別表第10》
- ② 学位論文
- ③ 学位論文の要旨 《様式(2)－②》
- ④ 学位論文の概要 《様式(2)－③》
- ⑤ 論文目録 《様式(2)－④》
- ⑥ 参考論文 各1部
- ⑦ 履歴書 《様式(2)－⑤》
- ⑧ その他参考となる論文等 各1部
- ⑨ 上記②、③、④、⑤及び⑦は、審査委員会を構成する審査委員の人数分を提出すること。

2 出願時期

学位論文等の提出時期は、1月及び7月とする。但し、研究科委員会が特に必要と認めたときは、提出の時期を別に定めることができる。

3 審査委員会

- ① 学位申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、学位論文提出者ごとに審査委員会を置く。審査委員会の構成は、東北福祉大学学位規則第10条・第18条の定めるところによる。
- ② 主査は審査委員会を招集し、その議長となる。
- ③ 審査委員会は、学位論文及び付記する専攻分野の名称の審査を行う。
- ④ 審査委員会は、学位論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について口述又は筆記により学力の確認を行う。
- ⑤ 審査委員会は、学位論文の審査、付記する専攻分野の名称の審査、及び学力の確認が終了したときは、学位審査報告書を、専攻主任を経て、研究科長に提出するものとする。

附 則

この申合せは、平成14年4月1日より施行する。

《様式(1)－①》

平成 年 月 日

主査指導教員 殿

研 究 科
専 攻
氏 名
年 月 日生

博士論文執筆有資格者認定試験願

このたび下記の書類等を提出いたしますので、博士論文執筆有資格者認定試験をお願いいたします。

記

博士論文作成計画書
その1 学位論文の要旨（執筆予定） ○部
その2 学位論文の概要（執筆予定） ○部

（注）上記書類は、認定試験審査会を構成する教員の人数分を提出すること。

《様式(1)－②－1》

（博士論文作成計画書 その1）
学位論文の要旨（執筆予定）

学籍番号
氏 名

1. 論文題目（副題を含む）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（欧文の場合は、和訳を添付する）

2. 論文の要旨
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注）A4用紙5枚程度にまとめること。

《様式(1)－②－2》

（博士論文作成計画書 その2）
学位論文の概要（執筆予定）

学籍番号
氏 名

1. 論文題目（副題を含む）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（欧文の場合は、和訳を添付する）

2. 論文の要旨
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注）A4用紙1枚にまとめること。

《様式(2)－①》

平成 年 月 日

主査指導教員 殿

研 究 科
専 攻
氏 名
年 月 日生

学 位 論 文 予 備 審 査 願

このたび学位論文等の提出に先立ち、下記の書類を提出いたしますので、予備審査をお願いいたします。

記

学位論文（予備審査用）	○部
学 位 論 文 の 要 旨	○部
学 位 論 文 の 概 要	○部
論 文 目 録	○部
参 考 論 文	各1部
履 歴 書	○部
その他参考となる論文等	各1部

《様式(2)－②》

学位論文の要旨

学籍番号
氏名

1. 論文題目（副題を含む）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
(欧文の場合は、和訳を添付する)

2. 論文の要旨
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(注) A4用紙5枚程度にまとめること。

《様式(2)－③》

学位論文の概要

学籍番号
氏名

1. 論文題目（副題を含む）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
(欧文の場合は、和訳を添付する)

2. 論文の概要
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(注) A4用紙1枚程度にまとめること。

《様式(2)－④》

論文目録

学籍番号
氏名

学位論文
論文題目（副題を含む）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
(欧文の場合は、和訳を添付する)
(学位論文が原著論文で印刷公表されたもの場合は、出典等を記載する。)

参考文献
著書
1 「○○○○○○○○○○」
○○○○、○○○○、○○○○、(著者氏名または共著者名、編者名) 単著・共著の別、発行所名、○年○月○日発行、全○頁（または○～○頁）
2 「○○○○○○○○○○」
○○○○、○○○○、○○○○、(著者氏名または共著者名、編者名) 単著・共著の別、発行所名、○年○月○日発行、全○頁（または○～○頁）

学術論文
1 「○○○○○○○○○○」
○○○○、○○○○、○○○○、(著者氏名または共著者名) 発表雑誌名、第○巻、第○号、○年○月○日発行、○～○頁
2 「○○○○○○○○○○」
○○○○、○○○○、○○○○、(著者氏名または共著者名) 発表雑誌名、第○巻、第○号、○年○月○日発行に掲載予定、○～○頁
3
口頭発表
1 「○○○○○○○○○○」
○○○○、○○○○、○○○○、(発表者氏名)
発表学会名、場所、○年○月○日
2
特許
1 「○○○○○○○○○○」
○○○○、○○○○、○○○○ (出願者氏名)
○年○月○日出願

《様式(2)－⑤》

履歴書

ふりがな氏名	年 月 日生 (満)	男 女 歳	本籍 (都道府県名のみ記入) 又は国籍	都道府県
現住所	〒 電話 () -			
区分	年 月 日	事 項		
学	年号○年○月○日	○○県立○○ 高等学校 卒業		
	年号○年○月○日	○○大学○○学部○○学科○○専攻 入学		
	年号○年○月○日	同 卒業		
	年号○年○月○日	○○大学大学院○○研究科修士課程○○専攻入学		
	年号○年○月○日	同 修了		
歴	年号○年○月○日	○○大学大学院○○研究科修士課程○○専攻入学		
	年号○年○月○日	同 修了見込		
職 歴	年号○年○月○日	○○○○○○○○ 入社		
	年号○年○月○日	現在に至る。		
	年号○年○月○日			
学 会 等 に 関 する 活 動	年号○年○月○日	○○○○学会 入会		
	年号○年○月○日	○○○○学会 入会 ○○年より理事		
	年号 年 月 日			
賞 罰	年号 年 月 日	なし		
	年号 年 月 日			
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏名 印				

《様式(4)－①》

紹介指導教員	平成 年 月 日
殿	
	所 属 身 分 氏 名 年 月 日生
学位論文予備審査願	
このたび学位論文等の提出に先立ち、下記の書類を提出いたしますので、予備審査をお願いいたします。	
記	
学位論文（予備審査用）	○部
学 位 論 文 の 要 旨	○部
学 位 論 文 の 概 要	○部
論 文 目 録	○部
参 考 論 文	各1部
履 歴 書	○部
その他参考となる論文等	各1部
最終出身学校の卒業（修了）	
証明書及び成績証明書	1部
研究従事内容証明書	1部
住民票記載事項証明書	1部

《様式(4)－②》

研究従事内容証明書	
氏 名	年 月 日生
1. 研究機関名及び職名	
2. 研究従事期間	
自	年 月 日
至	年 月 日
3. 研究題目	
上記のとおり研究に従事したことを証明する。	
平成 年 月 日	所属長
	印

《様式(6)》

住 民 票 記 載 事 項 証 明 書				
住 所				
本籍地	都・道 府・県	世帯主		
氏 名 ふりがな	昭和 年 月 日生	性 別	世帯主	
		男・女	続 柄	
備 考				

上記の事項は、住民票に記載があることを証明する。

平成 年 月 日

市区町村長

印

東北福祉大学大学院博士課程を退学した者の学位論文審査 に関する申合せ事項【甲・乙】

東北福祉大学大学院総合福祉学研究科博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのみで退学した者（以下「満期退学者」という。）に、当該研究科において博士の学位を授与するにあたり必要な事項を定める。

1 満期退学者が再入学して博士の学位の授与を申請する場合

- ① 満期退学者が再入学して博士の学位の授与を申請する場合は、東北福祉大学学位規則（以下「学位規則」という。）第17条第2項の規定による。
- ② 出願手続き、出願時期及び審査（委員）会等の学位論文審査等に必要な事項については「東北福祉大学大学院博士論文執筆有資格者認定試験に関する申合せ事項」、「東北福祉大学大学院課程博士の学位論文審査の予備審査に関する申合せ事項」並びに「東北福祉大学大学院課程博士の学位論文審査に関する申合せ事項」に定めるところによる。
- ③ 満期退学者のうち、当初の在学期間中に博士論文執筆有資格者認定試験に合格した者については、再入学後に同認定試験を免除するものとする。

2 満期退学者が再入学しないで博士の学位の授与を申請する場合

- ① 満期退学者が再入学しないで博士の学位の授与を申請する場合は、大学院学則第22条第1項の規定による。
- ② 出願手続き、出願時期及び審査（委員）会等の学位論文審査等に必要な事項については「東北福祉大学大学院博士課程（後期）を経ない者の学位論文審査に関する申合せ事項」、「東北福祉大学大学院博士課程（後期）を経ない者の学位論文審査の予備審査に関する申合せ事項」に定めるところによる。
- ③ 満期退学者のうち、在学期間中に博士論文執筆有資格者認定試験に合格した者については、学位申請資格審査を免除するものとする。
- ④ 満期退学者のうち、退学後5年以内に博士の学位の授与を申請する者については、学力の確認を免除することができるものとする。

附 則

この申合せ事項は、平成14年4月1日より施行する。

修業年限満了ならびに単位修得後に学位論文を提出することができない者の学籍の取扱いに関する申合せ事項

東北福祉大学大学院総合福祉学研究科博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は見込みの者が、学位論文を提出することができない場合は、所定の願書により、次のいずれかの手続きを行うものとする。

- ① 修業年限満了ならびに単位修得後における退学許可願
- ② 修業年限延長願

附 則

この申合せ事項は、平成14年4月1日より施行する。

《様式》

修業年限満了ならびに単位修得後における退学願

平成 年 月 日

東北福祉大学
学長 殿

大学院 研究科 専攻（博士課程）
学籍番号 氏名 印
主指導教員 印

下記のとおり退学いたしたいので、許可願います。

記

退学日	平成 年 月 日
理 由	

《様式》

修 業 年 限 延 長 願

平成 年 月 日

東北福祉大学
学長 殿

大学院 研究科 専攻（博士課程）
学籍番号 氏名 印
主指導教員 印

大学院の修業年限を下記の期間について延長いたしたいので、許可願います。

記

期間延長	平成 年 月 日～平成 年 月 日
延長の理由	

臨床心理士

TOHOKU UNIVERSITY
TOHOKU UNIVERSITY
TOHOKU UNIVERSITY

臨床心理士について

◎臨床心理士とは

「臨床心理士」とは、臨床心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を取り扱う「心の専門家」のことです。これまで日本では、このような心の問題に取り組む専門家は、「カウンセラー」「サイコセラピスト」「心理相談員」などの名称で専門的な活動を行なってきました。しかし、このような専門家に対する資格制度の整備が遅れていました。そこで、心の問題に取り組む専門家の資格認定を行なうために、心理臨床に関連のある16の学術団体（学会）の総意に基づいて、1998年（昭和63年）に「日本臨床心理士資格認定協会」が設立され、「臨床心理士」の資格認定が開始されました。さらに、この協会は、2年後（1990年）には、文部科学省から公益法人格をもつ財団法人として認められ、文部科学省の実施するスクールカウンセラーの任用をはじめさまざまな領域で活躍しています。

◎臨床心理士の職域

ライフステージに応じ、次のような場が職域となります。

① 教育の分野を中心とした職域

発達、学業、生活面などでの問題に対して心理的援助を行う。本人との面接のほか、保護者面接、教師へのコンサルテーションなどを実施し、必要があれば、他の機関との橋渡し役も務める。

職場として、学校内の相談室、教育センター、各種教育相談機関など。

② 医療・保健の分野を中心とした職域

こころの問題で不適応に陥っている人、病気やけがなどをしている人への心理的援助を行う。心理テスト、心理療法のほかに、デイケアやコンサルテーションなどの活動を行う。市町村の保健センターでは、保健師とともに乳幼児の健康診査・発達相談などを実施する。

職場として、病院・診療所（精神科、心療内科、小児科、その他）、保健所、精神保健福祉センター、リハビリテーションセンター、市町村の保健センターなど。

③ 福祉の分野を中心とした職域

子どもの心身の発達、非行、障害児・者、女性問題などの福祉に関することに対して、心理的側面から援助する。

職場として、児童相談所、療育施設、心身障害者福祉センター、女性相談センター、障害者作業所、各種福祉機関など。

④ 司法・矯正の分野を中心とした職域

社会的処遇を決定する際の心理的側面に関するテストや調査、矯正に向けての心理面接などを行う。

職場として、家庭裁判所、少年鑑別所、刑務所、拘置所、少年院、保護観察所、児童自立支援施設、警察関係の相談室など。

⑤ 労働・産業の分野を中心とした職域

職業生活の遂行のために、面接や、職場内へのコンサルテーションなどの心理的援助を行う。就業の相談では、職業への適性を調査する。

職場として、企業内相談室、企業内健康管理センター、安全保健センター、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなど。

上記のほかに、臨床心理士が活躍できる比較的新しい職域・職種として、スクールカウンセラー、犯罪被害者支援、子育て支援、高齢者支援、ターミナルケアなどがあげられる。また、教育の分野では、臨床心理士の養成に努めている有資格者の大学教員がいるほか、分野としては多岐にわたるが、個人で開室している臨床心理士も徐々に増加しつつある。

教職関係資格



TOHOKU UNIVERSITY

教員資格（教育職員免許状）について

(1) 教員免許状修得の方法

大学院修了後、教育職員（以下教員と略述）を希望するものは、「教育職員免許法」に基づき所定の単位を修得することによって「教育職員免許状」が修得できます。

その科目は、

①教職に関する科目	取得希望の免許教科に関係なく修得しなければならない
②教科に関する科目	取得希望の免許に応じて修得しなければならない
③教科又は教職に関する科目	取得希望の免許に応じて修得しなければならない
④特別支援学校に関する科目	取得希望の免許に応じて修得しなければならない

(2) 専修免許状について

小学校教諭専修免許状・中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状・特別支援学校教諭専修免許状の授与を受けるためには、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- 1 当該学校及び教科について、一種免許状の授与資格を有すること。
- 2 修士の学位を有すること。
- 3 本大学院において、当該教科に関する科目又は教職に関する科目について、24単位以上を修得すること。

科目・単位数並びに履修方法については別表1～5のとおりとする。

(3) 取得できる免許状の種類と免許教科

免許状の種類	免許教科	取得資格条件	対象研究科
小学校教諭専修免許状		(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科
中学校教諭専修免許状	社会	(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科
高等学校教諭専修免許状	地理歴史	(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科
高等学校教諭専修免許状	公民	(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科
特別支援学校教諭専修免許状	知的・肢体・ 病弱	(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科

教育職員免許状の取得方法（履修科目）

別表 1

(1) 小学校専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
教職に関する科目	国 語 科 教 育 特 論	2		1年以上前期	必修8単位を含め24単位以上を選択履修のこと。
	社 会 科 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	算 数 科 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	理 科 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	授業分析研究 A（人文社会科学系領域）		2	1年以上後期	
	授業分析研究 B（自然科学系領域）		2	1年以上前期	
	教 育 思 想 史 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 社 会 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 師 教 育 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 育 情 報 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 心 理 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 授 学 習 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	授 業 開 発 研 究 特 論		2	2 年・前期	
	臨 床 発 達 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1年以上前期	
	教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1年以上後期	

別表 2

(2) 中学校社会専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
教科に関する科目	地 理 学 特 論	4		1 年・通 年	必修16単位を含め24単位以上を選択履修のこと。
	歴 史 学 特 論	4		1 年・通 年	
	政 治 学 特 論	4		1 年・通 年	
	法 律 学 特 論		4	1 年・通 年	
	経 済 学 特 論	4		1 年・通 年	
	地域調査特別研究（実習を含む）		4	1年以上通年	
教職に関する科目	教 育 思 想 史 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 社 会 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 師 教 育 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 育 情 報 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 心 理 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 授 学 習 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	臨 床 発 達 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1年以上前期	
	教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1年以上後期	

別表 3

(3) 高等学校（地理歴史）専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
教科に関する科目	地 理 学 特 論	4		1 年・通 年	必修8単位を含め24単位以上を選択履修のこと。
	歴 史 学 特 論	4		1 年・通 年	
	地域調査特別研究（実習を含む）		4	1年以上通年	
教職に関する科目	教 育 思 想 史 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 社 会 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 師 教 育 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 育 情 報 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 心 理 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 授 学 習 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	臨 床 発 達 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅰ（教育・発達分野）		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅱ（教育情報分野）		2	1年以上後期	

別表 4

(4) 高等学校（公民）専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
教科に関する科目	政 治 学 特 論	4		1 年・通 年	必修12単位を含め24単位以上を選択履修。
	経 済 学 特 論	4		1 年・通 年	
	法 律 学 特 論	4		1 年・通 年	
教職に関する科目	教 育 思 想 史 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 社 会 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 師 教 育 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 育 情 報 学 特 論		2	1年以上前期	
	教 育 心 理 学 特 論		2	1年以上後期	
	教 授 学 習 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	臨 床 発 達 心 理 学 特 論		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅰ（教育・発達分野）		2	1年以上前期	
	教育学特別研究Ⅱ（教育情報分野）		2	1年以上後期	

別表 5

(5) 特別支援学校専修免許状取得に関する教育課程

授業科目の区分・名称		必修	選択	履修年次	履 修 方 法
特別支援 教育に関 する科目	特 別 支 援 教 育 学 特 論	2		1年以上前期	必修12単位を 含め24単位以 上を選択履修 のこと。
	発 達 障 害 者 教 育 特 論	2		1年以上前期	
	障 害 児 学 習 支 援 特 論	2		1年以上後期	
	障 害 児・ 者 の 心 理 特 論		2	1年以上前期	
	言 語 障 害 者 教 育 特 論		2	1年以上後期	
	自 閉 症 者・ 情 緒 障 害 者 教 育 特 論		2	1年以上前期	
	聴 覚 障 害 者 教 育 特 論		2	1年以上前期	
	知 的 障 害 者 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	肢 体 不 自 由 者 教 育 特 論	2		1年以上後期	
	病 弱 者 教 育 特 論	2		1年以上前期	
	児 童 精 神 医 学 特 論		2	2 年・ 前 期	
	障 害 児 教 育 支 援 特 論		2	1年以上後期	
	特別支援教育コーディネーター特論		2	2 年・ 後 期	
	発 達 障 害 児 教 育 実 践 研 究		2	1年以上通年	
	教 育 学 特 別 研 究 Ⅲ (特 別 支 援 教 育 分 野)		2	1年以上前期	

長期履修学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北福祉大学（以下「本学」という。）における大学院学則（以下「大学院学則」という。）第7条の2に基づき、長期履修に関して必要な事項を定める。

(対 象 者)

第2条 本学大学院において、長期履修を申請できる者は、本学の通学課程の大学院に入学又は在学し、授業科目を履修する者で、次の各号のいずれかに該当し、その事情により学修の時間が制限されるため標準修業年限で修了することが困難となる者とする。

- (1) 職業を有し、修業している者（自営業、臨時雇用（単発的なものを除く）、非常勤等を含む）で、修業年限内での修学が困難である者。
- (2) 学費を支払うために就労している者。
- (3) 家事、育児、介護等などの事情により、修業年限内での修学が困難である者。
- (4) 学外の地域で3ヶ月以上の長期滞在の地域貢献及び地域共創学修を行う者（以下「長期滞在地域学修学生」という。）
- (5) その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者。

2 一定の期間履修することができない場合は、該当しない。

(申請の手続)

第3条 長期履修学生となることを希望する入学予定者は入学願書提出時に、在学生で新たに長期履修を希望する場合においては長期履修開始年度の前年度の2月末日までに、長期履修学生申請書（様式第1号）に次に掲げる該当書類を添えて、学長に願い出なければならない。但し、在学生のうち、最終年次に在学する者は申請できない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）所定用紙
- (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類
- (3) 臨時雇用の者については、1週間当たりの勤務時間数を記載した雇用先の証明又は1週間当たりの勤務時間数を確認できる書類
- (4) 家事、育児、介護等を行う必要がある者については、それを確認できる書類
- (5) 長期滞在地域学修学生については、それを確認できる書類又は本学社会貢献・地域連携センターもしくは学生生活支援センターボランティア支援課が証明する書類
- (6) その他学長が必要と認める書類

2 申請にあたって、在学生及び入学生は長期履修が必要となる理由及び長期履修計画を提出する。また、在学生は指導教員の意見を提出する。ただし、在学生のうち外国人留学生は、国際交流センター長の意見の提出も認める。

3 申請が許可された場合、原則として、長期履修期間中は授業料減免が適用されない。

(許 可)

第4条 長期履修の申請について、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書（様式第2号）により通知する。

(長期履修期間)

第5条 標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は、年度単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学から長期履修となる場合は、最大3年間とする。
- (2) 在学途中から長期履修となる場合は、残りの修業年数の2倍に相当する年数以内とする。
- 2 大学院学則第8条に定める在学年限は、延長されず、適用されるものとする。
- 3 休学の期間は、長期履修期間に算入しない。

(授業料等の納付金)

第6条 長期履修期間の授業料等の納付金については別に定める。

(長期履修期間の変更)

第7条 許可された長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は、2月末までに、長期履修変更申請書(様式第3号)及び第3条第2号から第7号で該当する書類を研究科長に提出するものとする。ただし、変更は1回限りとする。また、長期履修期間の最終年次に在学する者は変更申請できない。

- 2 長期履修の変更の申請について、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(許可の取消)

第8条 長期履修申請に関し、次の各号に掲げることが明らかになった場合は、研究科委員会の議を経て学長が長期履修の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の長期履修申請をした場合
- (2) 長期履修の学生として不適格な場合

(事務)

第9条 長期履修に関する事務は、大学院事務室が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

科目等履修生規程



大学院科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学院学則第42条に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者。
- (2) 大学を卒業した者。
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者。
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者。
- (7) その他、大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学の出願)

第4条 科目等履修生を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要な書類を提出するとともに、入学諸納付金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第7条 在学期間は、1年以内とする。

(諸納付金)

第8条 入学検定料、入学金、授業料、厚生費（学生総合保険）等は、別に定める（別表1）。

(実習費等)

第9条 前条のほか実験実習費等を徴収することがある（別表2）。

(諸納付金の返付)

第10条 納付した諸納付金の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

(保証人)

第11条 入学に際しては、保証人を定め届け出るものとする。

2 保証人は、学生について責任を負うことのできるもので、独立生計者とする。

3 保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができなくなったときは、新たに保証人を定め、保証書を提出しなければならない。

(改姓等)

第12条 学生または保証人が改姓、改名、転籍、転居したときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届けなければならない。

(試験および単位の授与等)

第13条 履修した授業科目については、試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した科目については、単位を与え、単位修得証明書を与えることができる。

(学則の準用)

第14条 この規程に定めるもののほかは、学則等を準用する。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日より施行する。

(別表1)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
入 学 検 定 料	20,000	
入 学 金	30,000	
授 業 料	15,000	1 単位
厚 生 費	20,000	

(別表2)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
福祉心理実験設備維持費	35,000	
福祉心理実験実習費	3,000	
情報処理設備維持費	30,000	

研究生規程

TOHOKU UNIVERSITY

大学院研究生規程

第1条 大学院学則第40条に基づき、研究生に関する規程を次のとおりとする。

第2条 研究生の定員は若干名とする。

第3条 研究生の入学の時期は学年または学期の始めとする。

第4条 研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有する者。
- (2) 修士の学位又は専門職学位を有する者。
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。
- (5) 我が国において、外国の入学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
- (6) 文部科学大臣が指定した者。
 - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。
 - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。

第5条 研究生として入学を希望するものは、予め指導教員の承諾を得て、次に掲げる書類を添えて願出なければならない。

- (1) 願 書
- (2) 履 歴 書
- (3) 健康診断書
- (4) 修了証明書
- (5) 成績証明書
- (6) 写真（5 cm×5 cm）2 枚
- (7) 勤務先を有する者はその所属長の承諾書
- (8) その他本学が必要とする書類

第6条 研究生の入学許可は、選考の上研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。

第7条 研究生の在学期間は原則として1年以内とする。但し継続したいときは許可を得て1年以内の期間を延長することができる。

第8条 研究生は専任教員の指導の下で研究を行わねばならない。

必要がある場合は指導教員を経て、関連科目の担当の教員の承諾を得た上授業を聴くことができる。

第9条 研究生の学費は次のとおりとする。

区 分	検 定 料	研 究 科 (月 額)	入 学 金
本大学院修了生	3,000円	10,000円	5,000円
一 般	3,000円	15,000円	5,000円

- (1) 諸納金は前納とする。納付した諸納金の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

(2) 実験、実習費は別途徴収する。

第10条 研究生には、研究期間在籍証明書を発行することができる。

第11条 研究生には、本規則のほか一般大学院生に関する規程を準用する。

附 則

1. この規程は、平成2年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成10年4月1日より施行する。

聽講生規程

TOHOKU UNIVERSITY

大学院聴講生規程

第1条 大学院学則第39条の規定に基づく聴講生の入学の時期、その他必要な事項についてはこの規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 聴講生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有する者。
- (2) 修士の学位又は専門職学位を有する者。
- (3) 大学を卒業した者。
- (4) 学校教育法104条第4項の規定により学士の学位を授与された者。
- (5) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (6) 文部科学大臣の指定した者。
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者。
- (8) その他、大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学志願)

第4条 聴講生として入学を希望する者は、次に掲げる書類に検定料3,000円を添えて願出しなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定)
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書(本学所定)
- (4) 最終大学院の修了証明書
- (5) 勤務先を有する者は、その所属長の承諾書
- (6) 写真(5cm×5cm)2枚
- (7) その他本学が必要とする書類

(入学の許可)

第5条 選考に合格した者で、所定の日まで入学金5,000円を納付し、誓約書及びその他の指定書類を提出した者に入学を許可する。

2 入学許可は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(聴講期間)

第6条 聴講期間は1年以内とする。但し、聴講を継続したいときは許可を得て、1年以内の期間を延長することができる。

(授業料)

第7条 授業料は1単位5,000円とし、学年の始めの月の末日まで納付しなければならない。

(授業料等の返付)

第8条 納付した諸納金の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

(聴講証明書の授与)

第9条 授業科目を聴講した者については、聴講証明書を与えられる。

(学則の準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、学年、学期、休業日、入学資格、休学、復学、退学、除籍、教育課程、履修方法等については、学則を準用する。

附 則

1. この規程は、平成2年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成10年4月1日より変更施行する。
3. この規程は、平成15年4月1日より変更施行する。

奨学金制度

TOHOKU UNIVERSITY

奨 学 金 制 度

奨学金制度は、日本学生支援機構、県市町村教育委員会または民間育英団体等が学修、活動その他生活の全般を通じて態度、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあり、経済的理由のために修学困難な者に対して、奨学金を貸与（または給付）して教育の機会均等をはかり、社会の健全な発展に寄与することを目的として設けられた制度である。

1. 東北福祉大学大学院奨学金（月額80,000円）選択

本学の建学の精神を高揚し、有為の人材の育成に寄与するため心身健全にして、成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な学生に対し大学教育が受けられることを目的とした奨学制度がある。その選考は、人物、学業成績、経済事情等を考慮して行われる。（日本学生支援機構、地方公共団体、その他の奨学金の重複貸与は原則としてできない）

2. 日本学生支援機構

〔無利子貸与の場合〕

修士（月額88,000円）

博士（月額122,000円）

〔有利子貸与の場合〕

修士・博士

（月額5万・8万・10万・13万・15万より自由選択）

◎ 出 願 資 格

次の各項のいずれかに該当する者であること。

- 1 大学院研究科の修士・博士前期課程又は博士後期課程若しくは博士医歯学課程に在学する者。
- 2 現に大学の最高年次に在学する者又は卒業した者で、毎年定める時期までに翌年度の初めに大学院研究科の修士・博士前期課程又は博士医歯学課程に入学が内定されている者。
- 3 現に大学院研究科の修士・博士前期課程の最高年次に在学する者又は修了した者で、毎年定める時期までに翌年度の初めに大学院研究科の博士後期課程に入学が内定されている者。

◎ 推 薦 基 準

1 人物について

大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

2 健康について

「別記 健康診断」により、修学に支障をきたさないことが認められる者。

3 学力及び素質について

大学・大学院の学修成績、大学院入学試験の成績等により判断し、次項に該当する者であること。
（修士・博士）

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められた者。

授業科目担当教員



【総合福祉学研究科】

1 専任教員名及び担当分野等

(1) 教 授

教 員 名	担 当 分 野 等
阿 部 裕 二	社会保障研究 研究指導Ⅱ（論文研究指導）
秋 田 恭 子	臨床心理基礎実習 研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 臨床心理学研究法特論 臨床心理学特論Ⅱ 心理実践実習Ⅰ A・Ⅰ B
小笠原 浩 一	社会福祉政策研究 研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ [D] 研究指導Ⅱ（論文研究指導） 英語アカデミック・ライティング
加 藤 伸 司	高齢者心理研究 研究指導Ⅱ（論文研究指導） 老年心理学特論 臨床心理実習Ⅰ A・Ⅰ B
菊 池 陽 子	臨床心理基礎実習 心理実践実習Ⅰ A・Ⅰ B
小 坂 徹	児童福祉研究
齋木 しゅう子	健康増進と予防システム 研究指導Ⅱ（論文研究指導）
佐 藤 善 久	情報解析論 研究指導Ⅱ（論文研究指導）
塩 村 公 子	社会福祉援助技術研究 社会福祉援助技術演習 家族ソーシャルワーク研究 研究指導Ⅱ（論文研究指導）
志 田 民 吉	社会福祉法制研究 児童福祉法制研究 研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ [D] 研究指導Ⅰ（論文作成法） 研究指導Ⅱ（論文研究指導）
滝 井 泰 孝	臨床精神病理学特論
田 中 治 和	社会福祉原理論研究 社会福祉理論史研究 研究指導Ⅰ（論文作成法） 研究指導Ⅱ（論文研究指導）
都 築 光 一	社会福祉特別研究講義
西 尾 雅 明	精神医学特論
根 岸 直 樹	感性福祉研究 感性福祉学研究 研究指導Ⅰ（論文作成法） 研究指導Ⅱ（論文研究指導）
三 浦 剛	障害者福祉研究 研究指導Ⅱ（論文研究指導）
皆 川 州 正	臨床心理基礎実習 臨床心理学研究法特論 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 心理実践実習Ⅰ A・Ⅰ B 研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
渡 部 純 夫	臨床心理基礎実習 臨床心理学研究法特論 臨床心理査定演習Ⅰ 心理実践実習Ⅰ A・Ⅰ B 研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

(2) 准 教 授

教 員 名	担 当 分 野 等
大 関 信 隆	認知心理学特論
佐 藤 俊 人	福祉心理学特論Ⅱ 福祉心理学実践演習
清 水 めぐみ	臨床心理学研究法特論 臨床心理実習Ⅱ 臨床心理学特論Ⅰ 心理実践実習Ⅰ A・Ⅰ B 臨床心理面接特論Ⅰ
菅 原 好 秀	社会福祉特別研究講義 研究指導Ⅱ（論文研究指導）
鈴 田 泰 子	社会福祉特別研究講義
武 村 尊 生	臨床心理実習Ⅱ 臨床心理面接特論Ⅱ 臨床心理学研究法特論 心理実践実習Ⅰ A・Ⅰ B
中 村 修	心理学研究法特論 心の健康教育に関する理論と実践 福祉心理学特論Ⅰ 福祉心理学実践演習 福祉心理学特別研究Ⅰ・Ⅱ
中 村 恵 子	心理学研究法特論 福祉心理学演習Ⅱ 福祉心理学実践演習
半 澤 利 一	福祉心理学演習Ⅰ 福祉心理学実践演習
吉 田 綾 乃	人間関係学特論 福祉心理学特論Ⅲ 福祉心理学実践演習 福祉心理学特別研究Ⅰ・Ⅱ

(3) 講 師

教 員 名	担 当 分 野 等
石 附 敬	高齢者福祉研究
平 川 昌 宏	福祉心理実習
山 口 奈緒美	心理学研究法特論

2 嘱託教授・特任教授・客員教授・非常勤講師名及び担当分野等

(1) 嘱託教授

教 員 名	担 当 分 野 等
大 橋 謙 策	地域福祉研究 研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ【D】 社会福祉特別研究講義 研究指導Ⅱ（論文研究指導）

(2) 特任教授

教 員 名	担 当 分 野 等
宇田川 一 夫	心理臨床関連行政・倫理特論 臨床心理査定演習Ⅱ
白 澤 政 和	社会福祉特別研究講義
松 江 克 彦	精神保健福祉研究
渡 邊 誠	社会福祉特別研究講義

(3) 客員教授

教 員 名	担 当 分 野 等
黒 木 保 博	社会福祉特別研究講義

(4) 非常勤講師

教 員 名	担 当 分 野 等
加 藤 道 代	発達臨床学特論
岸 竜 馬	心理療法特論Ⅰ 心理療法特論Ⅱ
久 保 順 也	教育臨床学特論
生 島 浩	犯罪・非行心理学特論
田 多 香代子	心理療法特論Ⅲ 心理療法特論Ⅳ
長谷川 涼 子	臨床発達心理研究Ⅰ 臨床発達心理研究Ⅱ
日 笠 真理子	人格心理学特論

【教育学研究科】

1 専任教員名及び担当分野等

(1) 教 授

教 員 名	担 当 分 野 等
石 原 直	算数科教育特論 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
大 西 孝 志	聴覚障害者教育特論
上 條 晴 夫	教師教育学特論 授業分析研究 A（人文社会科学系領域） 国語科教育特論
小石川 秀 一	授業分析研究 B（自然科学系領域） 理科教育特論
川 住 隆 一	肢体不自由者教育特論 病弱者教育特論 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
志 田 民 吉	法律学特論
白 井 秀 明	教授学習心理学特論 授業分析研究 B（自然科学系領域） 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
滝 井 泰 孝	児童精神医学特論
寺 下 明	教育思想史特論
庭 野 賀津子	教育学特別研究Ⅲ（特別支援教育分野） 言語障害者教育特論 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
長谷川 雄 一	政治学特論
樋 口 一 宗	知的障害者教育特論 特別支援教育コーディネーター特論 発達障害児教育実践研究 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
星 山 幸 男	教育社会学特論 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
三 浦 和 美	授業分析研究 A（人文社会科学系領域） 社会科教育特論 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
三 浦 剛	障害者福祉特論
和 田 明 人	保育学特論

(2) 准 教 授

教 員 名	担 当 分 野 等
浅 川 俊 夫	地理学特論 地域調査特別研究（実習を含む） 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
大 関 信 隆	障害児・者の心理特論 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
鈴 田 泰 子	発達障害児教育実践研究
黄 淵 熙	発達障害者教育特論 障害児学習支援特論 発達障害児教育実践研究

(3) 講 師

教 員 名	担 当 分 野 等
山 下 祐一郎	教育情報学特論 教育学特別研究Ⅱ（教育情報分野）

2 嘱託教授・特任教授・非常勤講師名及び担当分野等

(1) 嘱託教授

教 員 名	担 当 分 野 等
岡 田 清 一	歴史学特論 地域調査特別研究（実習を含む） 研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）

(2) 特任教授

教 員 名	担 当 分 野 等
阿 部 芳 久	特別支援教育学特論 自閉症者・情緒障害者教育特論
西 林 克 彦	教育心理学特論 教育学特別研究Ⅰ（教育・発達分野） 授業開発研究特論

(3) 非常勤講師

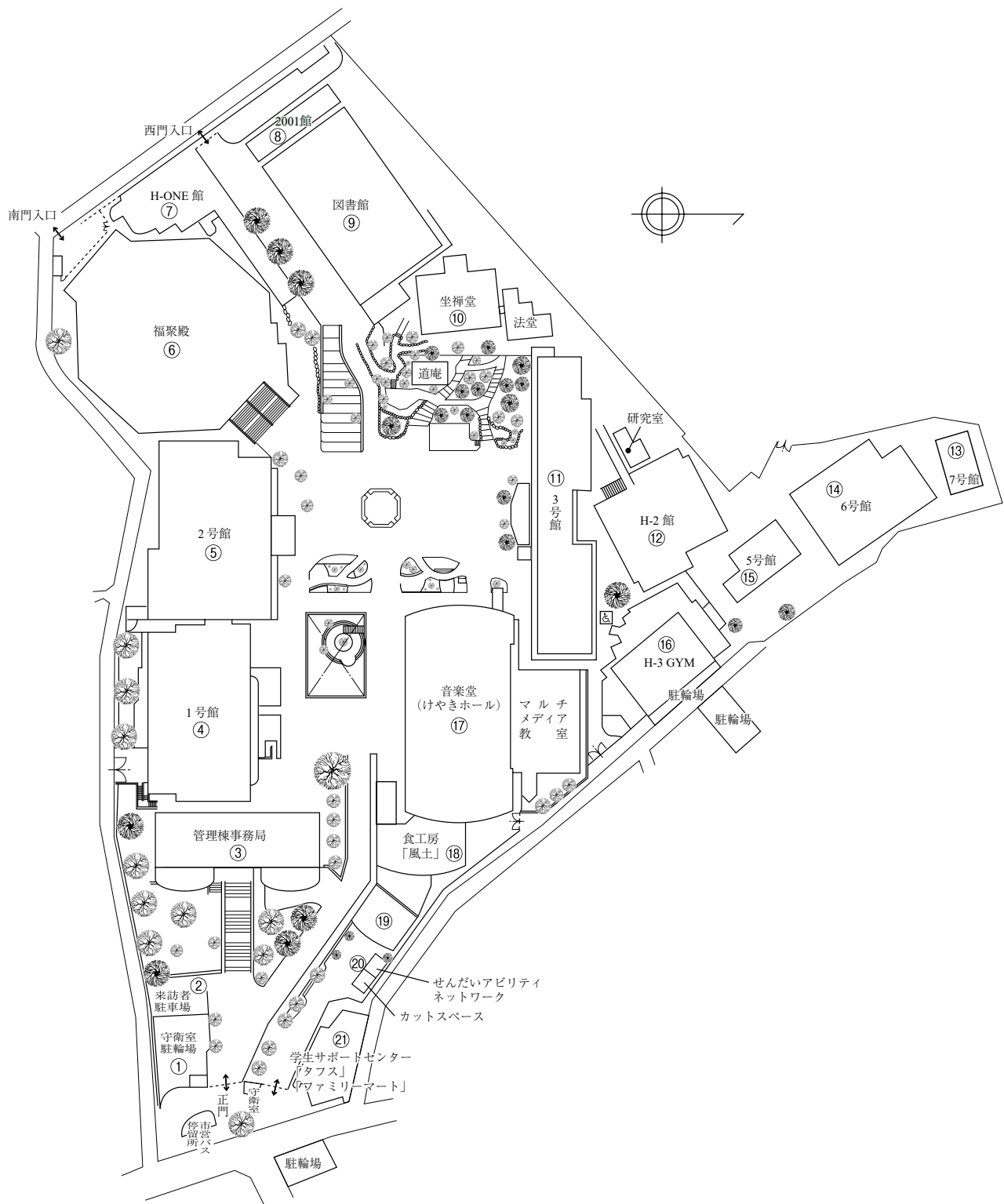
教 員 名	担 当 分 野 等
本 郷 一 夫	臨床発達心理学特論



東北福祉大学 校地・校舎等配置図

(平成30年3月31日現在)

1 国見キャンパス(本校地)



①正門守衛室・駐輪場

②来訪者駐車場

③管理棟事務局

- 1階 総務局 総務部（タイムレコーダー）、
管財部、企画部、IR センター、
入学センター、資料室
- 2階 総務局長室、財務部、資料室、会議室、研究室
国際交流センター、言語文化交流推進室、
同窓会事務局
- 3階 理事長室、学長室、総合福祉学部長室、
健康科学部長室、秘書室、応接室、
第1・第2会議室、法人室、電話交換室
- 4階 大会議室、中会議室、総合福祉マネジメント
学部長室、小会議室、ラウンジ、資料室

④1号館

- 地下 キャリアセンター（キャリア支援課・
キャリア開発課）、就職資料室、就職面談室、
就職セミナー室、各種資格対策室
- 1階 教務部（教務課・福祉実習支援室・兼任教員
出勤等）、教育・教職センター
（教職課程支援室）、証明書自動発行機、
証紙販売機
- 2階 120教室、121教室、122教室、
語学・異文化交流推進室、教員研究室
- 3階 130教室、131教室、教員研究室
- 4階 140教室、第1～第4演習室、
教員研究室
- 5階 教員研究室
- 6階 大教室

⑤2号館

- 1階 美術工芸研究室、収蔵庫、軽食コーナー
兼任教員控室、印刷室、学生相談室、保健室、
ウェルネス支援室、障がい学生支援室、
教員研究室、学習ホール
- 2階 220教室、221教室、教員研究室、
第11～第15演習室、観察室、面接実習室、
面接治療室1・2、ビデオ学習室、教員研究室
- 3階 230教室、231教室、232教室、
第16～第22演習室
- 4階 集団実験室1・2、行動実験室、行動観察室、
実験準備室、工作室、情報処理室、実験室1～5、
臨床面接室、ポリグラフ室1・2、
防音室1・2、印刷室、暗室1・2、
資料室1～4、機材室、空調室、教員研究室
- 5階 美術工芸館展示室1・2、ティーラウンジ、
ロビー、芹沢長介記念室、収蔵庫
- 6階 美術工芸館展示室3～5、美術工芸研究室、
収蔵庫

⑥福聚殿

- 1階 ホール（食堂・軽食コーナー）、パウダールーム
学習ホール、ピアノレッスン室、ピアノ練習室
- 2階 アリーナ、トレーニングルーム、
ミーティングルーム、教員研究室
- 3階 トレーニングルーム

⑦H-ONE館

- 1階 ステージ、ホール、部室、部庫
- 2階 守衛室、部活動室、部庫、考古学資料室、
教員研究室
- 3階 教員研究室、部活動室、部庫、文化部本部、
体育会本部
- 4階 教員研究室、部庫

⑧2001館

- 2階 2121教室、2122教室
- 3階 2131教室、2132教室
- 4階 教員研究室

⑨図書館

- 1階 ホール、ブラウジングルーム、書庫、
積層書庫（1階～4階）、書籍売店（国見堂）
- 2階 事務室、閲覧室、AVブースコーナー、
パソコンコーナー
- 3階 閲覧室、貴重書庫

⑩坐禅堂・法堂（1階／臨床美術実習室）・道庵

⑪3号館

- 1階 310教室（入浴実習室・介護実習室）、
311教室、312教室、CALL準備室、
313教室（リトミック室）、
男子・女子更衣室、学生自習室、
ロッカー室、学習ホール、パウダールーム
- 2階 320教室（コンピュータ実習室Ⅰ）、
321教室、322教室（小児保健実習室）、
323教室
- 3階 330教室（コンピュータ実習室Ⅱ）、
331教室、332教室、333教室
- 4階 340教室（図画・工作室）、341教室、
342教室（美術室）

⑫H-2館

- 1階 家政実習教室（調理・被服教室）、更衣室、
ロッカー室
- 2階 基礎看護実習室、基礎看護準備室、
ピアノ実習室、ピアノレッスン室、
教員研究室、医療経営管理学科実習室
- 3階 成人看護実習室、老年・地域・在宅看護実習室、
母性・小児看護実習室、教員研究室

⑬7号館 臨床心理相談室、研究室

⑭6号館

- 1階～3階 教員駐車場
- 4階 641教室、642教室、教員研究室
- 5階 651教室、652教室、教員研究室

⑮5号館

- 1階 理科実験室、実験準備室、第6・第7演習室
- 2階 教員研究室、第8演習室
- 3階 教員研究室、第9演習室

⑯H-3GYM

- 地下 男子更衣室
- 1階 教員研究室、女子更衣室、トレーニングルーム

⑰音楽堂（けやきホール）

- 地下2階 教職員駐車場
- 地下1階 学生生活支援センター
（学生生活支援課・ボランティア支援課）
各部・各課掲示場、教員研究室、
けやきホール（客席・事務室・音楽室・
楽屋・控室）、実学臨床教育推進室、
防災士研修室、Fショップ、地下広場
- 1階 けやきホール（客席）、
マルチメディア教室1・2
- 2階 調光・映像室、音響調整室、倉庫

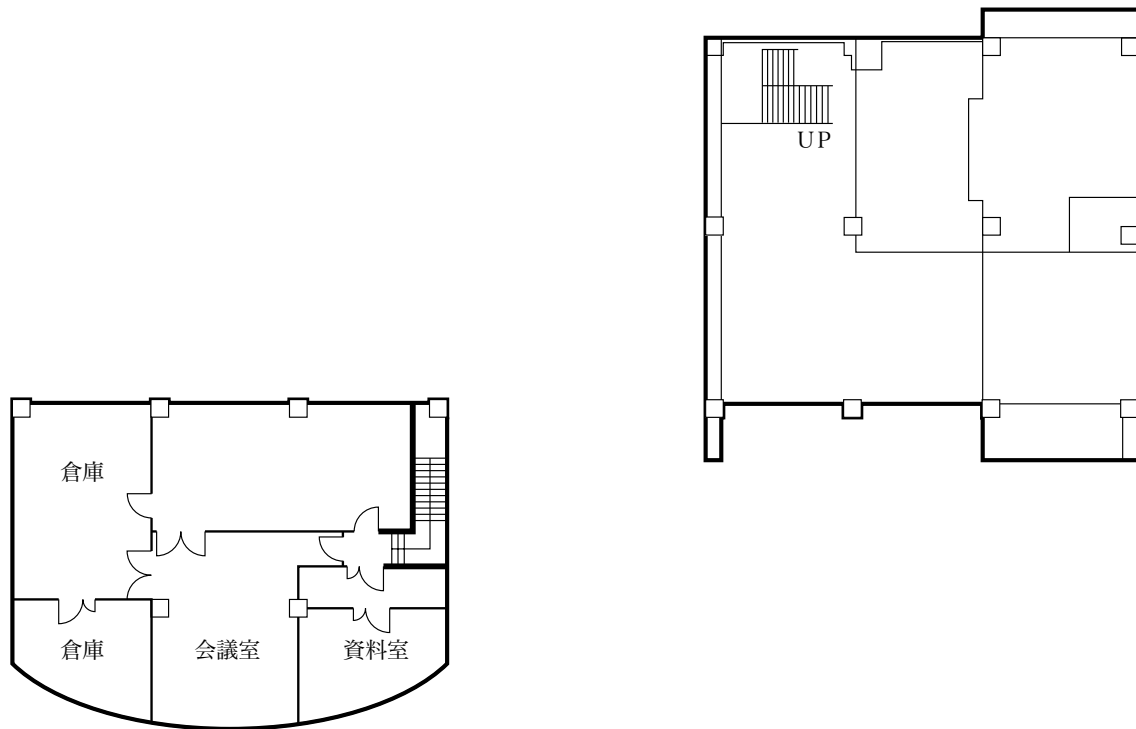
⑱食工房「風土」

⑲情報センター、PC21支援室

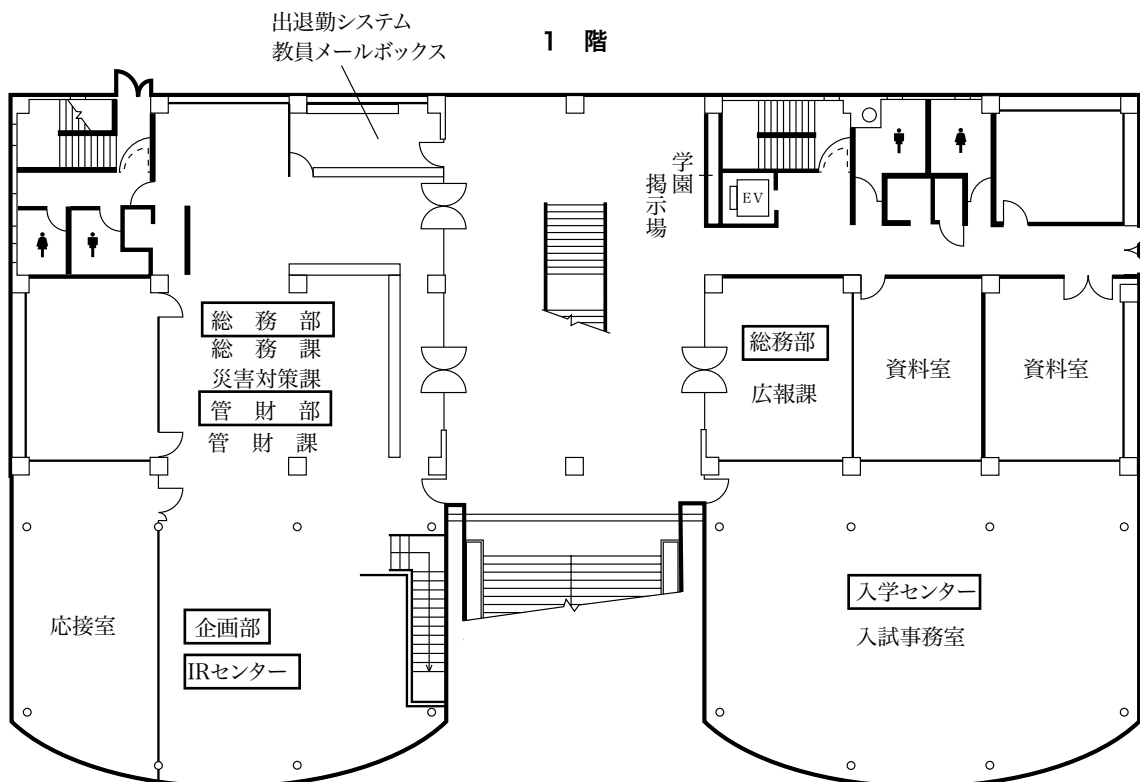
⑳カットスペース、せんだいアビリティネットワーク
学生サポートセンター
「タフス」「ファミリーマート」

管理棟事務局

地 階

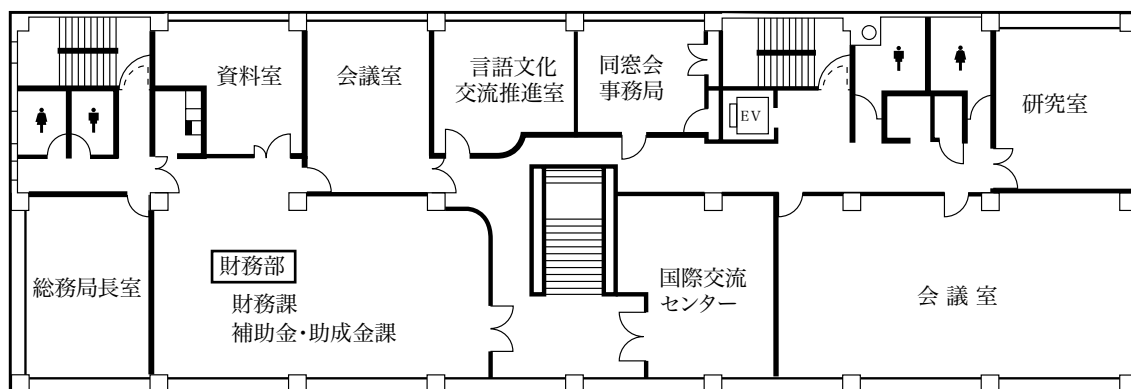


1 階

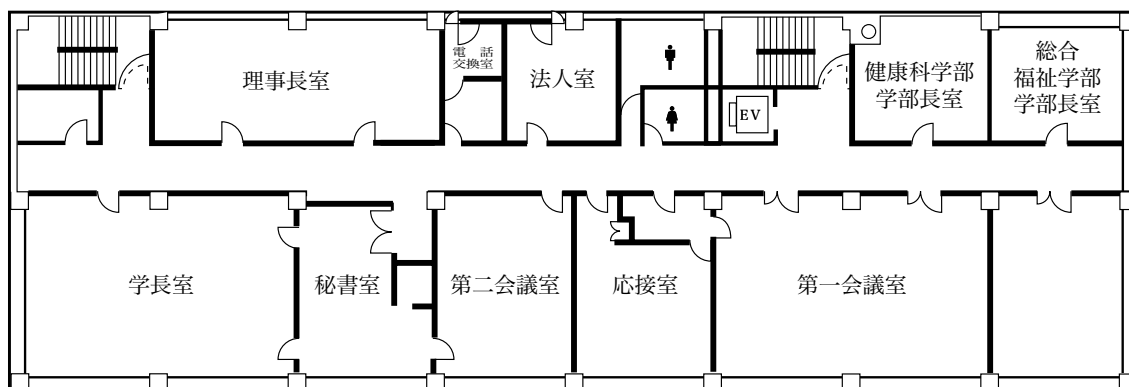


管理棟事務局

2 階



3 階

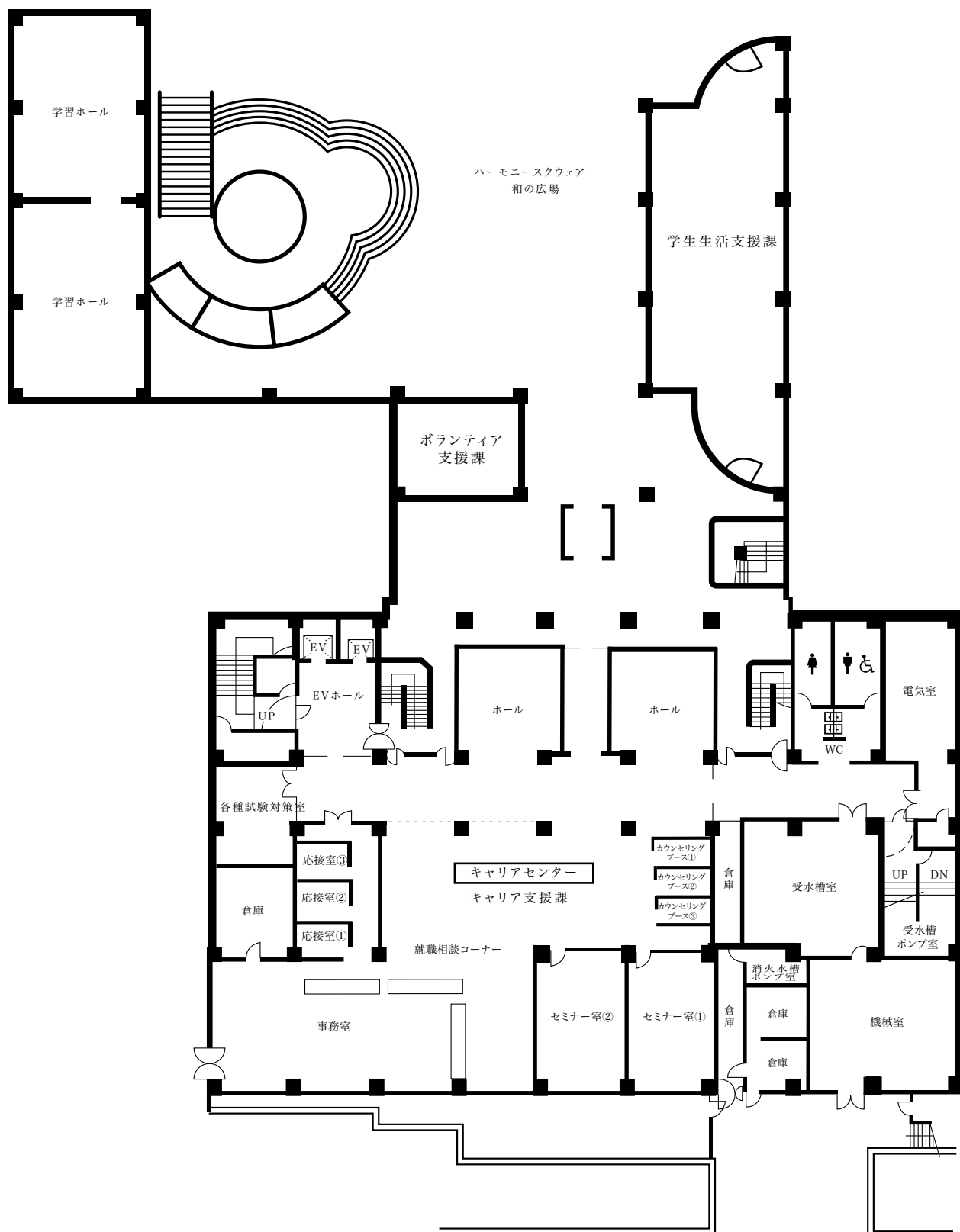


4 階



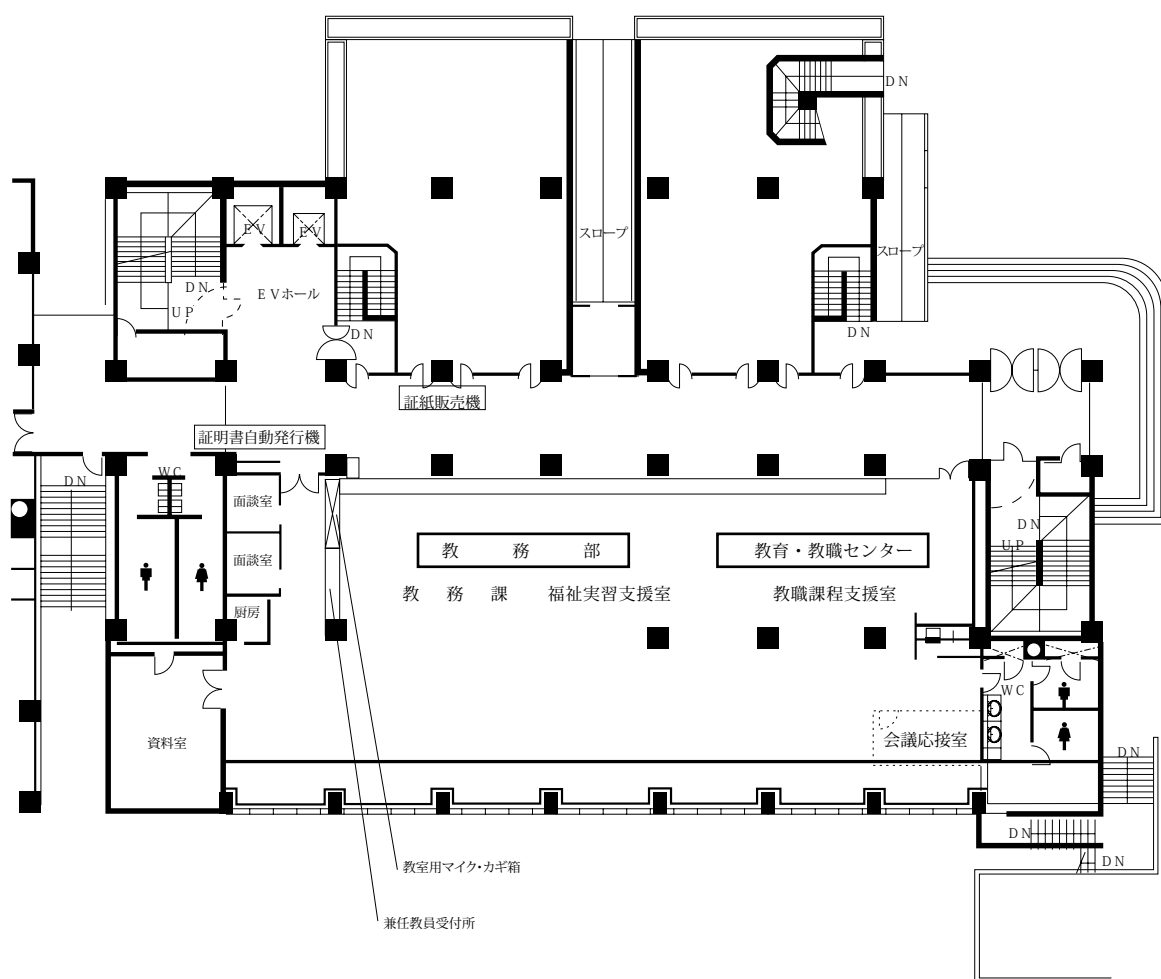
1 号 館

地 下



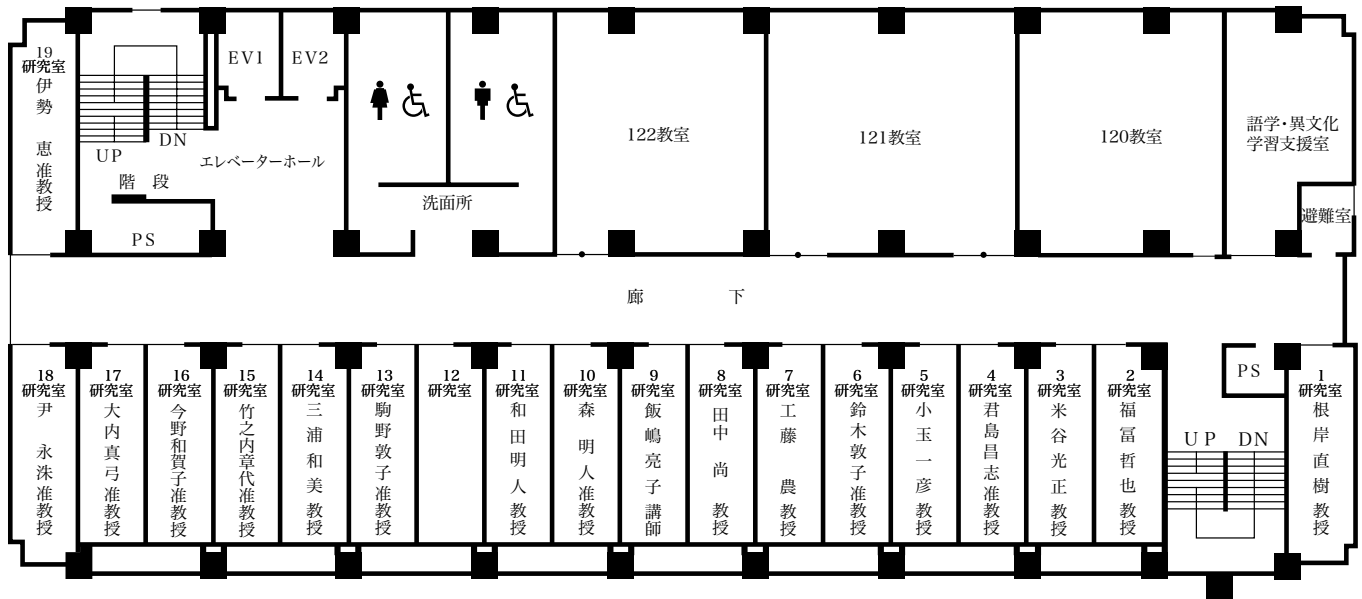
1 号 館

1 階

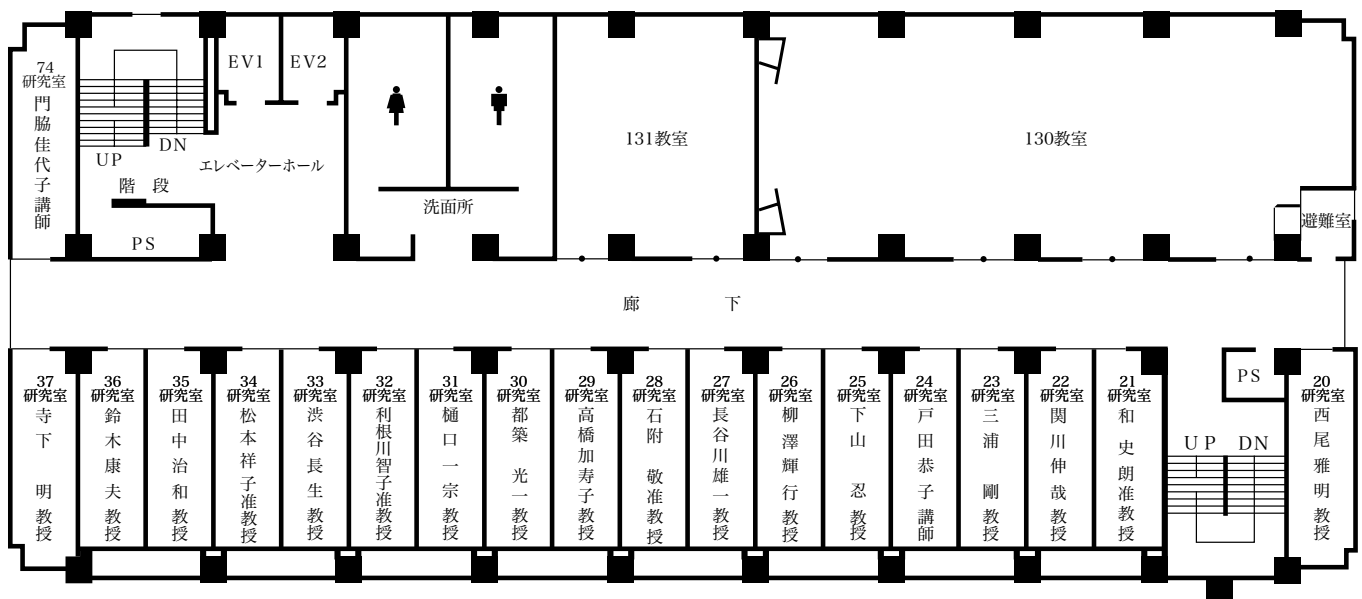


1 号 館

2 階

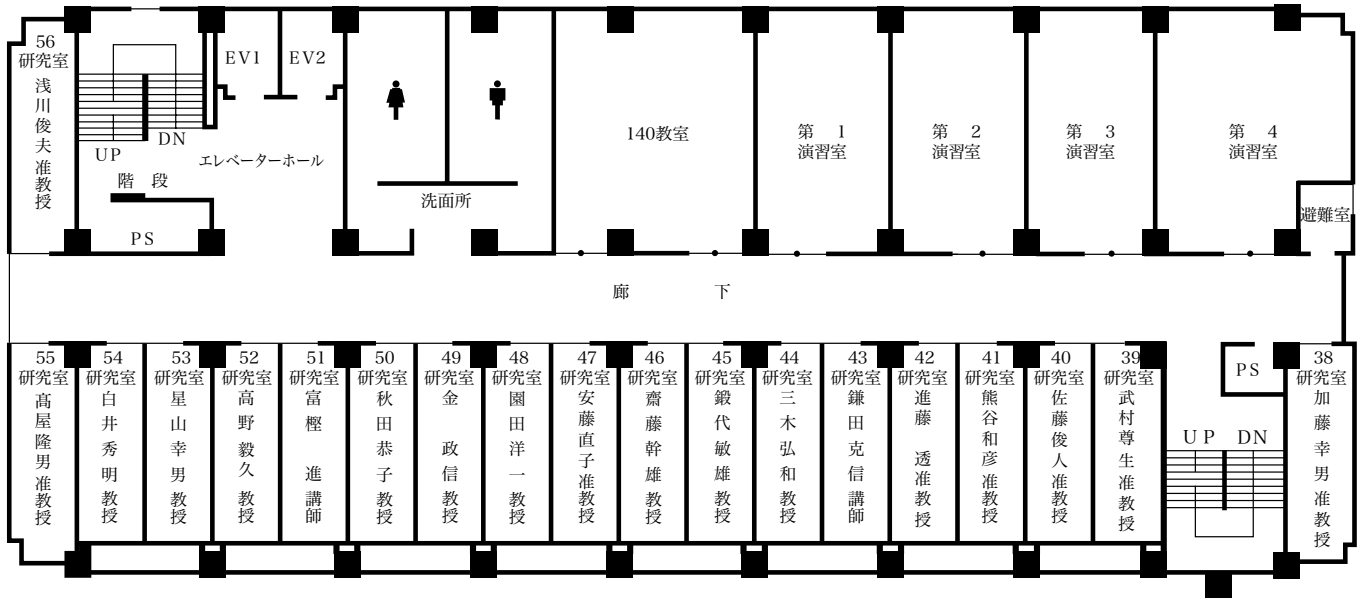


3 階

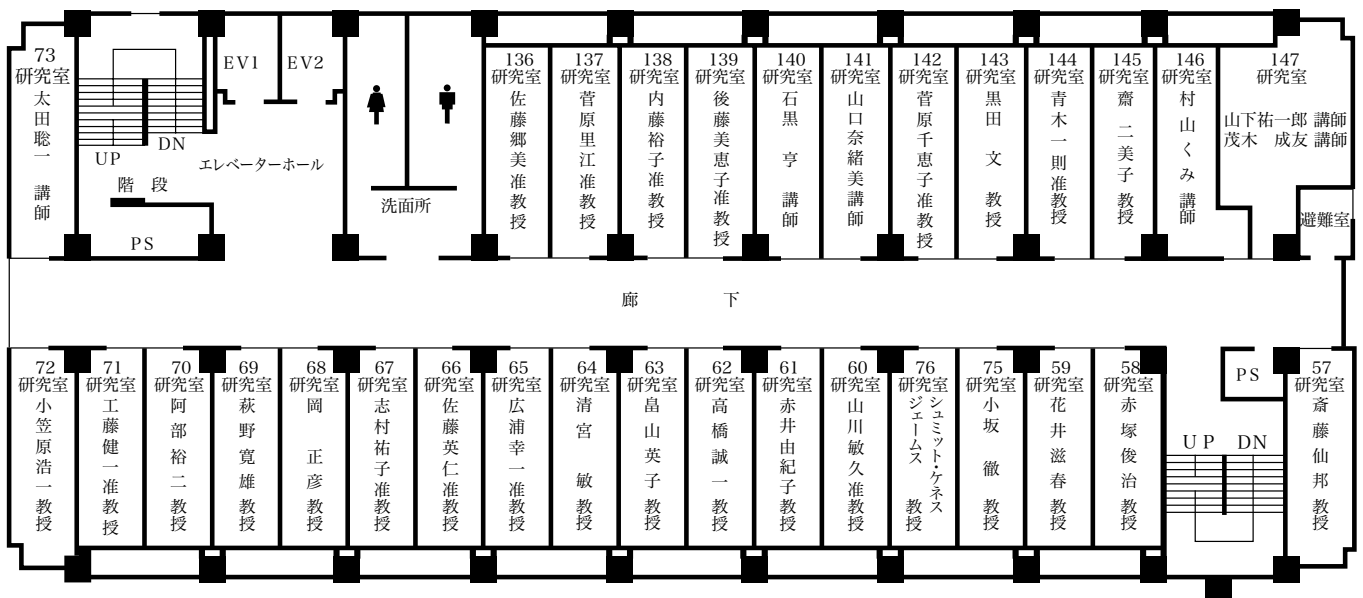


1 号 館

4 階

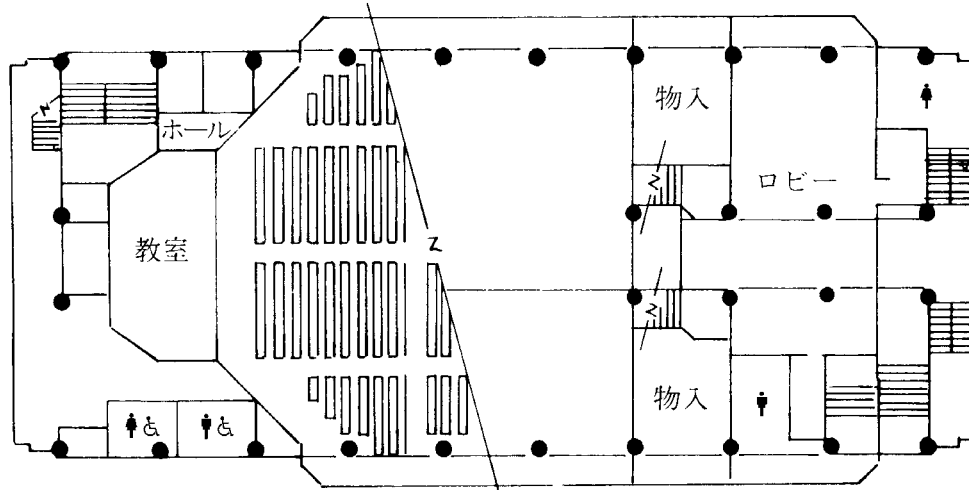


5 階

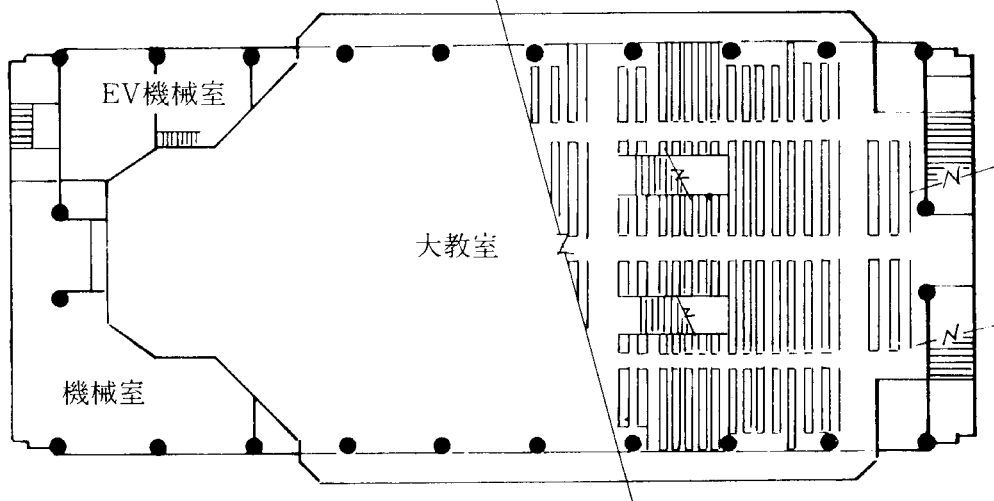


1 号 館

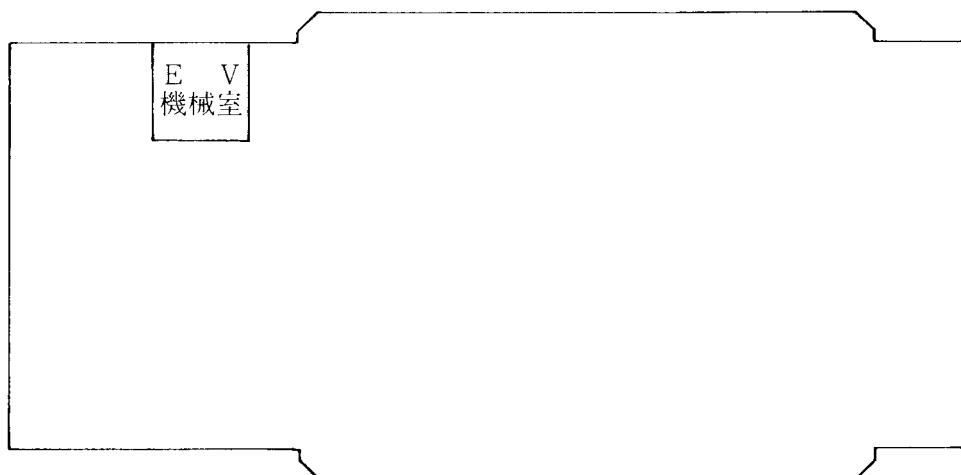
6 階



7 階

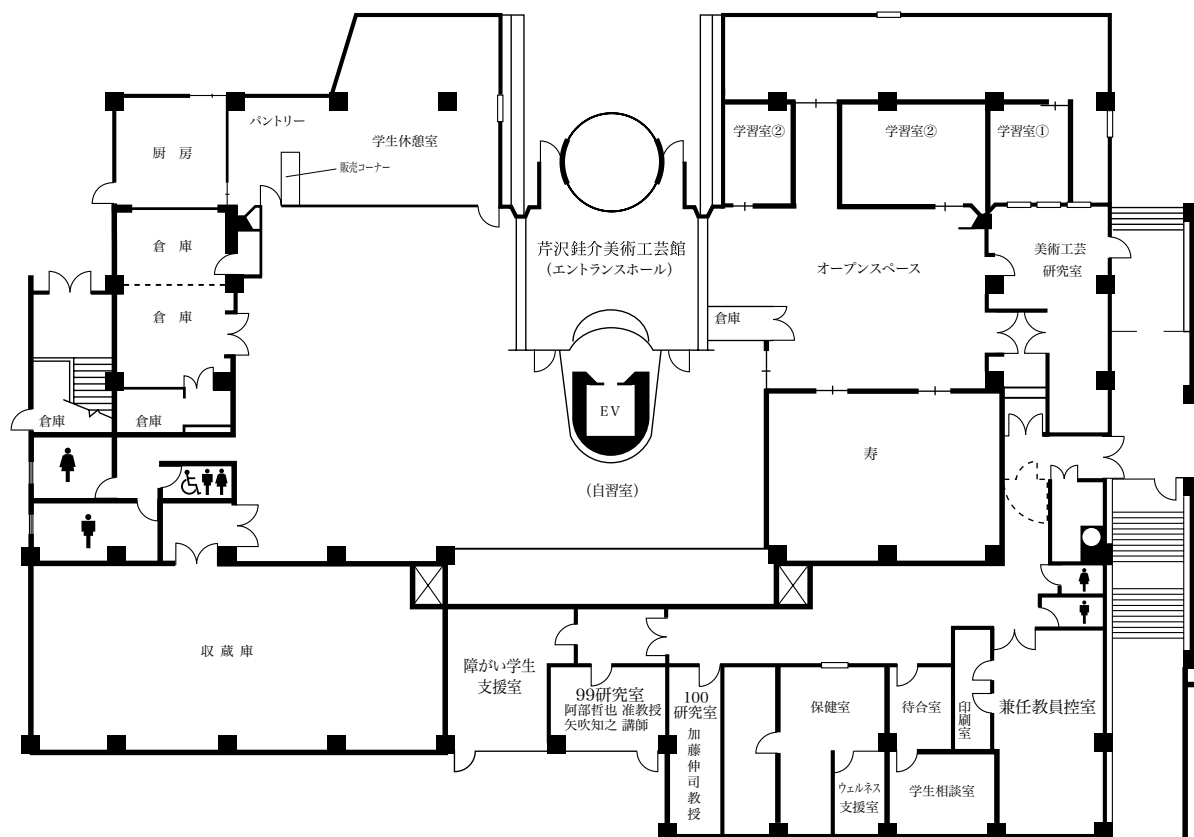


R 階

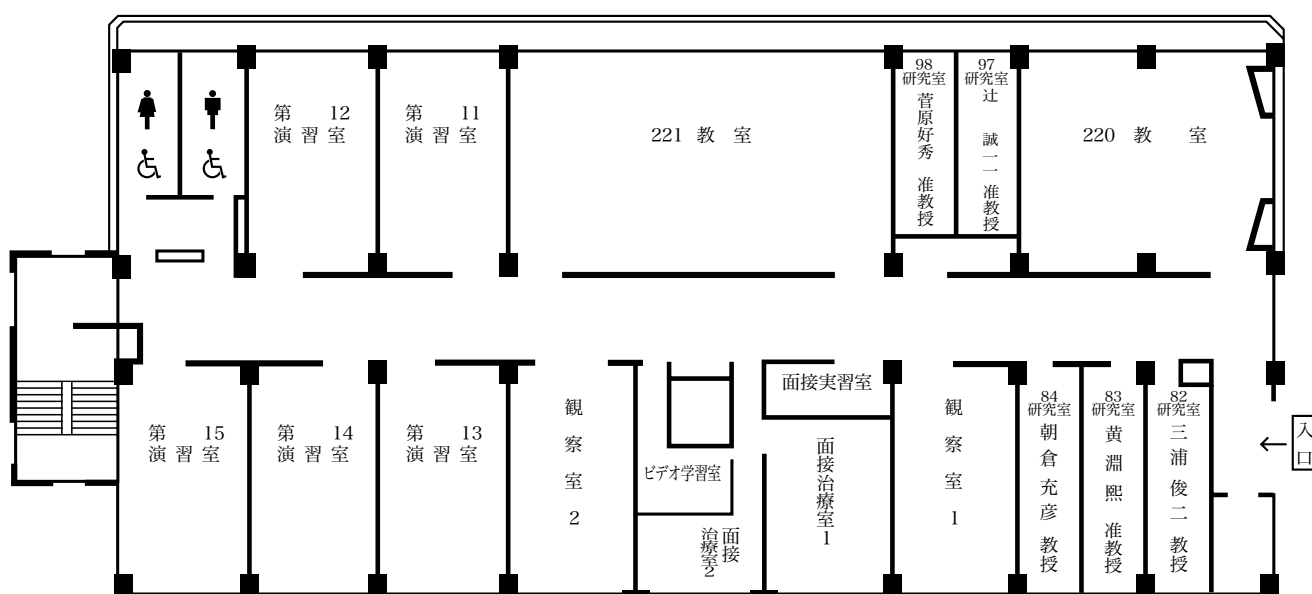


2 号 館

1 階

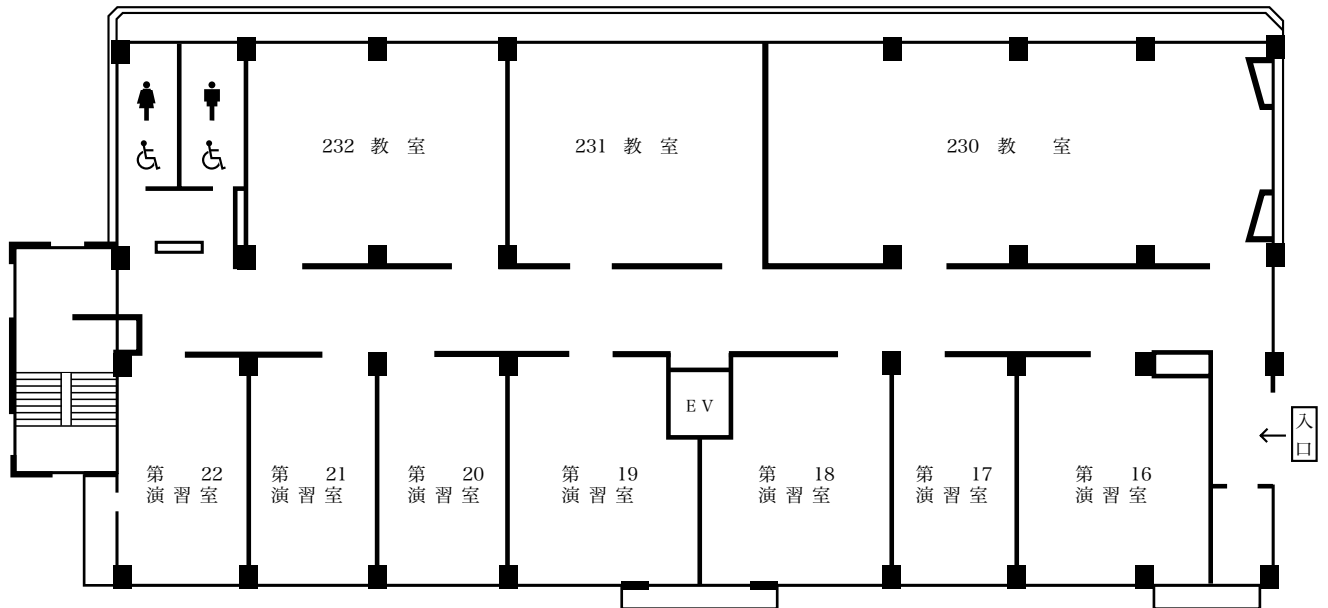


2 階

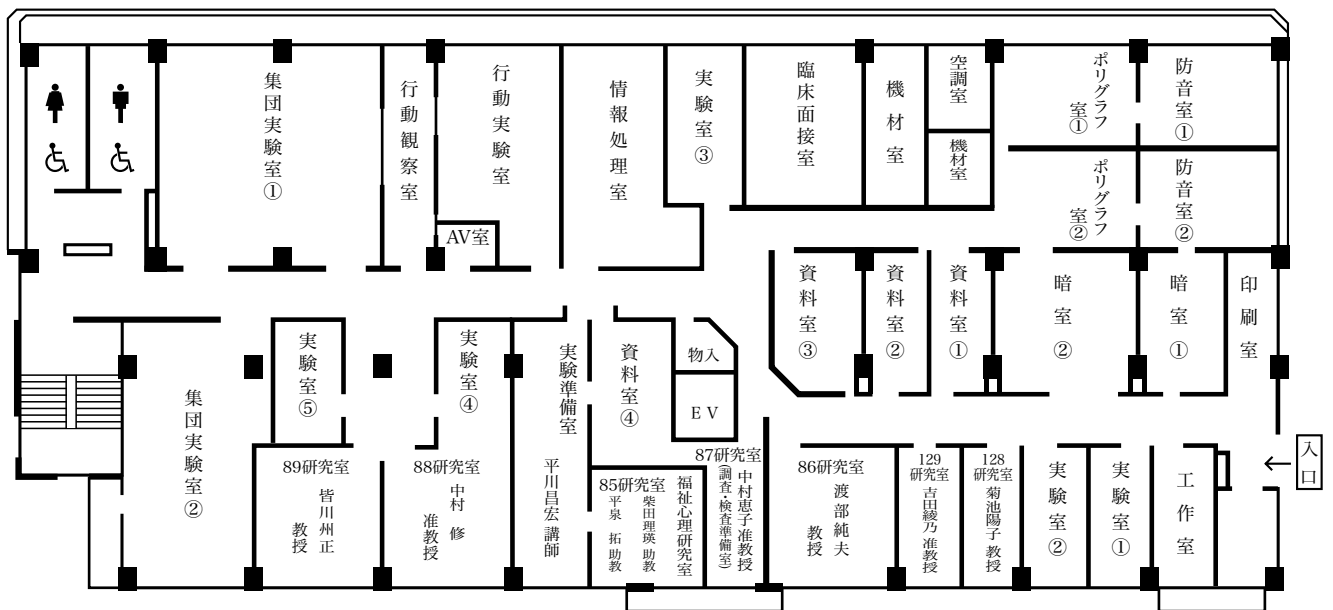


2 号 館

3 階

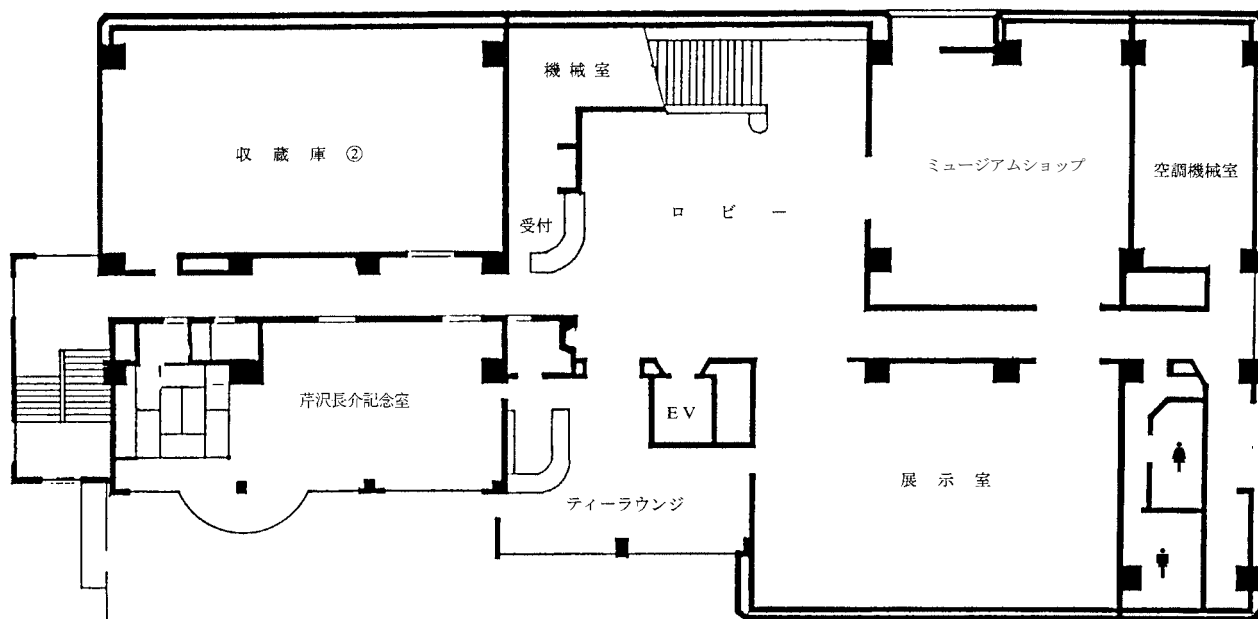


4 階

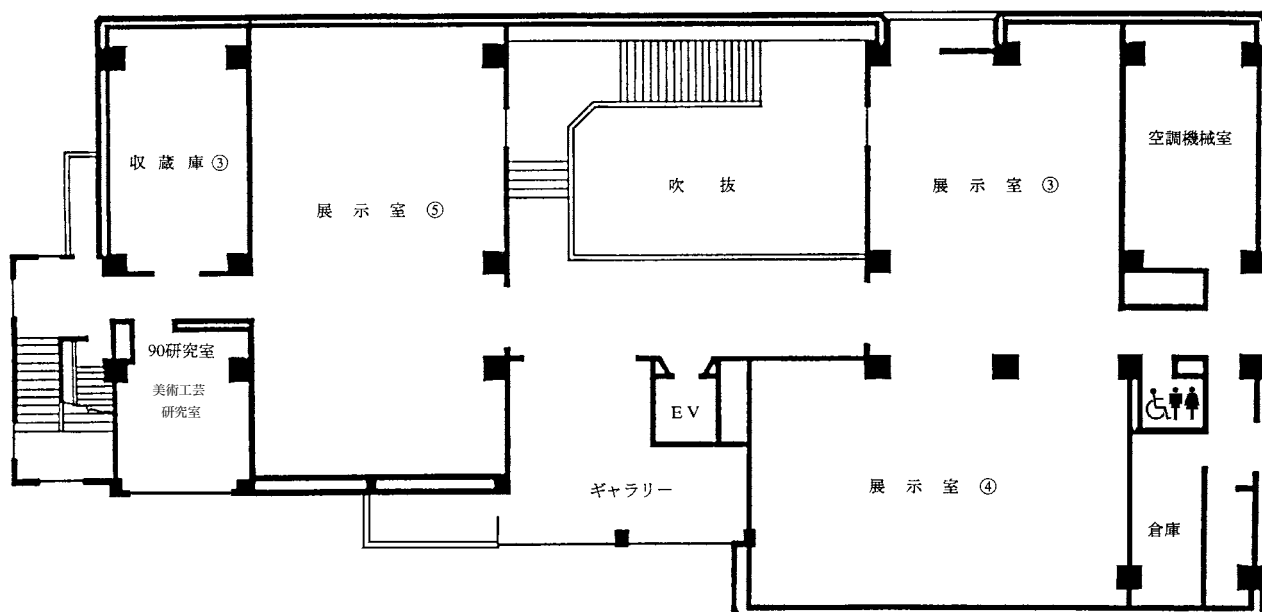


2 号 館

5 階 (芹沢 銑介美術工芸館)

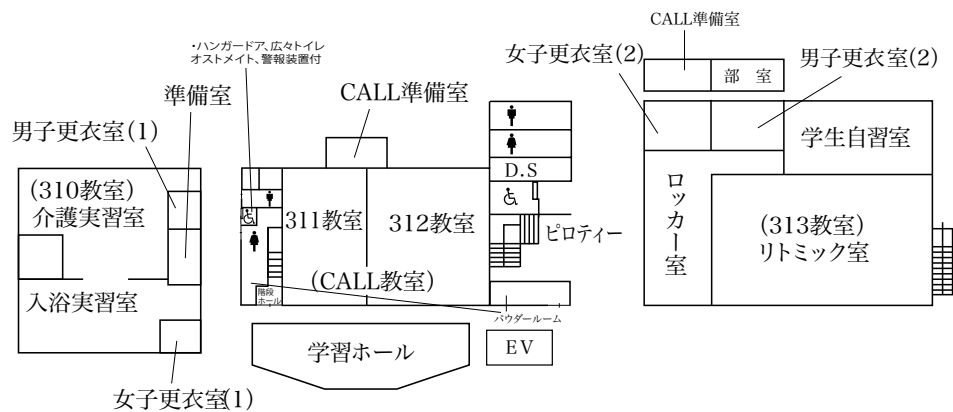


6 階 (芹沢 銑介美術工芸館)

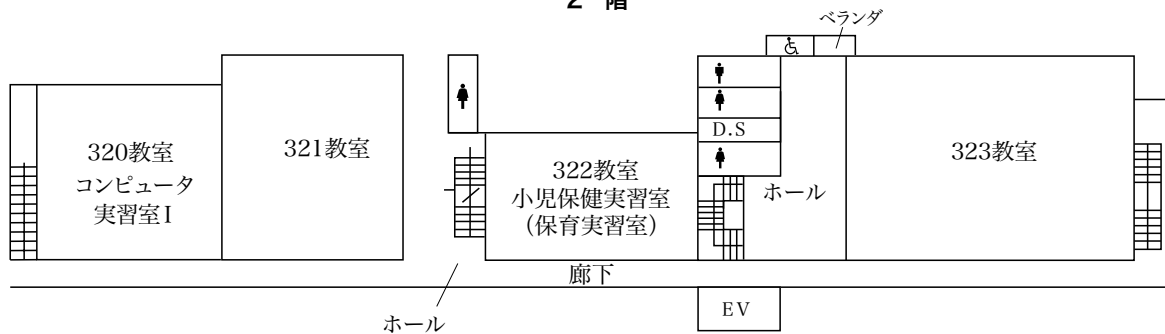


3 号 館

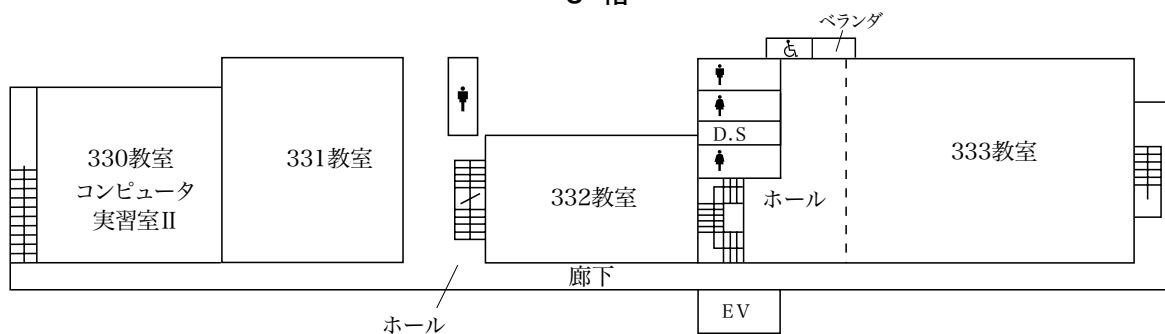
1 階



2 階



3 階



4 階

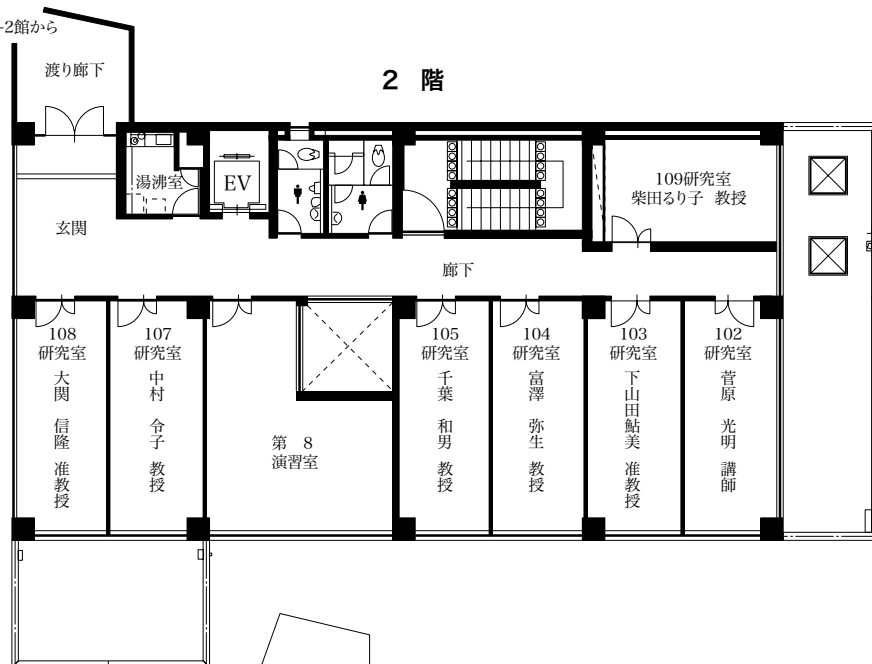


5 号 館

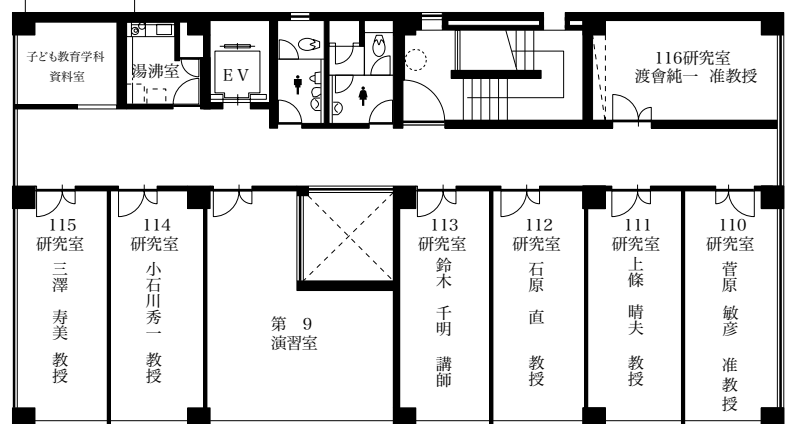
1 階



2 階

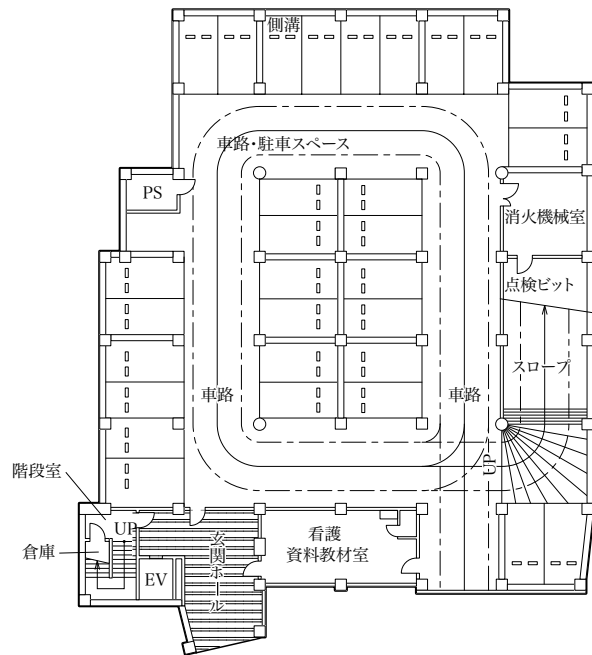


3 階

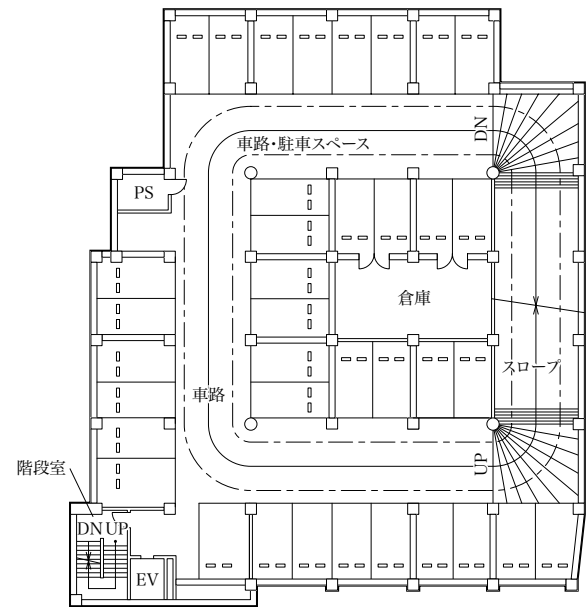


6 号 館

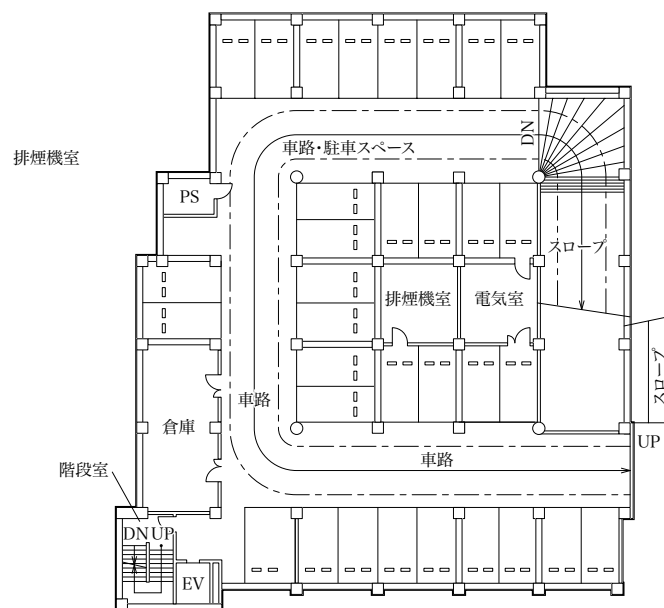
1 階



2 階

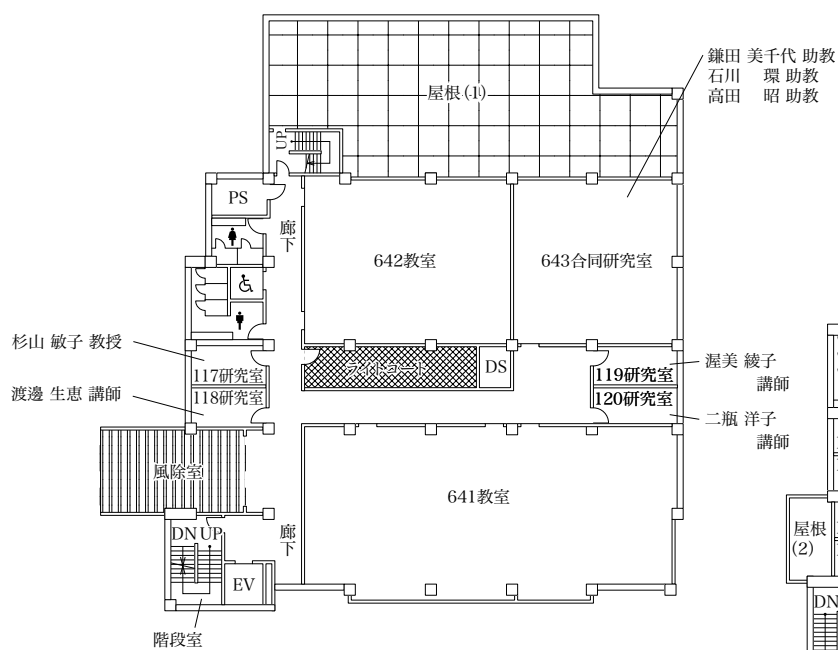


3 階

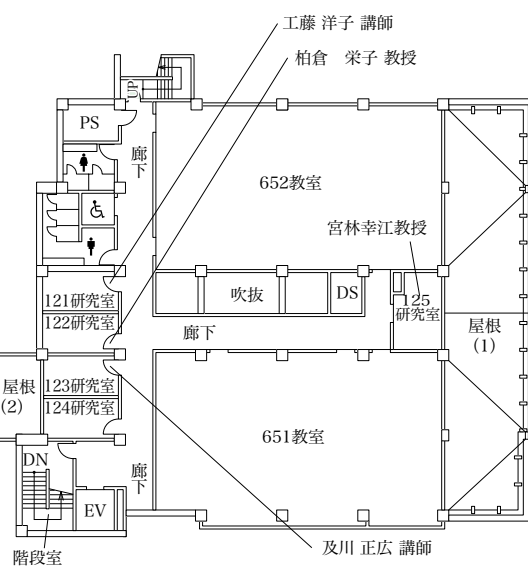


6 号 館

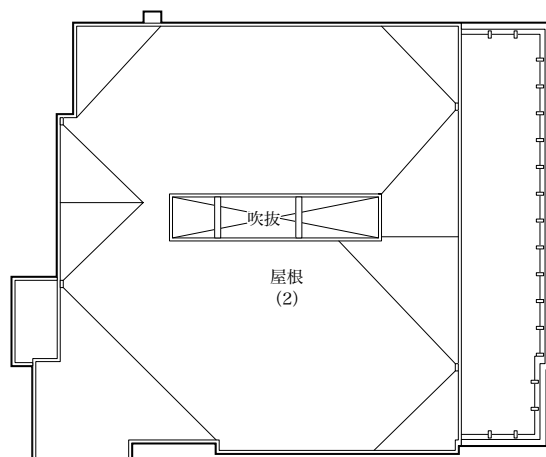
4 階



5 階

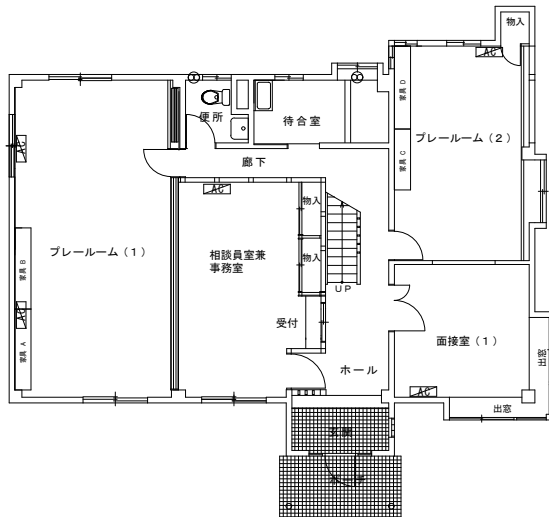


屋 根

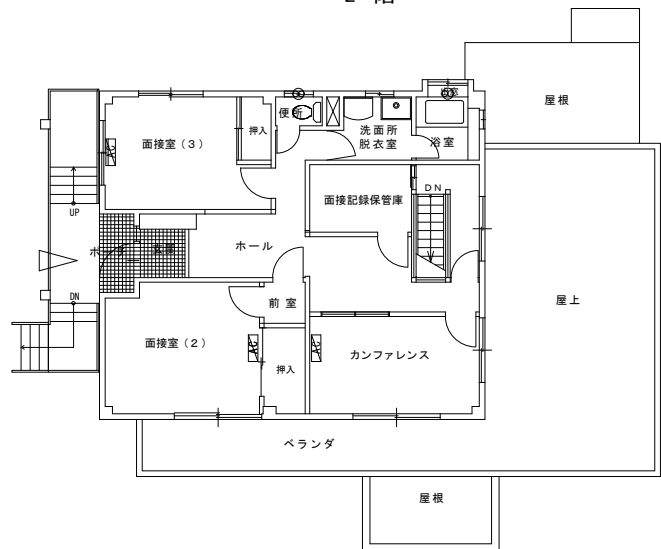


7号館

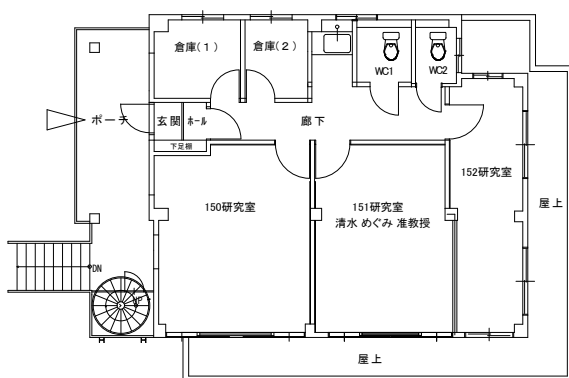
1 階



2 階

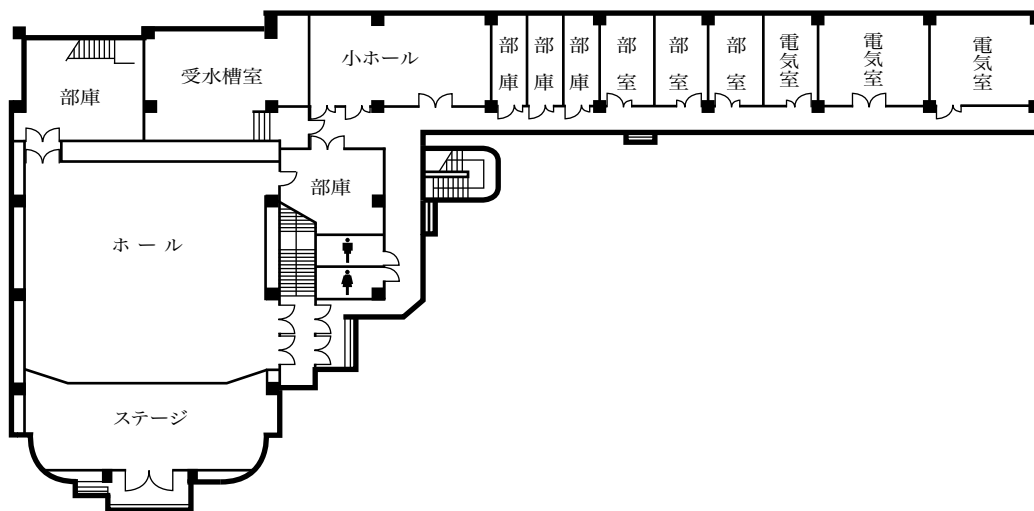


3 階

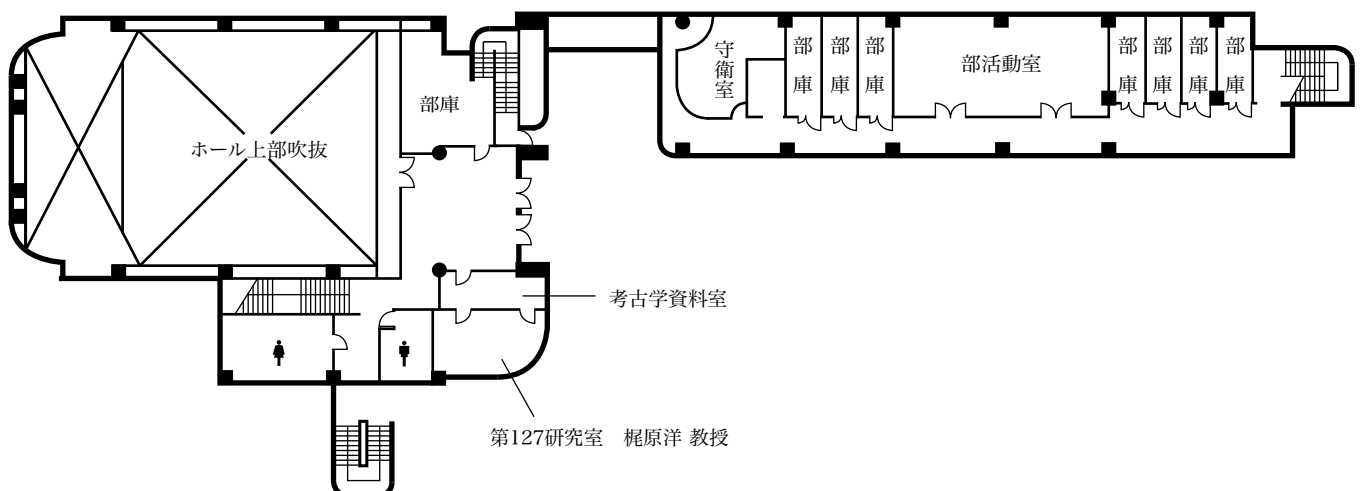


H-ONE館(課外活動棟)

1 階

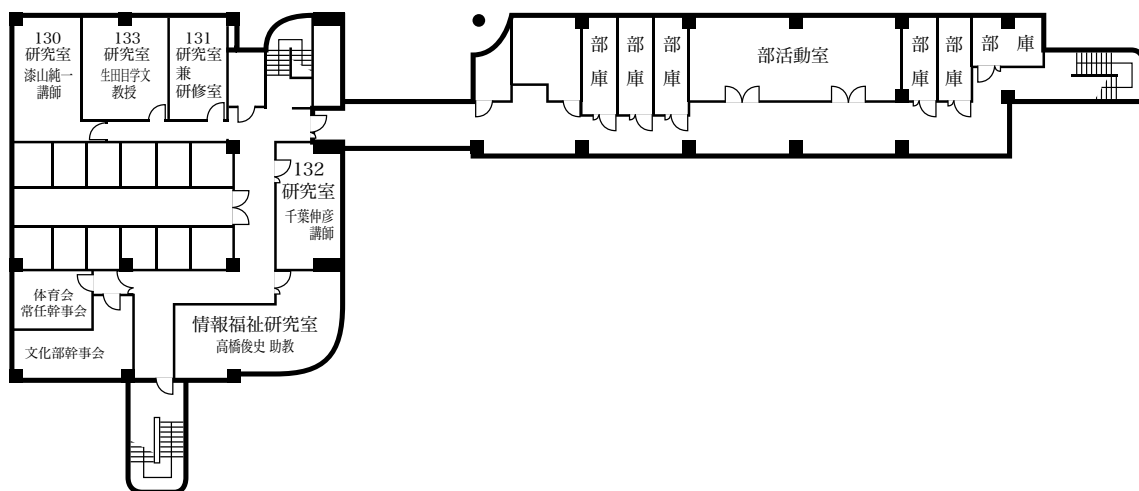


2 階

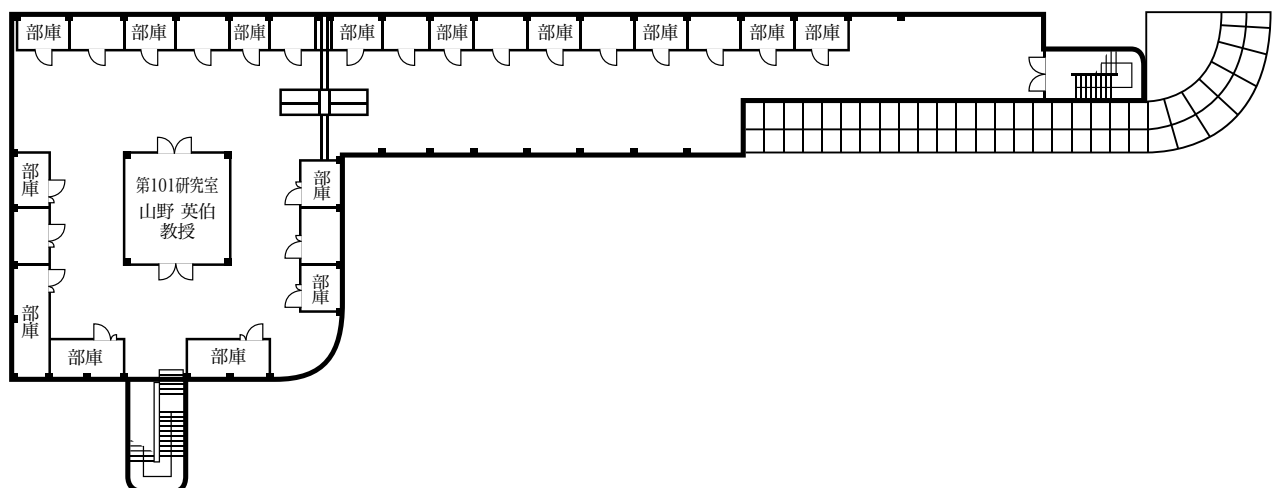


H-ONE館(課外活動棟)

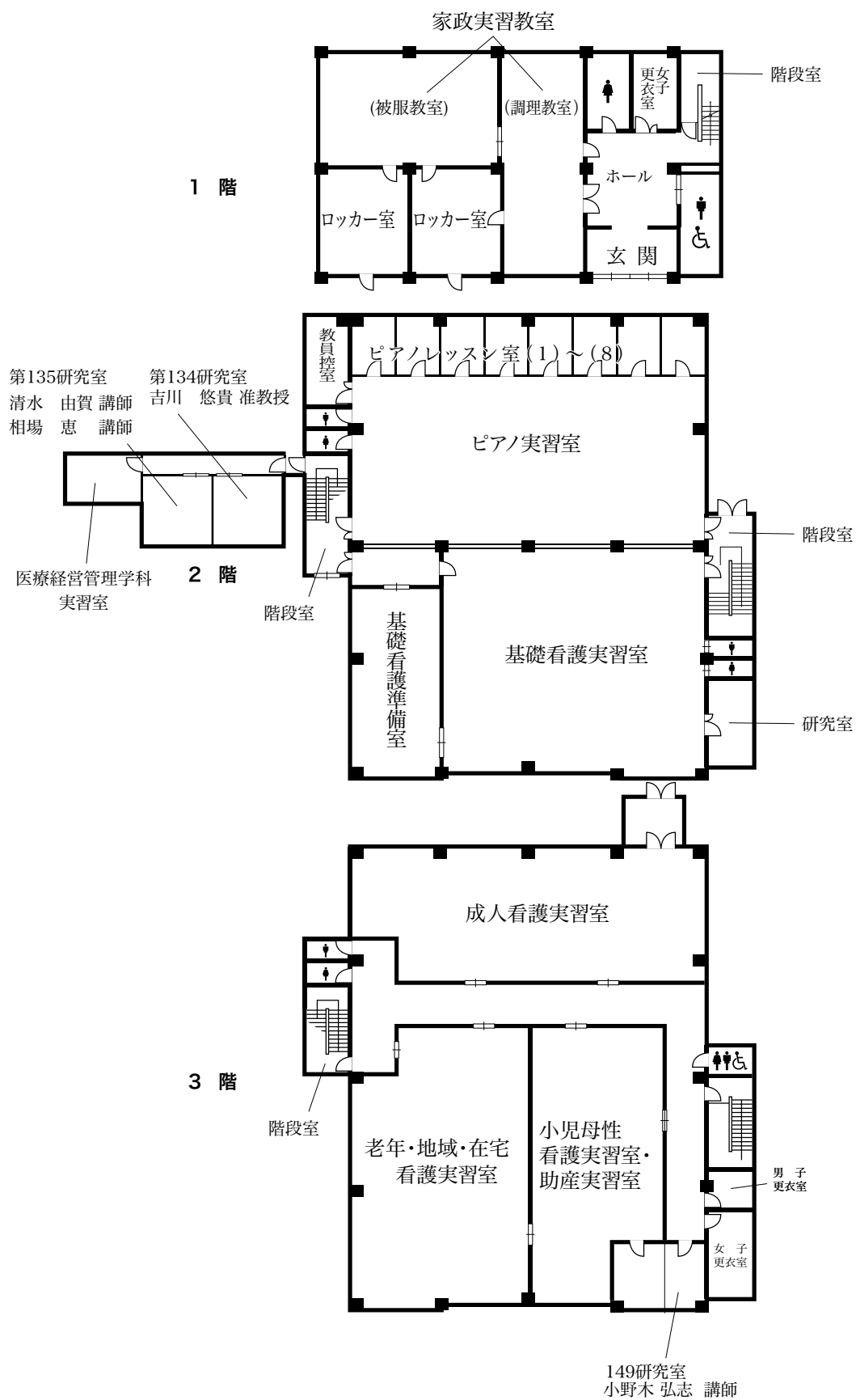
3 階



4 階

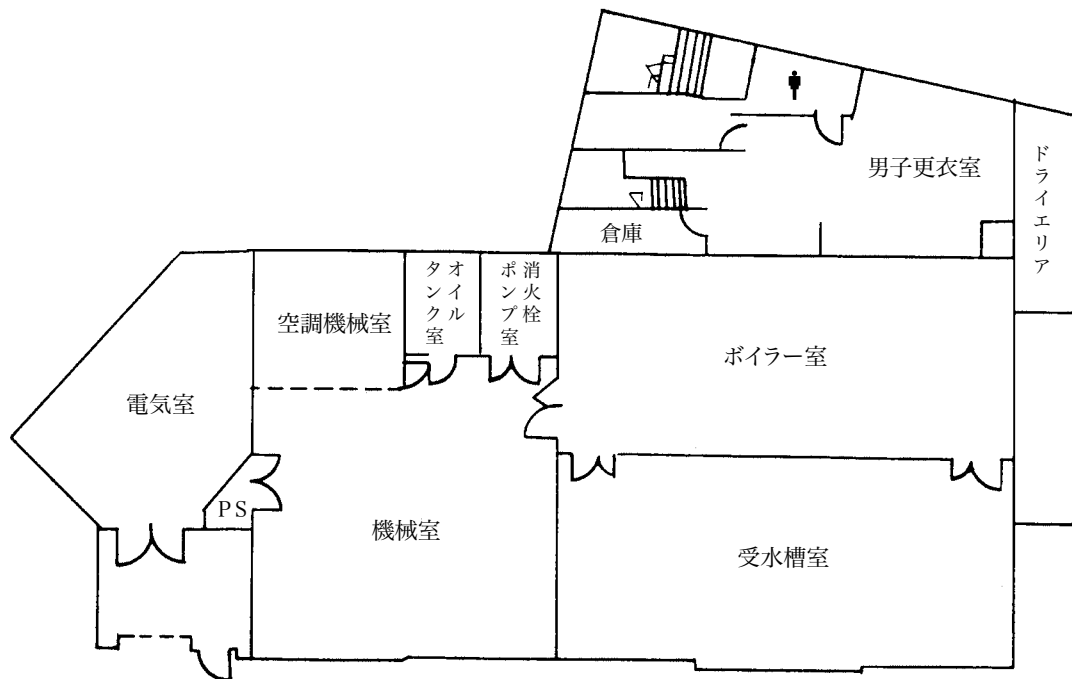


H-2 館

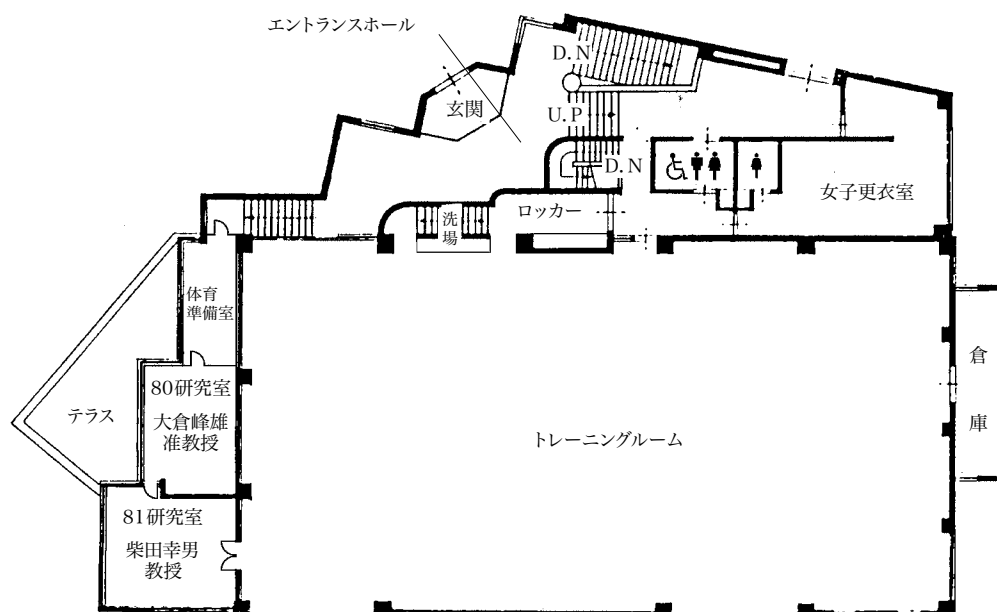


H-3 GYM

地 階

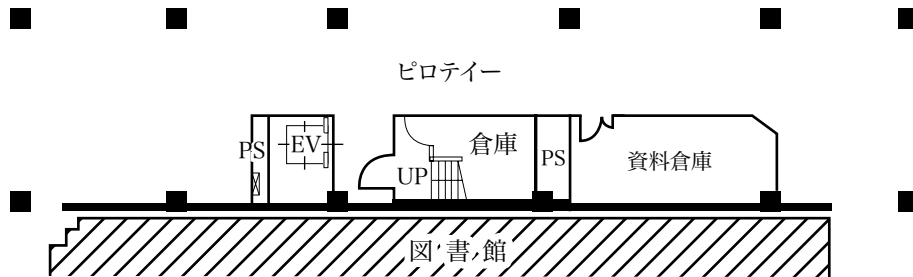


1 階

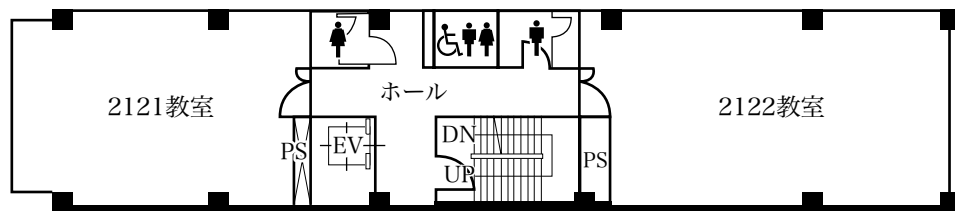


2001 館

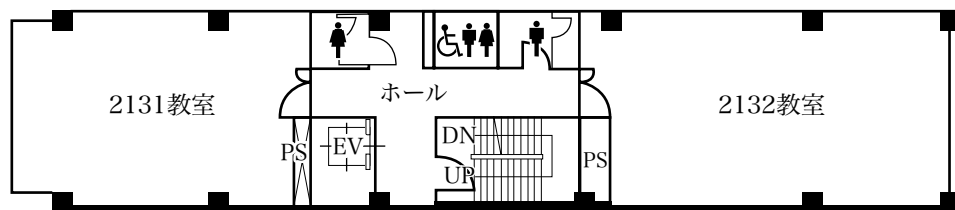
1 階



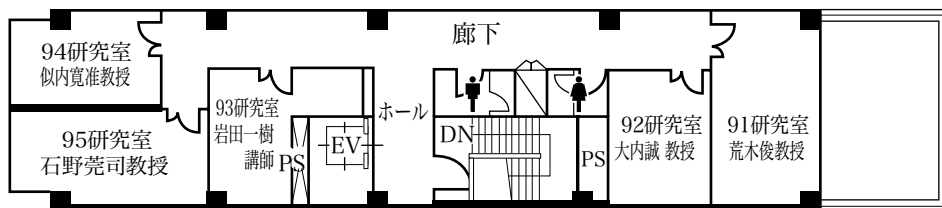
2 階



3 階

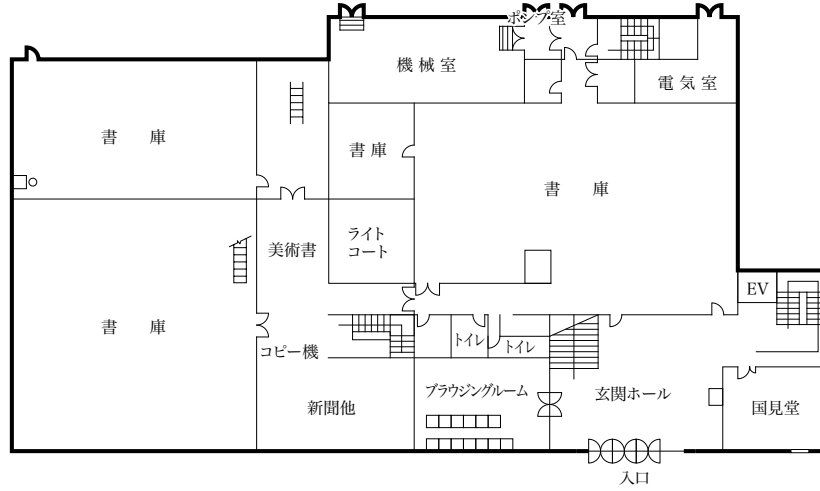


4 階

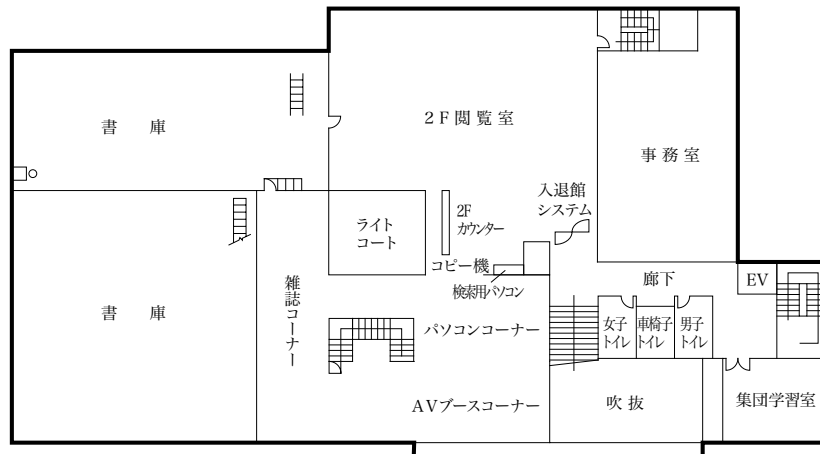


図書館棟

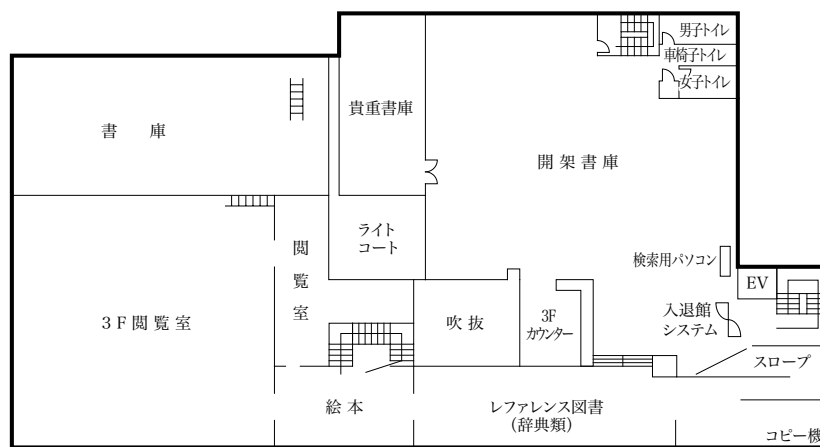
1 階



2 階



3 階



4 階

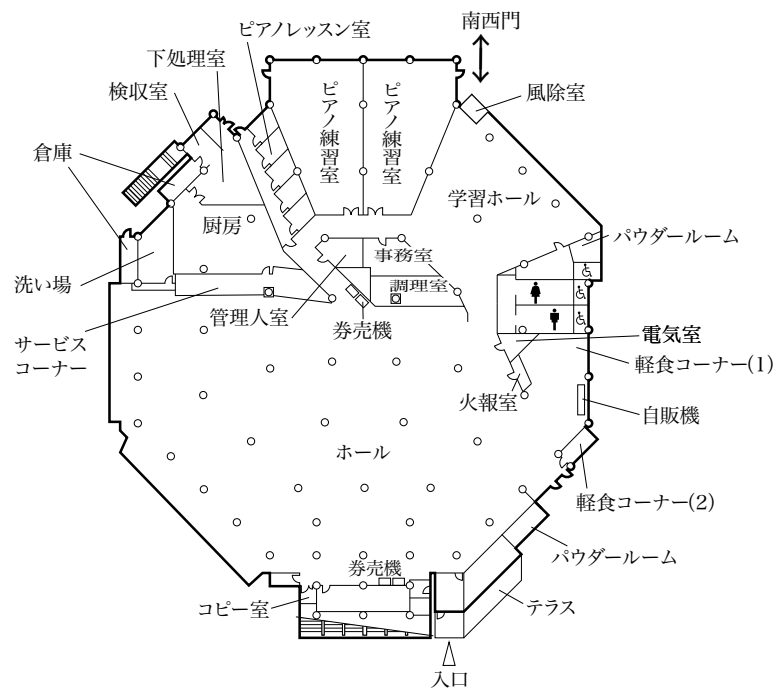


無線LAN設置場所

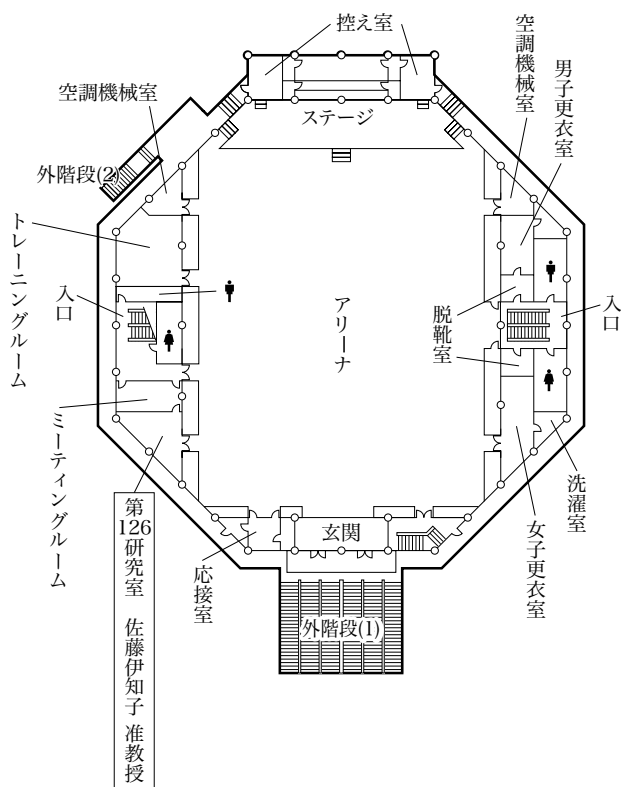
福 聚 殿

(講堂兼体育館・教員研究室・ピアノレッスン室・ピアノ練習室
学生自習室・食堂・軽食コーナー)

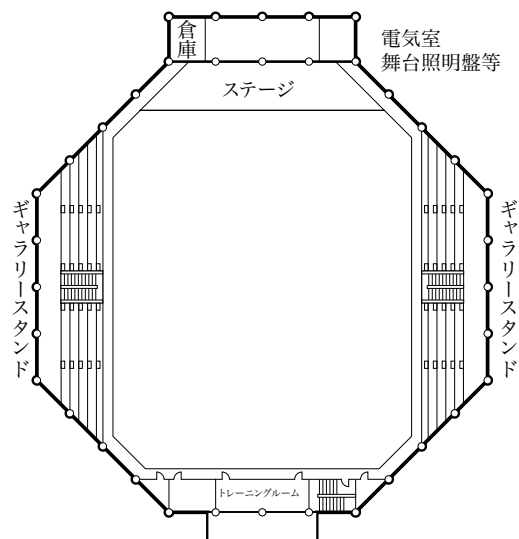
1 階



2 階

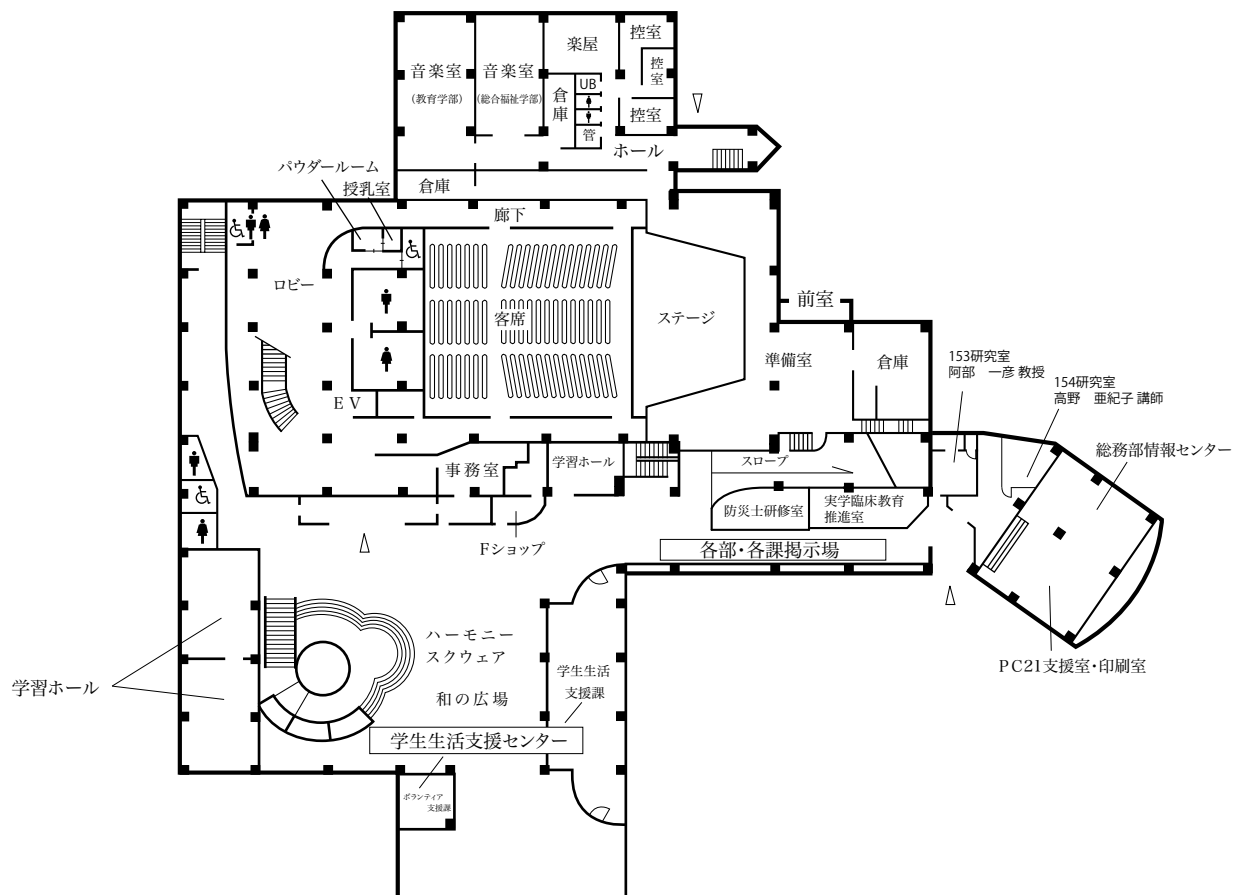


3 階

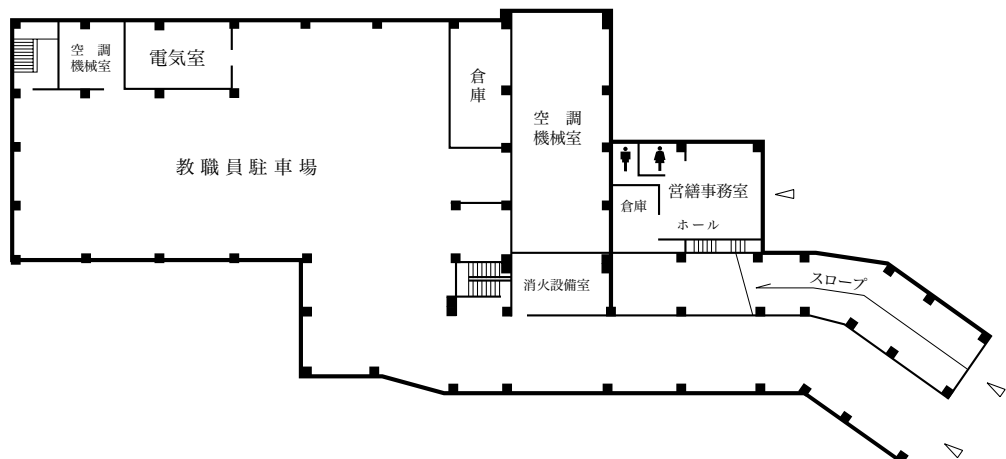


音 楽 堂(けやきホール)

地下1階

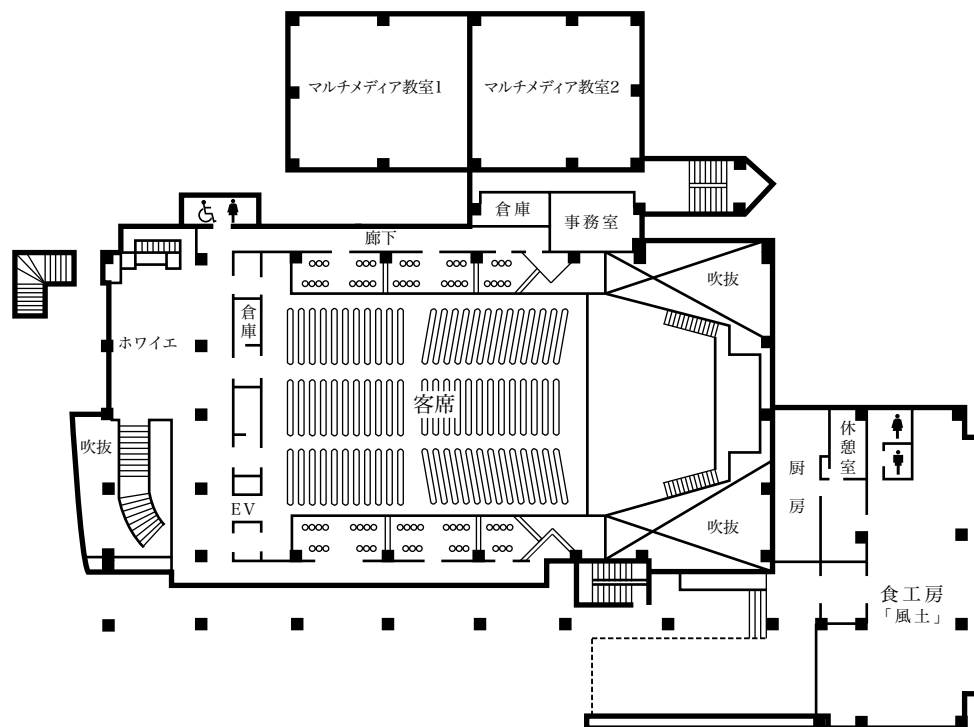


地下2階

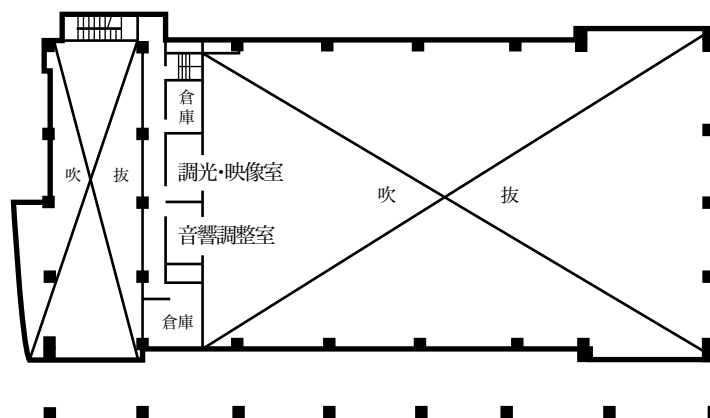


音 楽 堂(けやきホール)

1 階

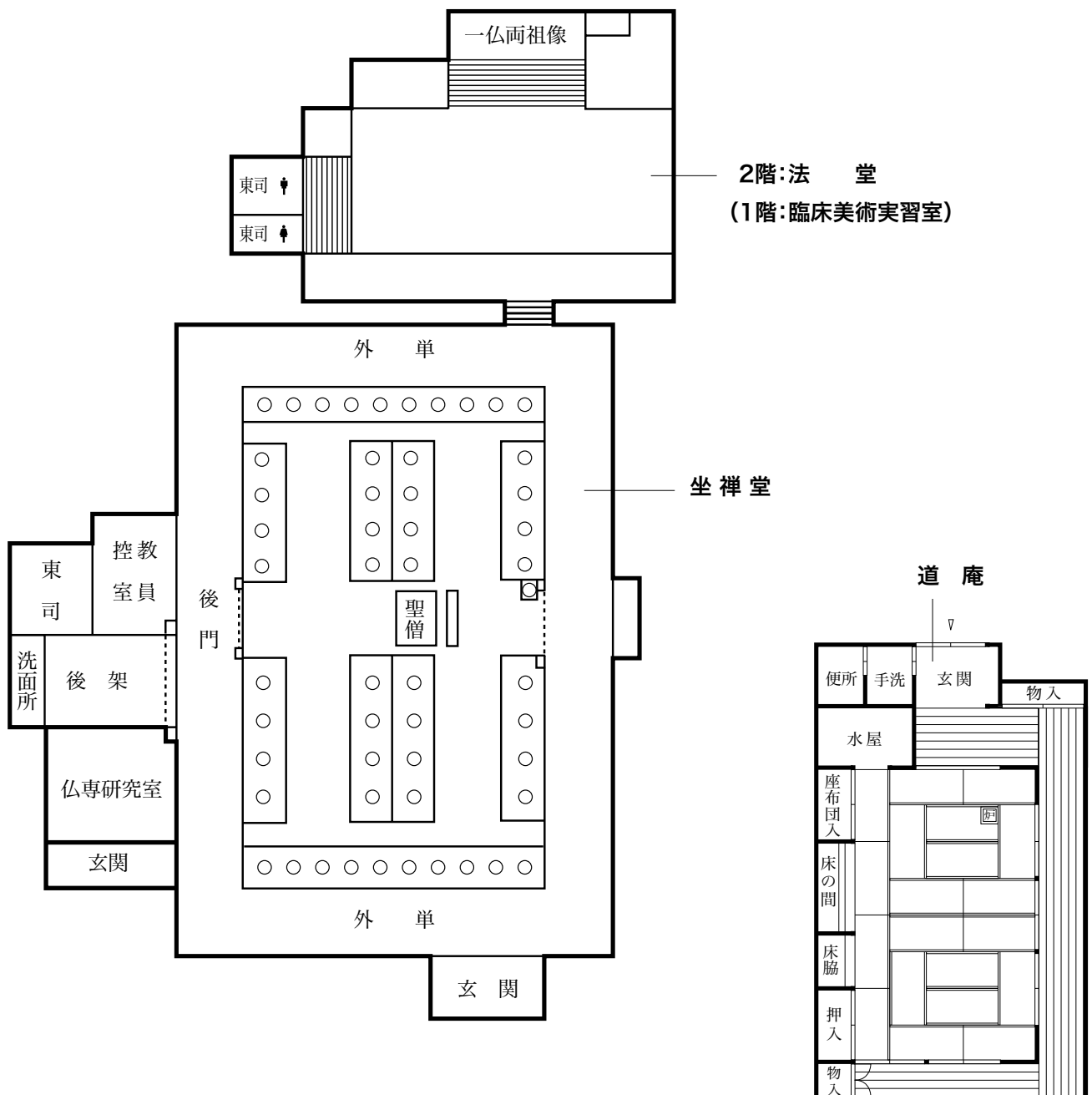


2 階

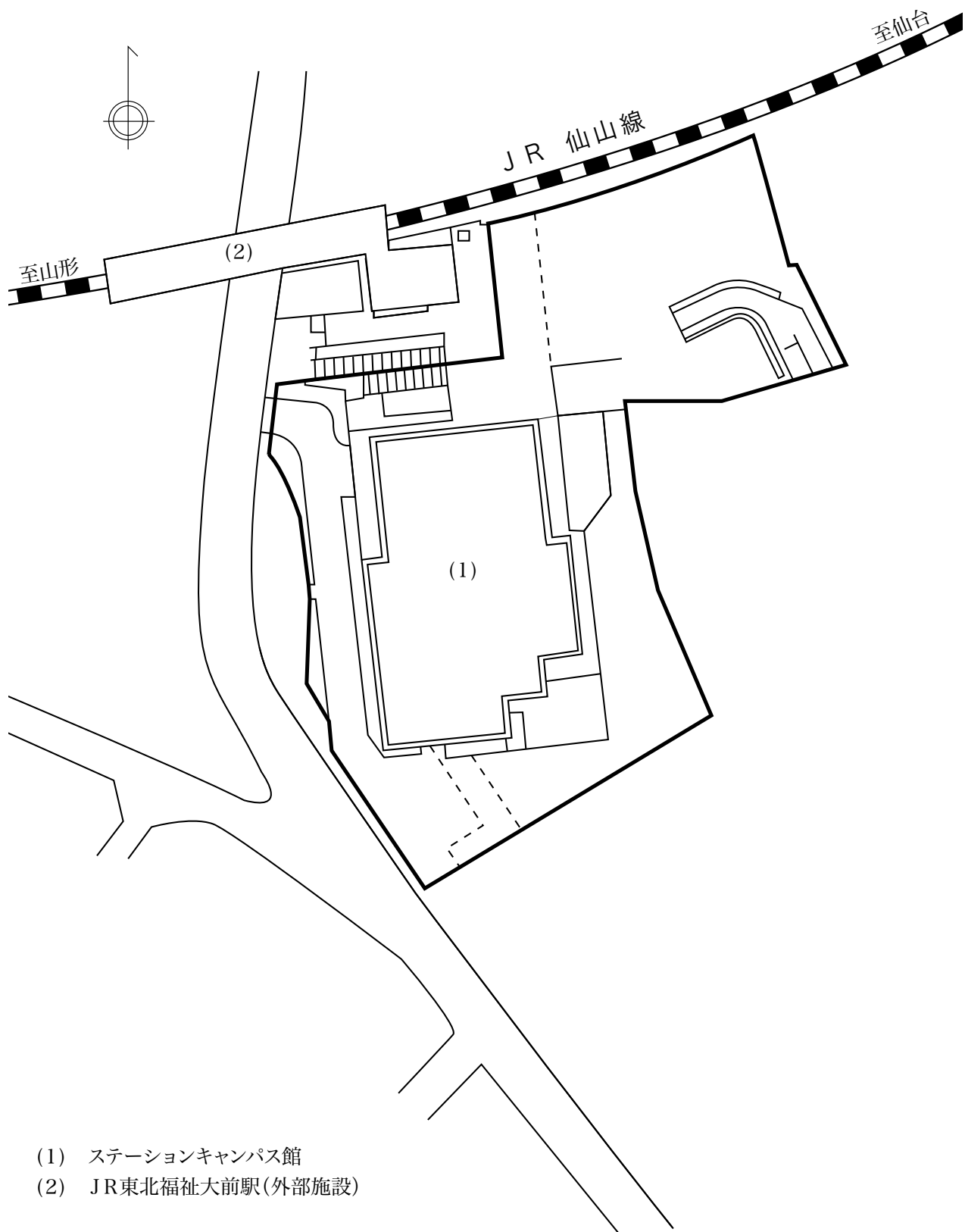


特 別 教 室

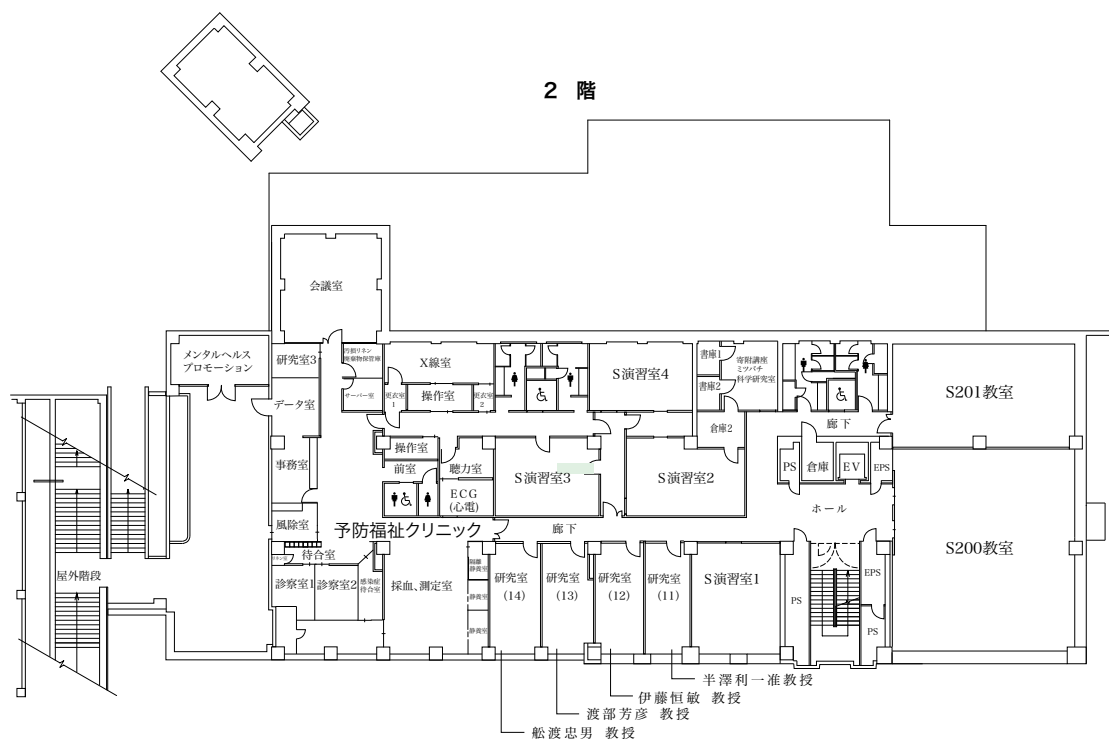
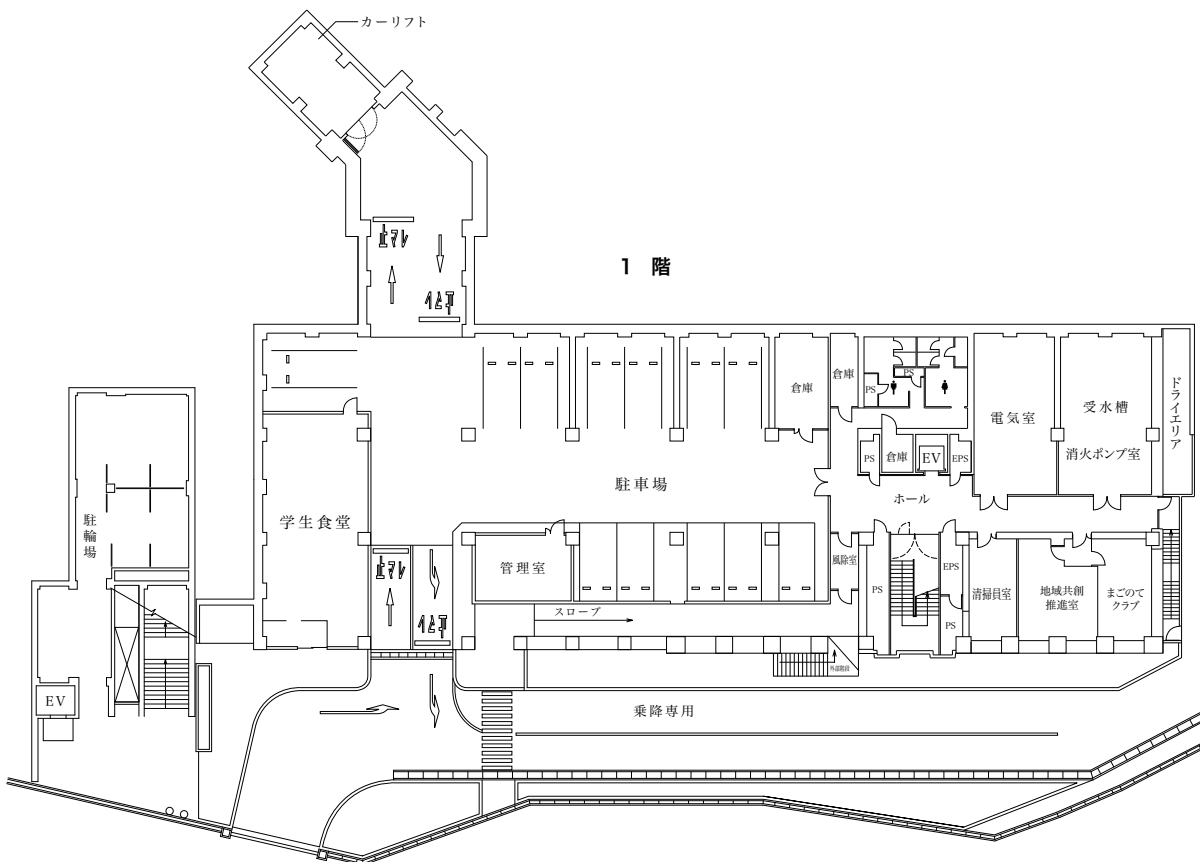
(坐 禅 堂 ・ 法 堂 ・ 道 庵)



2 ステーションキャンパス (本校地より西方約550m)

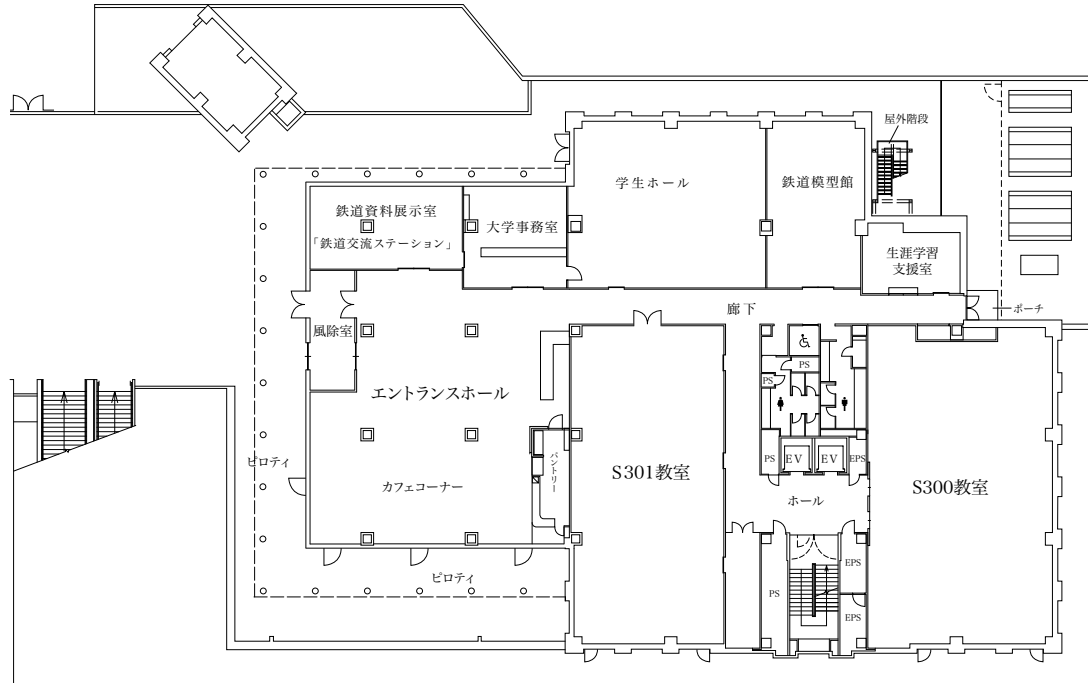


ステーションキャンパス館(ステーションキャンパス)

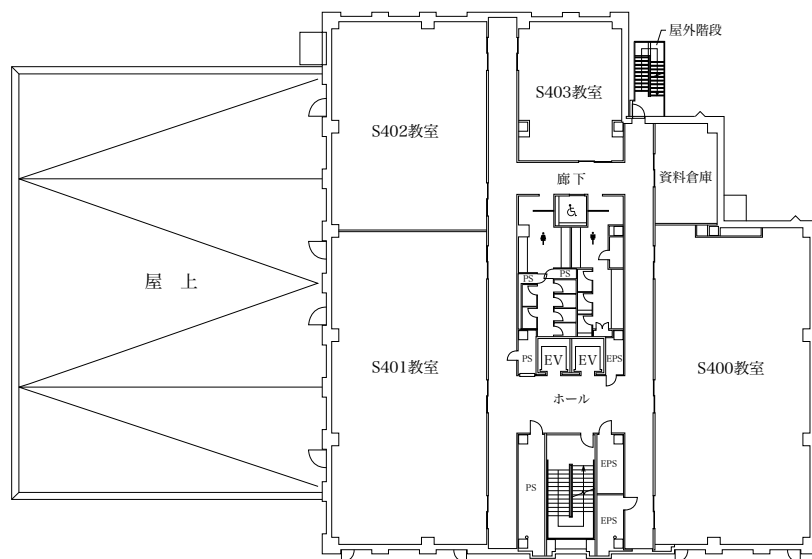


ステーションキャンパス館

3 階

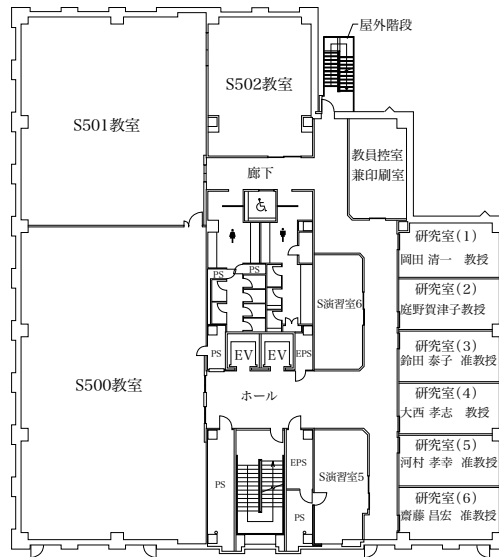


4 階

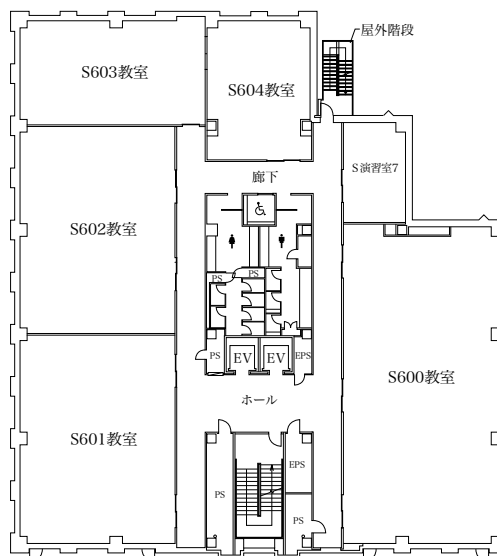


ステーションキャンパス館

5 階

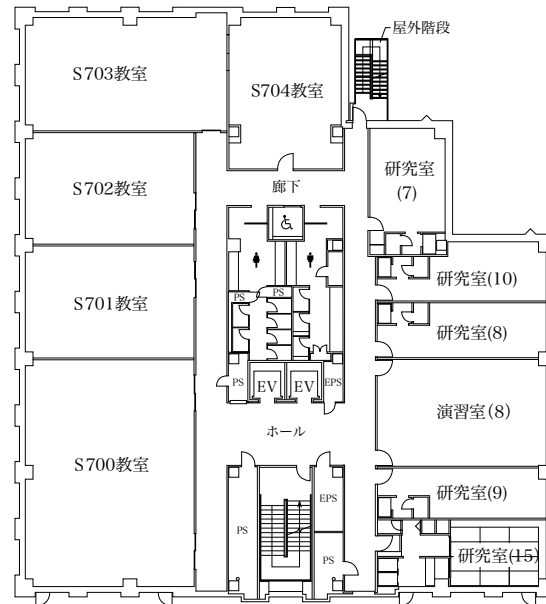


6 階

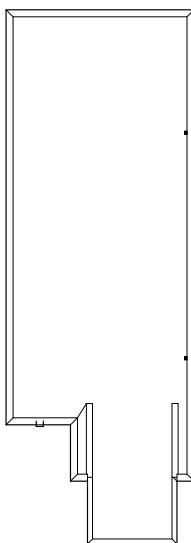


ステーションキャンパス館

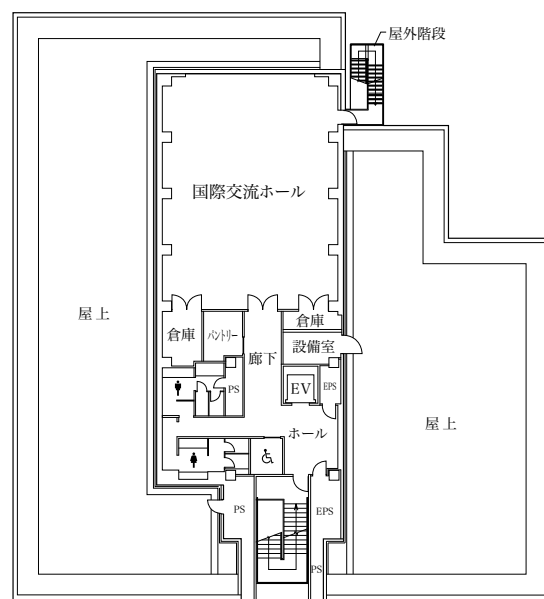
7 階



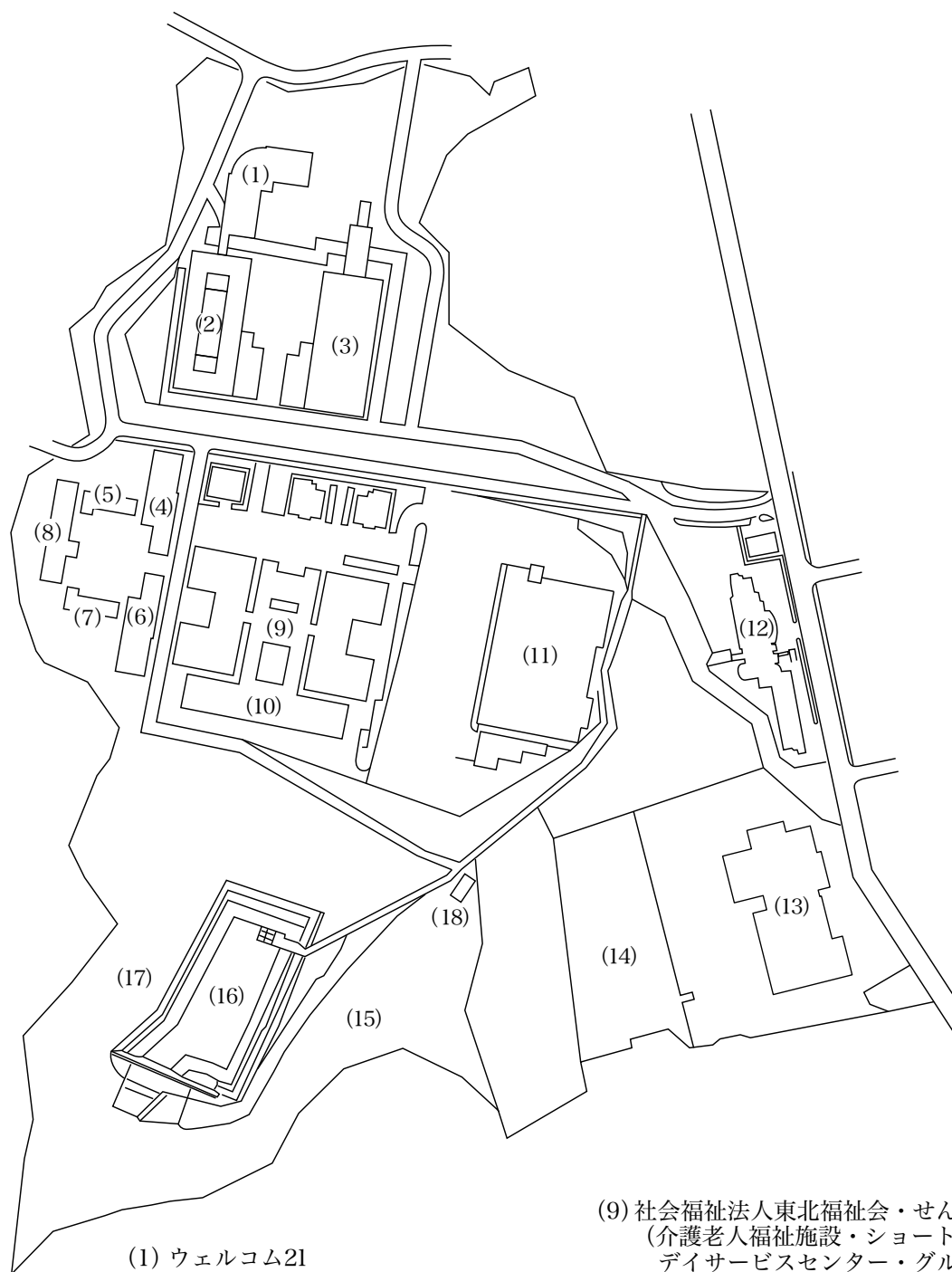
屋 根



8 階



3 国見ヶ丘第1キャンパス (本校地より西方約1000m)

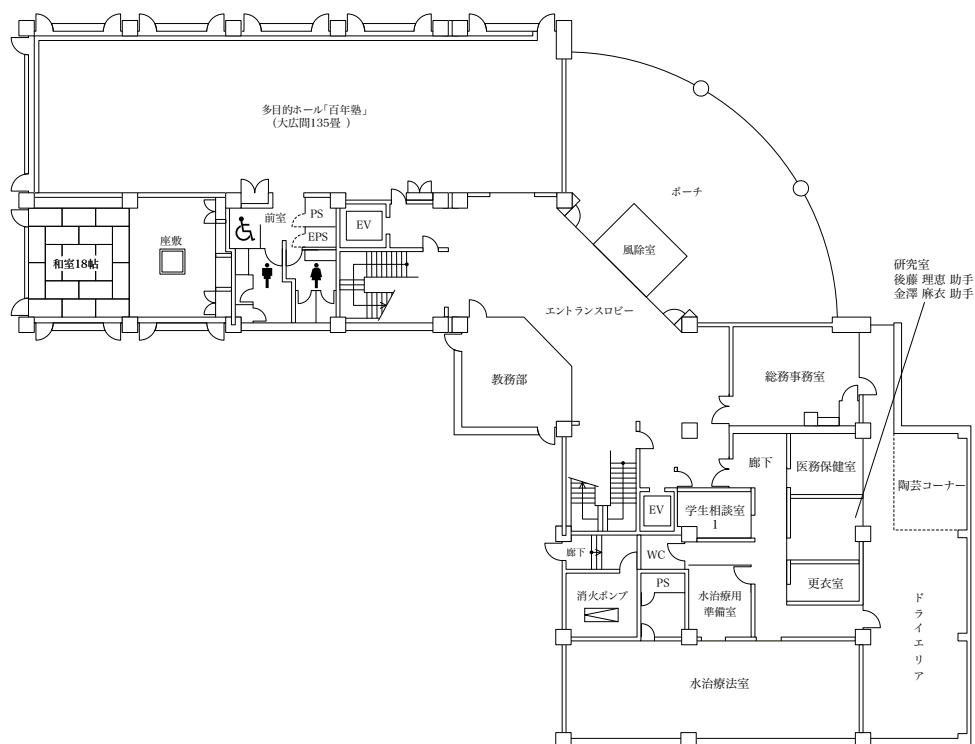


- (1) ウェルコム21
健康科学部リハビリテーション学科
講義室・実習室
大学院講義室
- (2) 感性福祉研究所
- (3) 医療法人社団東北福祉会・
せんだんの丘 (介護老人保健施設)
- (4) 東北福祉大学実学教育寮 (本館)
特別支援教育研究室
- (5) 東北福祉大学実学教育寮 (南館)
- (6) 東北福祉大学実学教育寮 (西館)
- (7) 東北福祉大学実学教育寮 (北館)
- (8) 創心寮 (喜心寮東館)

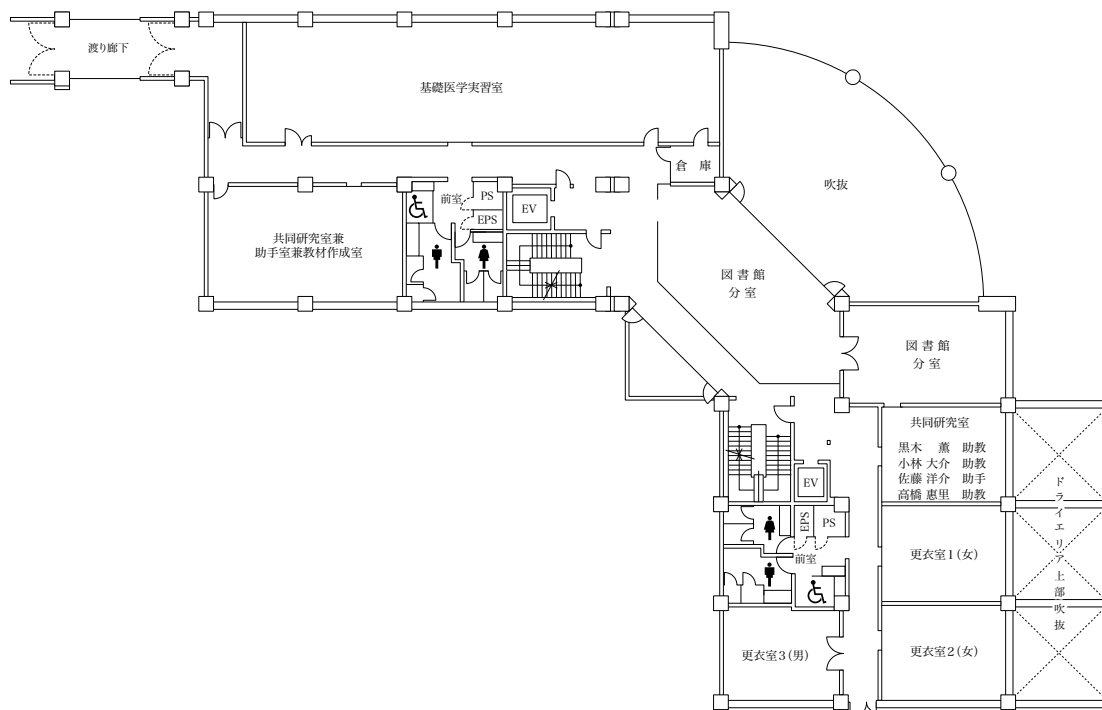
- (9) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里
(介護老人福祉施設・ショートステイ・
デイサービスセンター・グループホーム)
- (10) 社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター
- (11) 全天候型体育館
(トレーニングセンター・武道場「武徳館」)
- (12) 雄翔館
予防福祉健康増進推進室
- (13) 東北福祉大学せんだんホスピタル
- (14) ゴルフ練習場
- (15) 自然緑地
- (16) 調整池
- (17) 自然緑地
- (18) 生ゴミ処理場

ウェルコム21 (国見ヶ丘第1キャンパス)

1 階

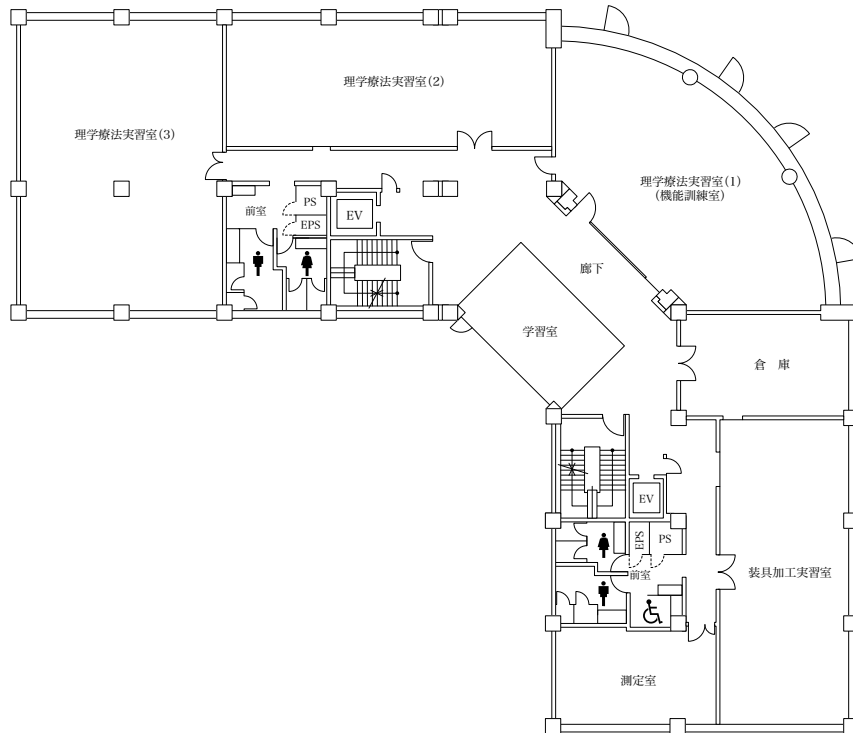


2 階

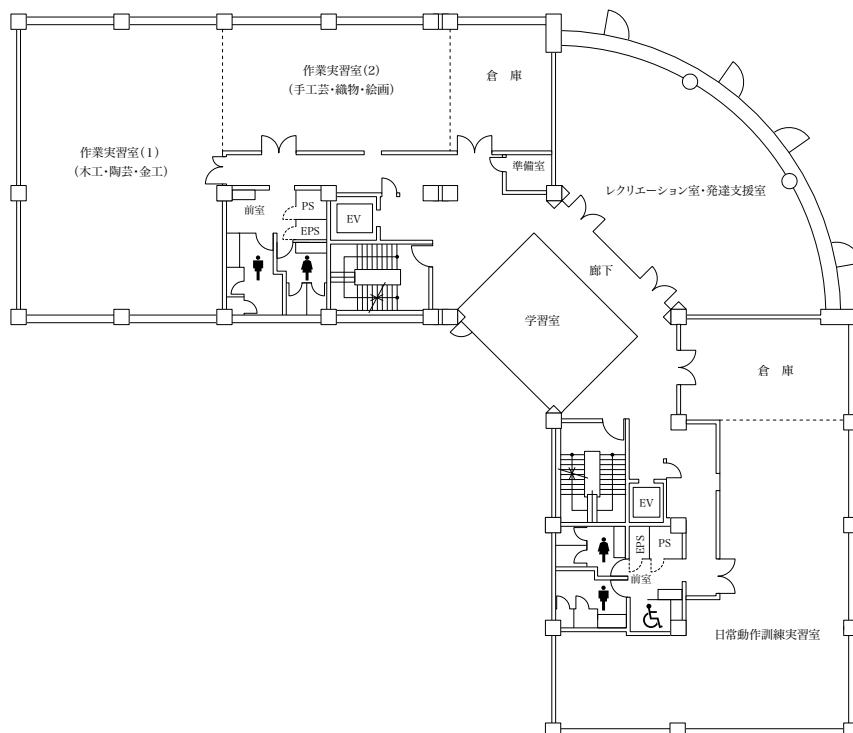


ウェルコム21

3 階

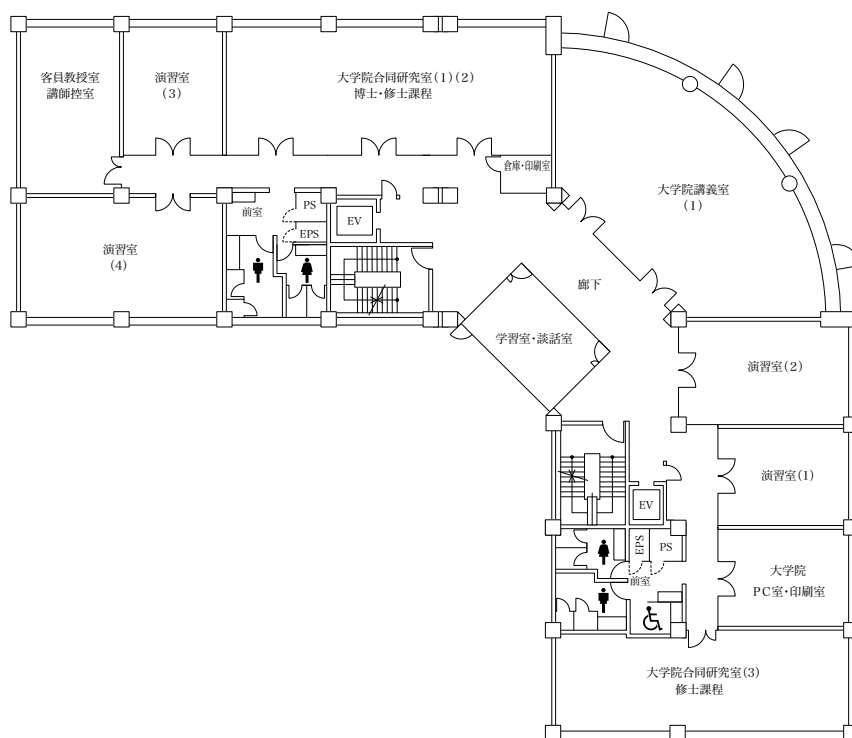


4 階

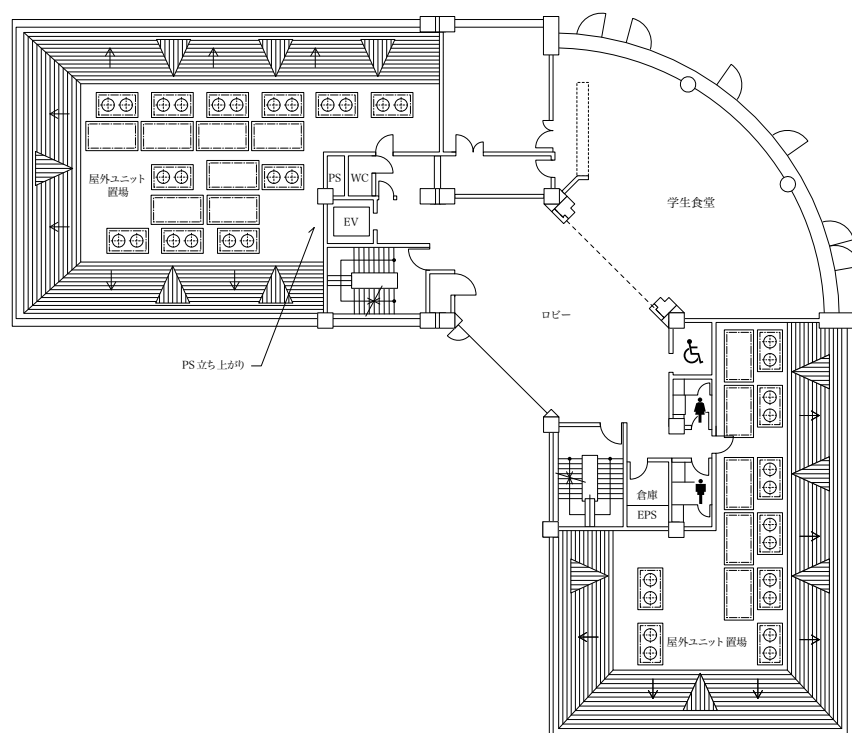


ウェルコム21

5 階

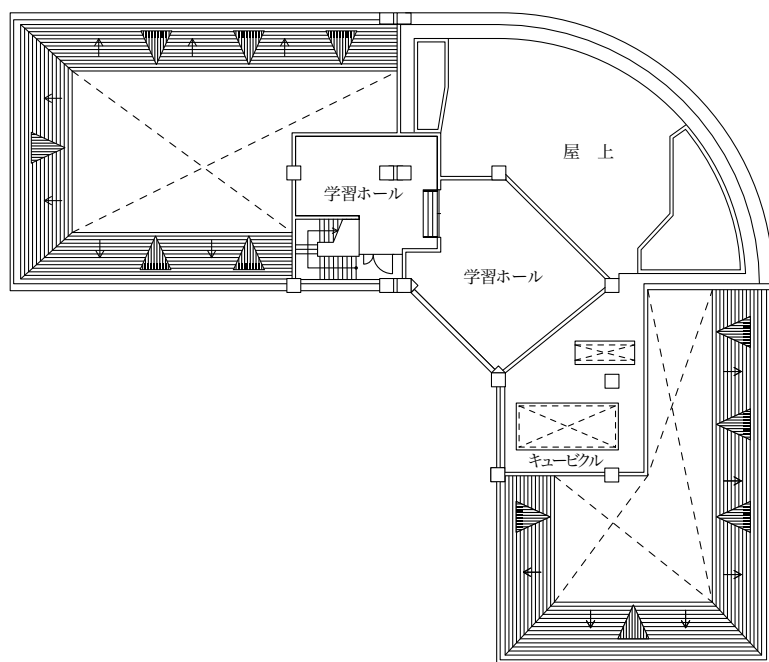


6 階



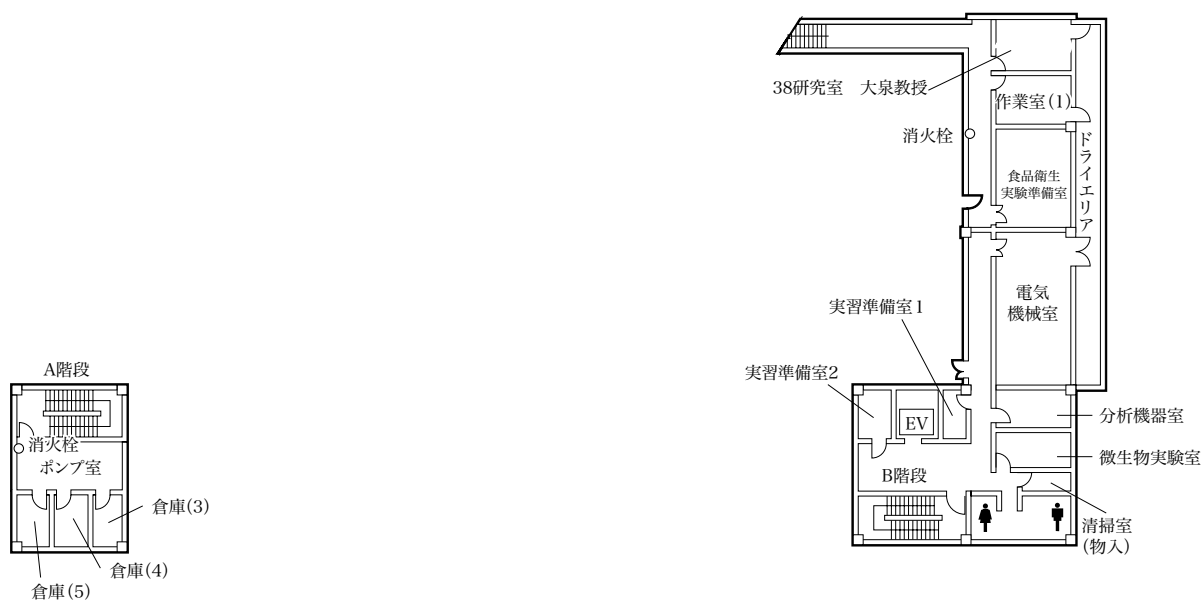
ウェルコム21

PH 階

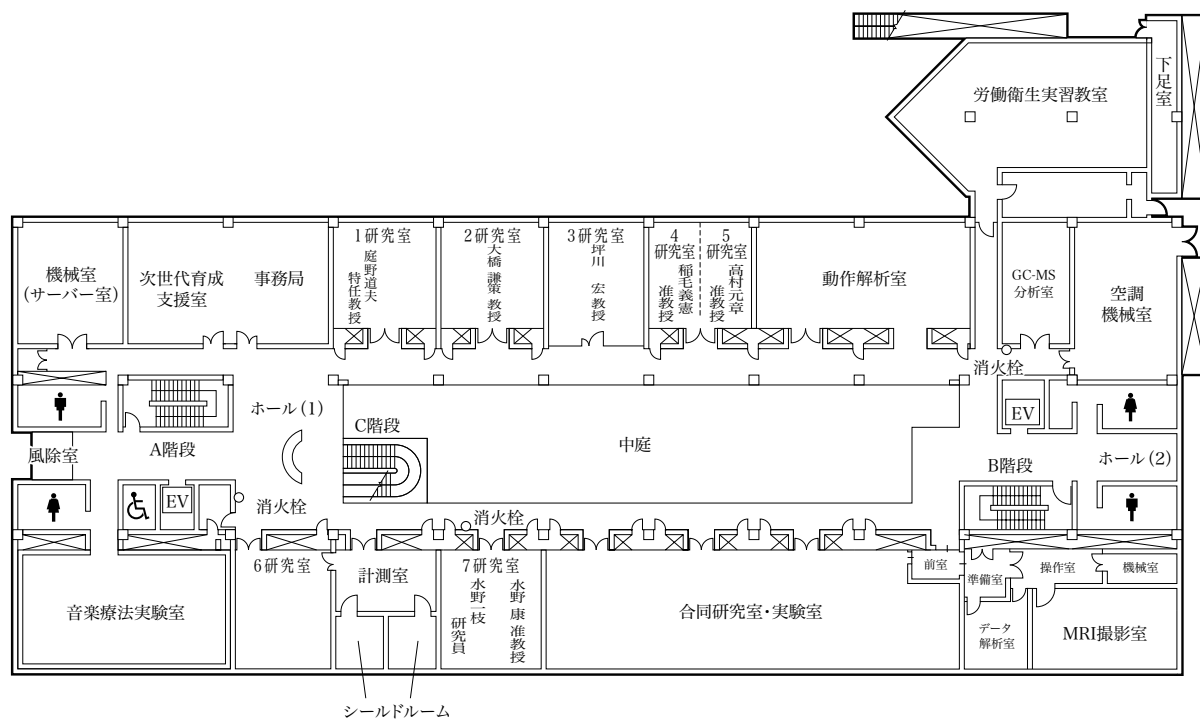


感性福祉研究所(国見ヶ丘第1キャンパス)

地 階

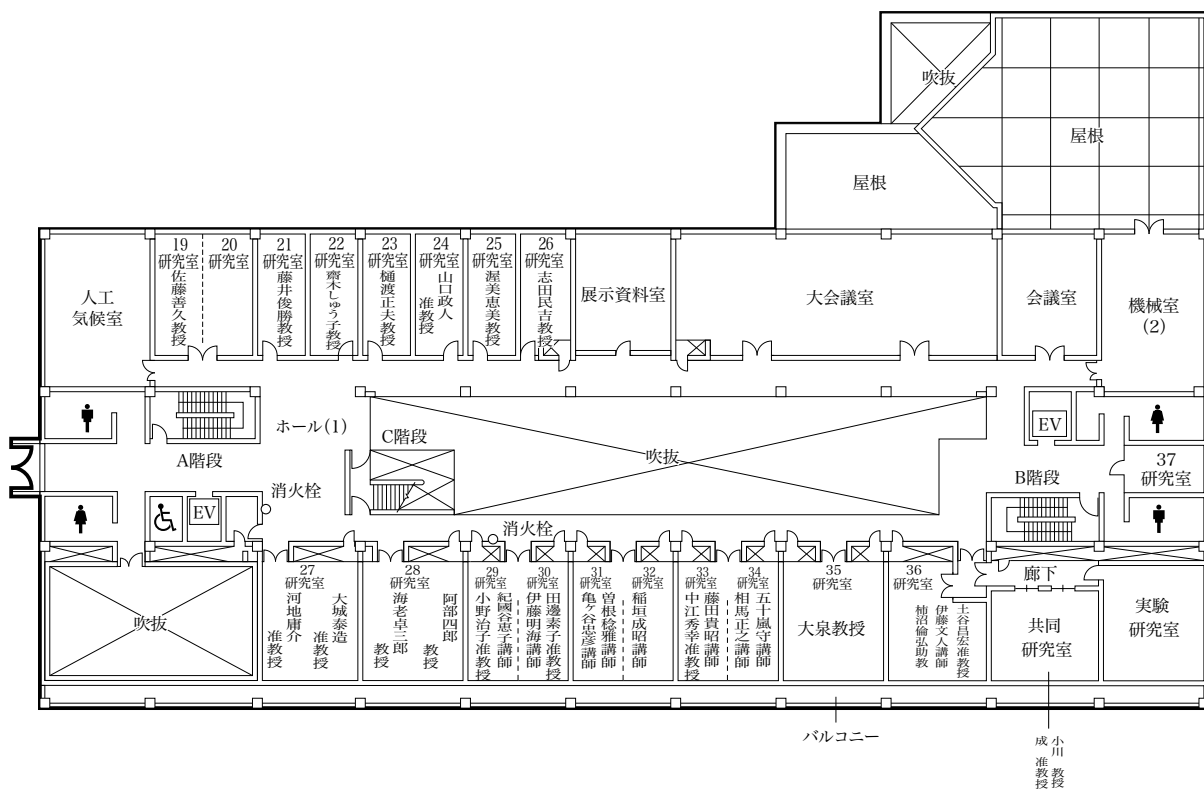


1 階

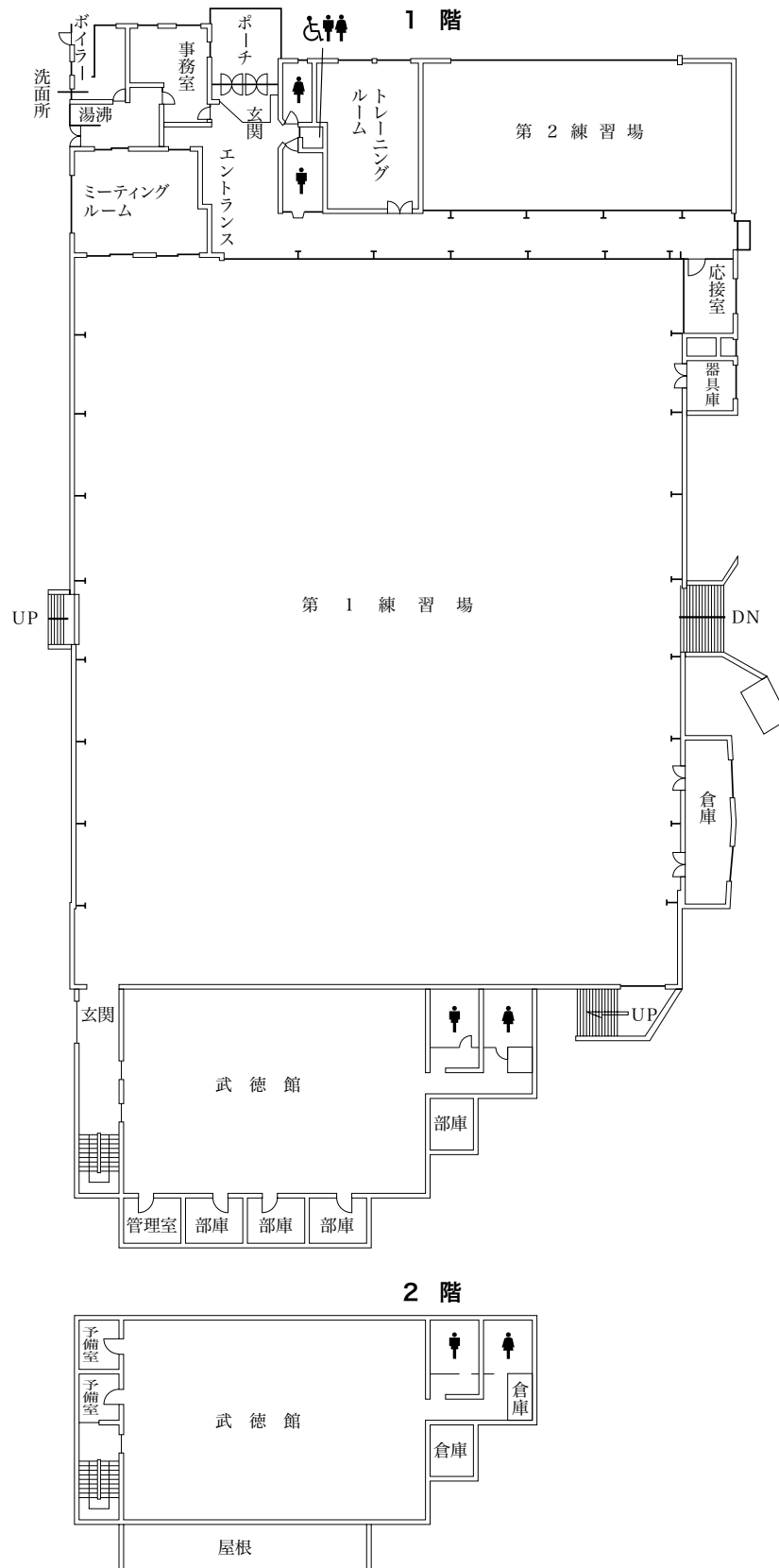


感性福祉研究所

2 階

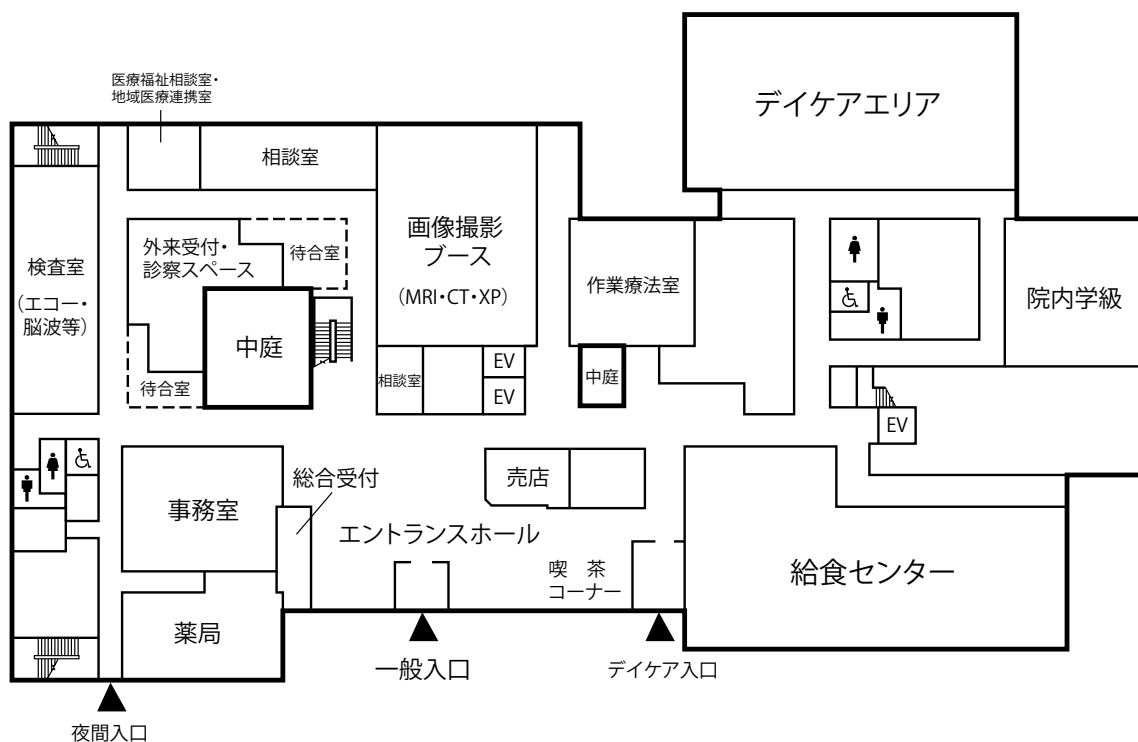


全天候型体育館 (国見ヶ丘第1キャンパス)
(トレーニングセンター)

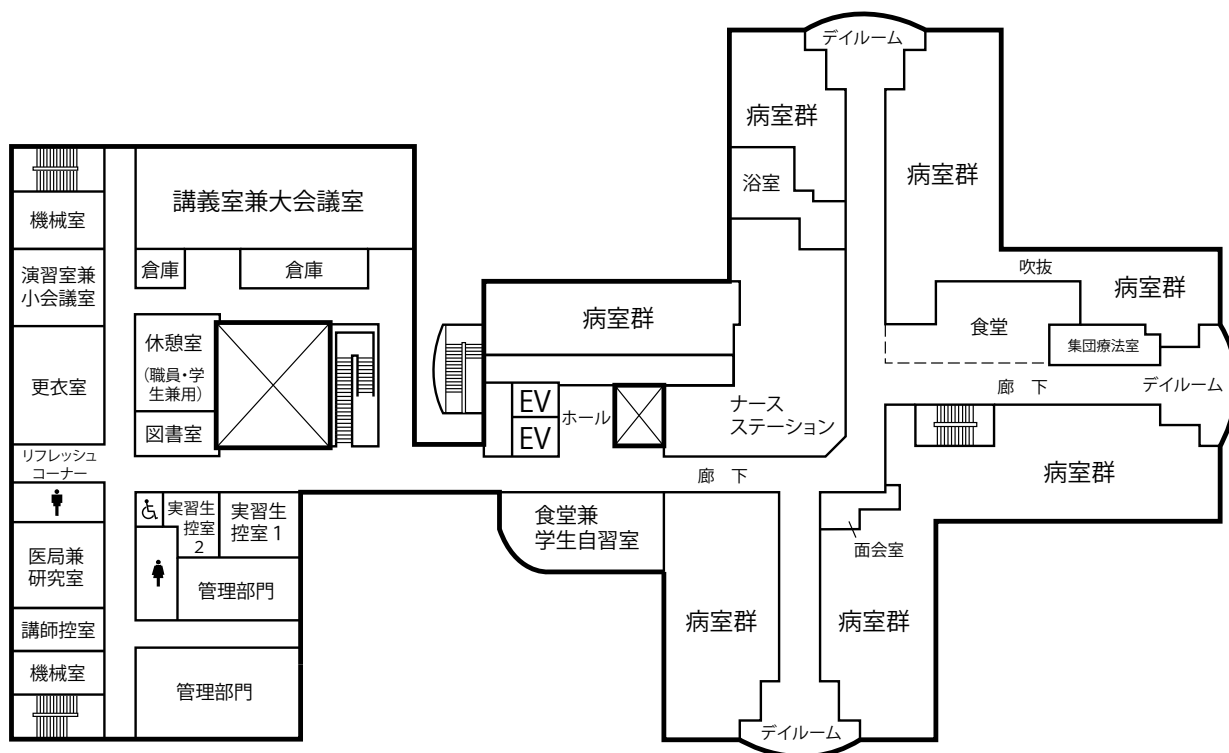


せんだんホスピタル (国見ヶ丘第1キャンパス)

1 階 (総合受付・外来診療・リハビリエリア)

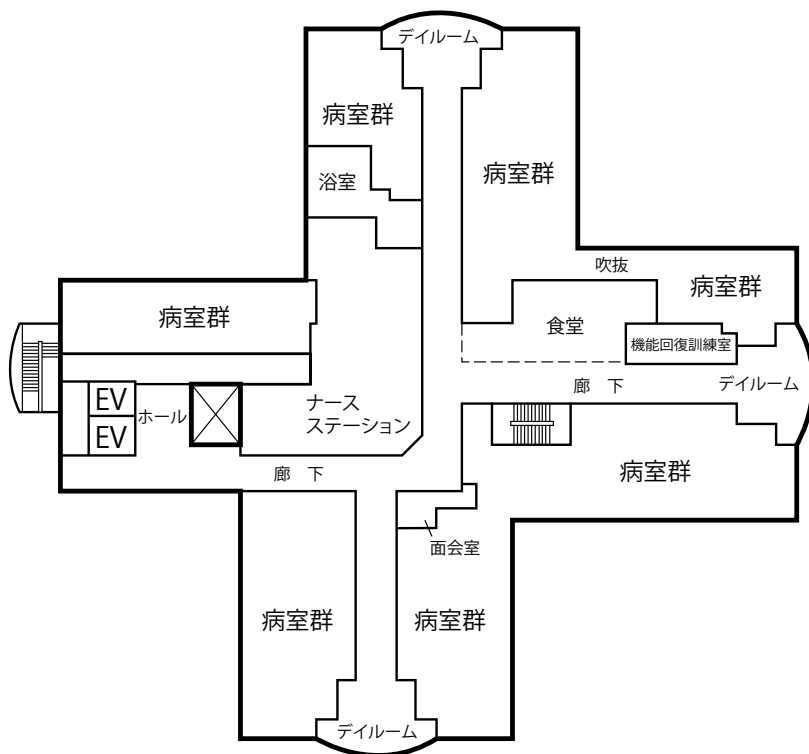


2 階 (講義室・管理室・病室)

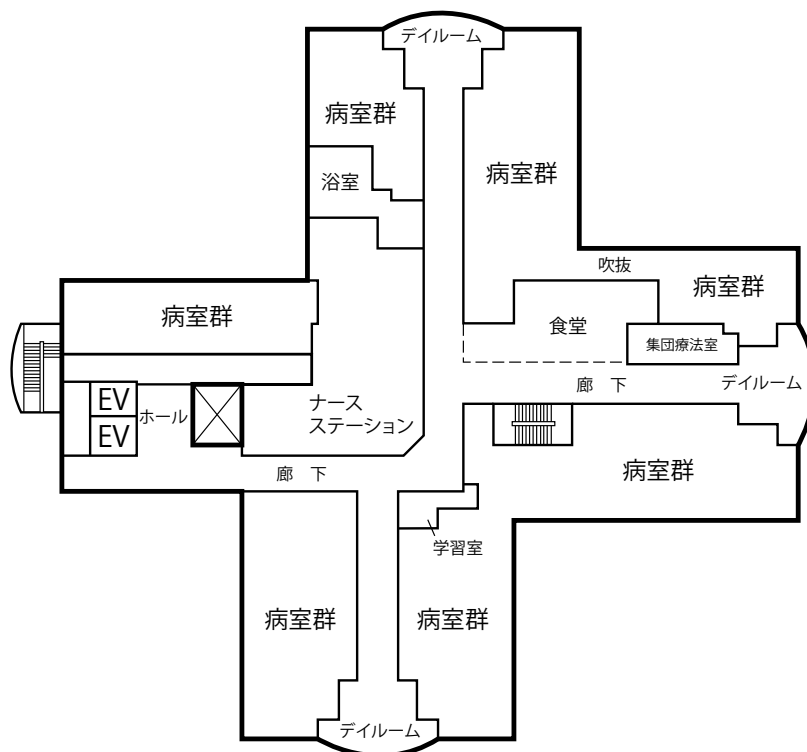


せんだんホスピタル

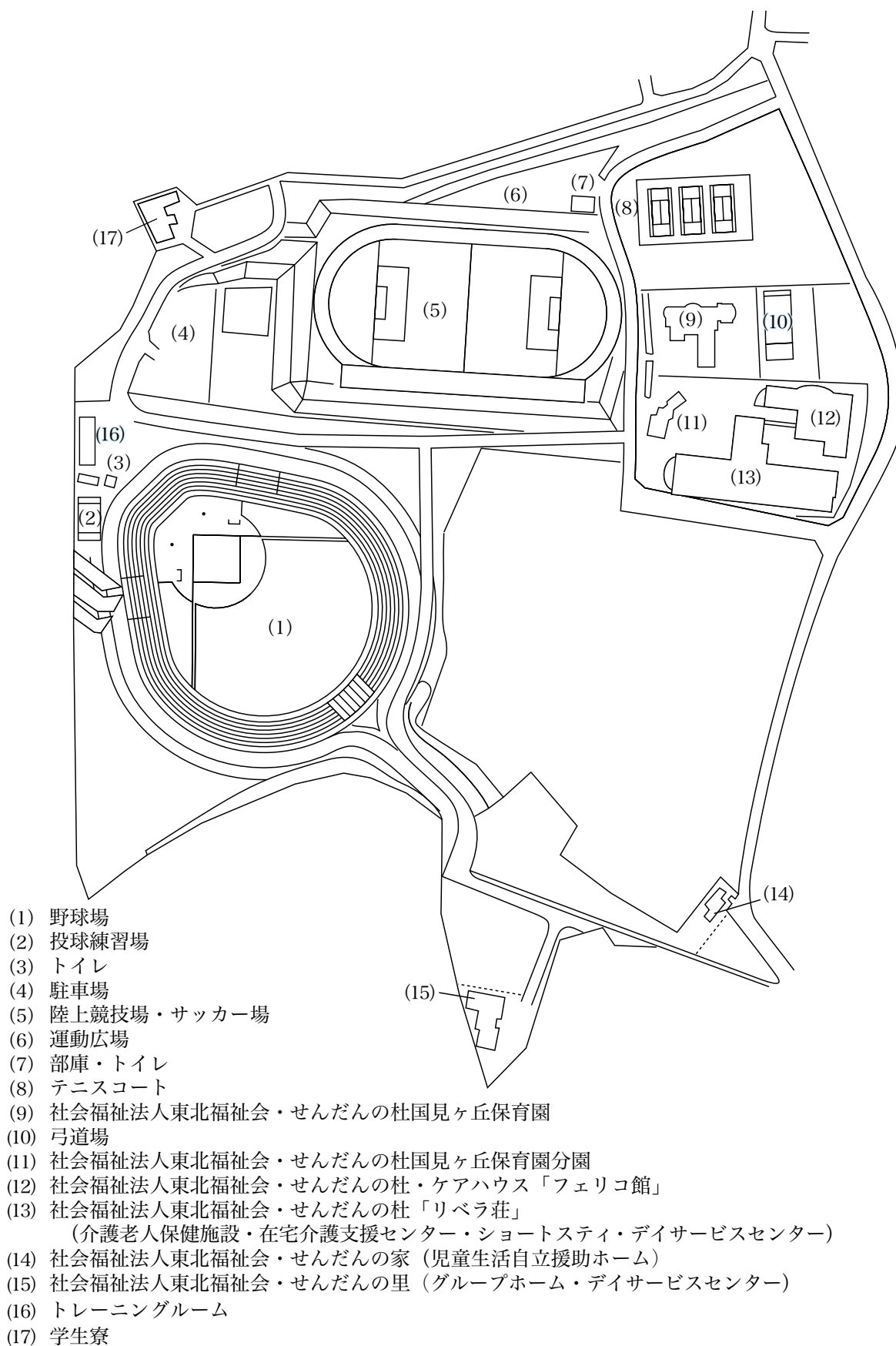
3 階(病棟)



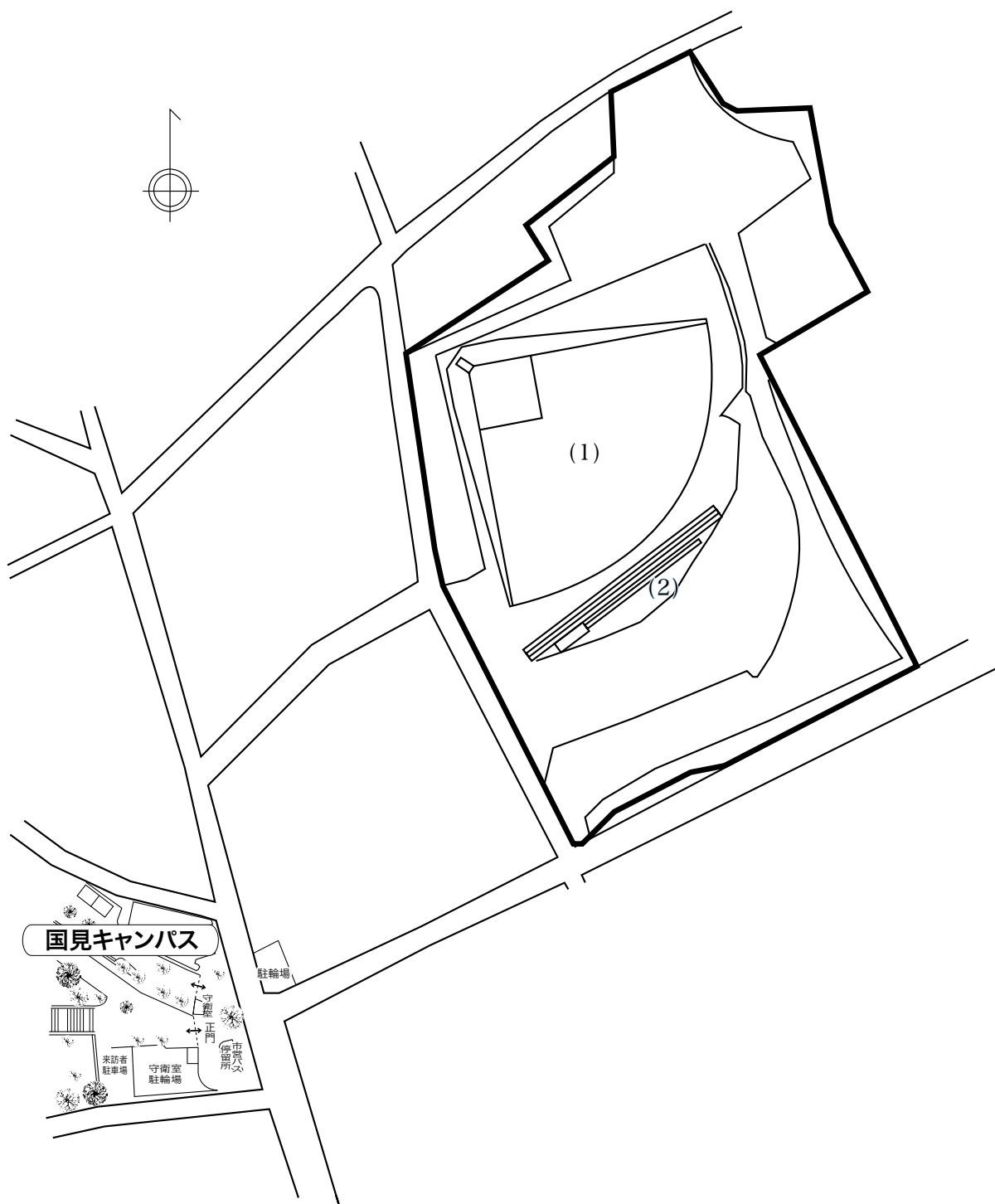
4 階(病棟)



4 国見ヶ丘第2キャンパス (総合運動場・本校地より西方約1500m)



5 北山キャンパス (本校地より東方約100m)

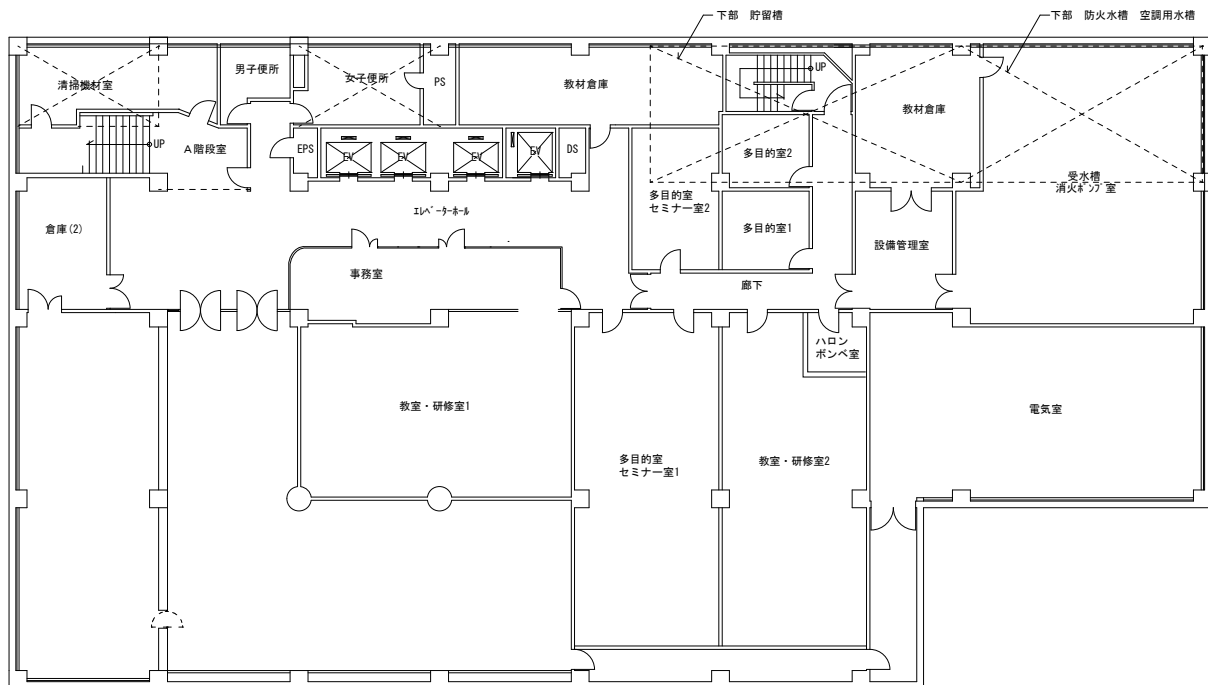


- (1) 多目的運動場
- (2) 跳躍ピットゾーン

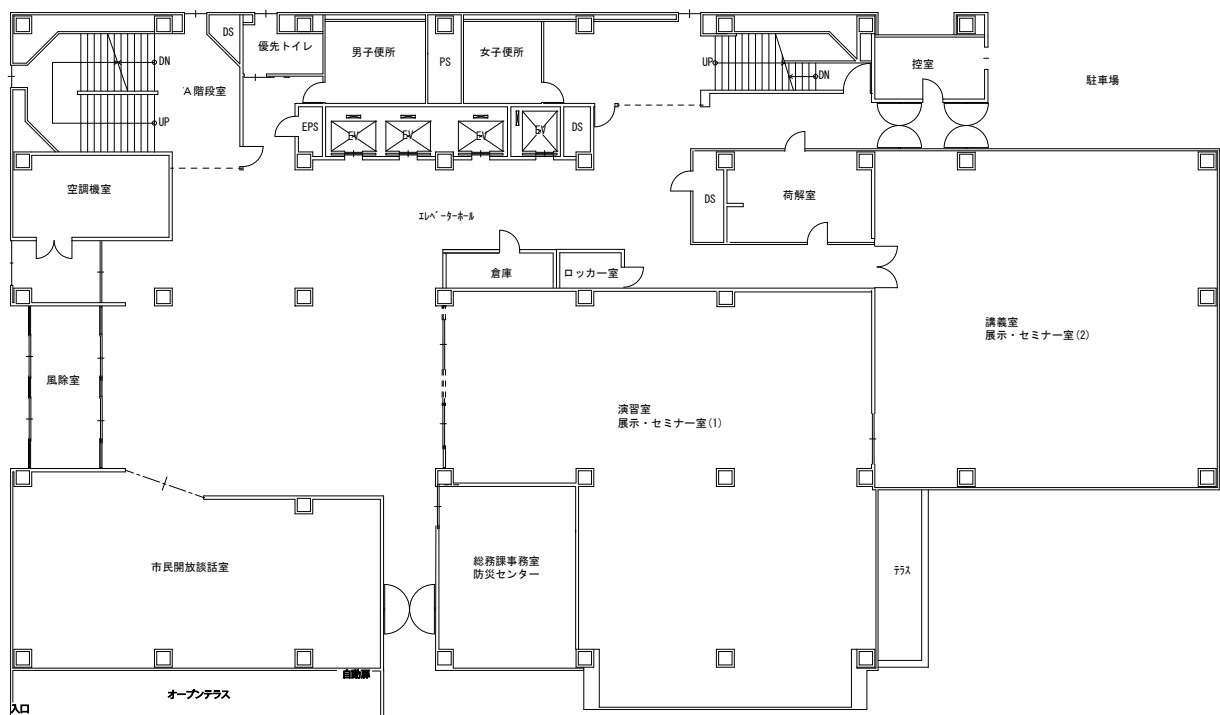
6 仙台駅東口キャンパス

仙台駅東口キャンパス館

地 階

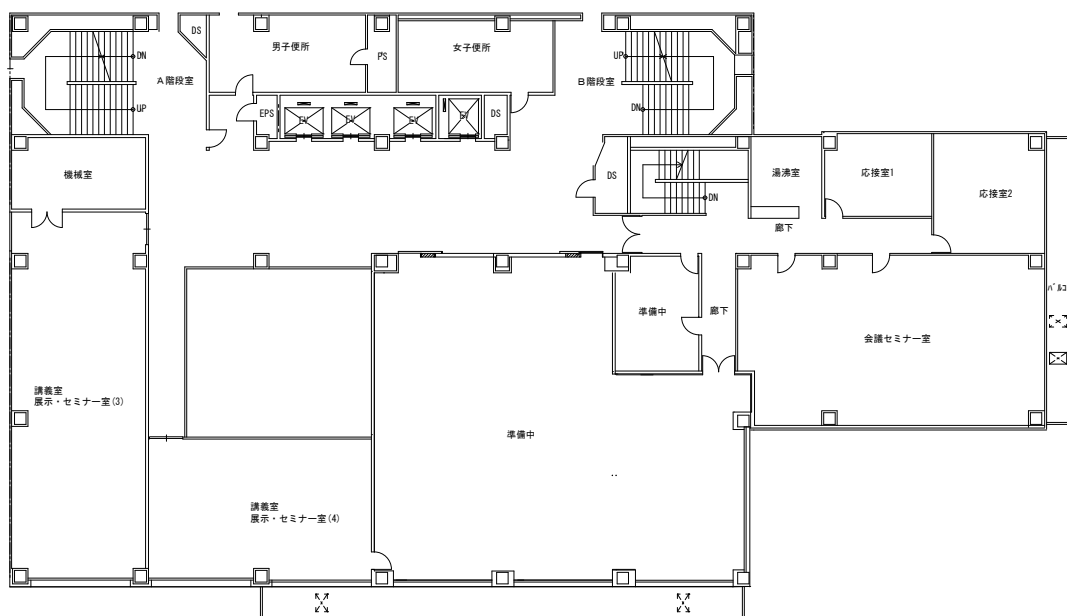


1 階

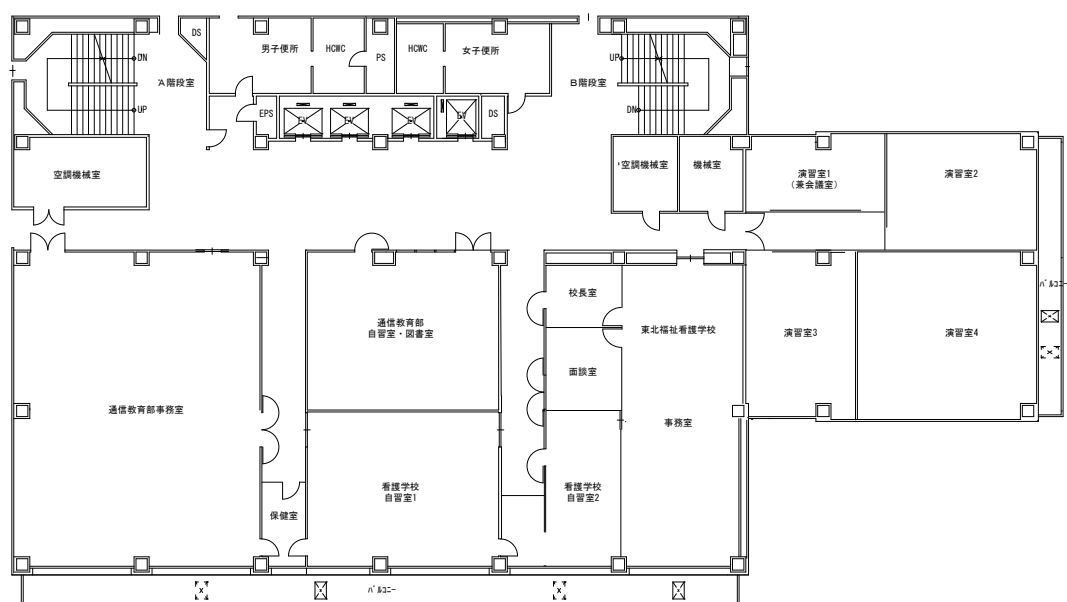


仙台駅東口キャンパス館

2 階

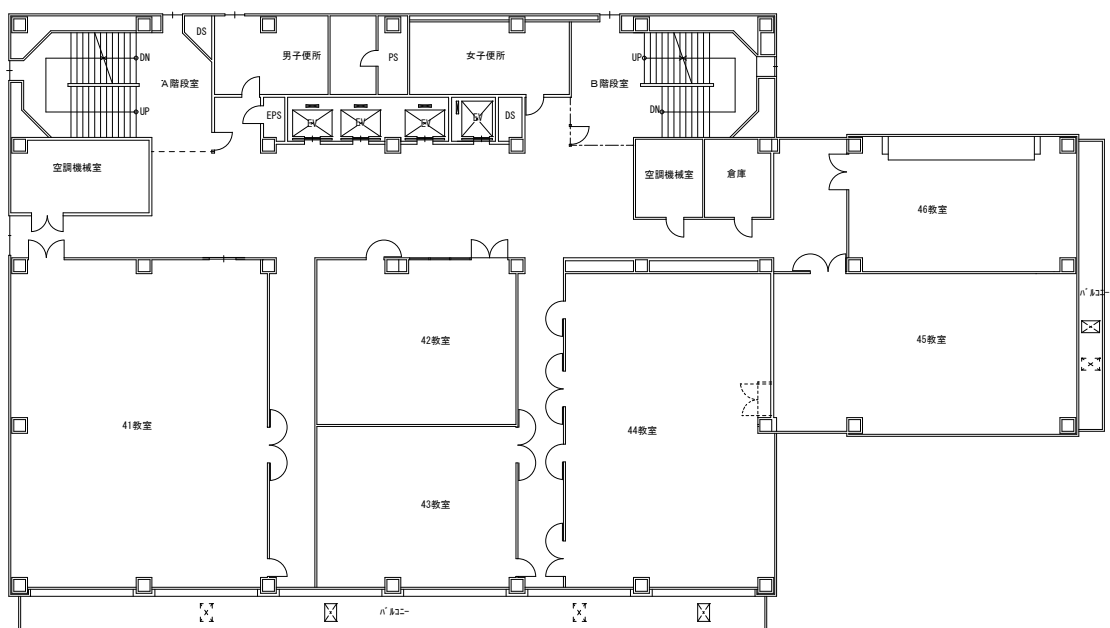


3 階

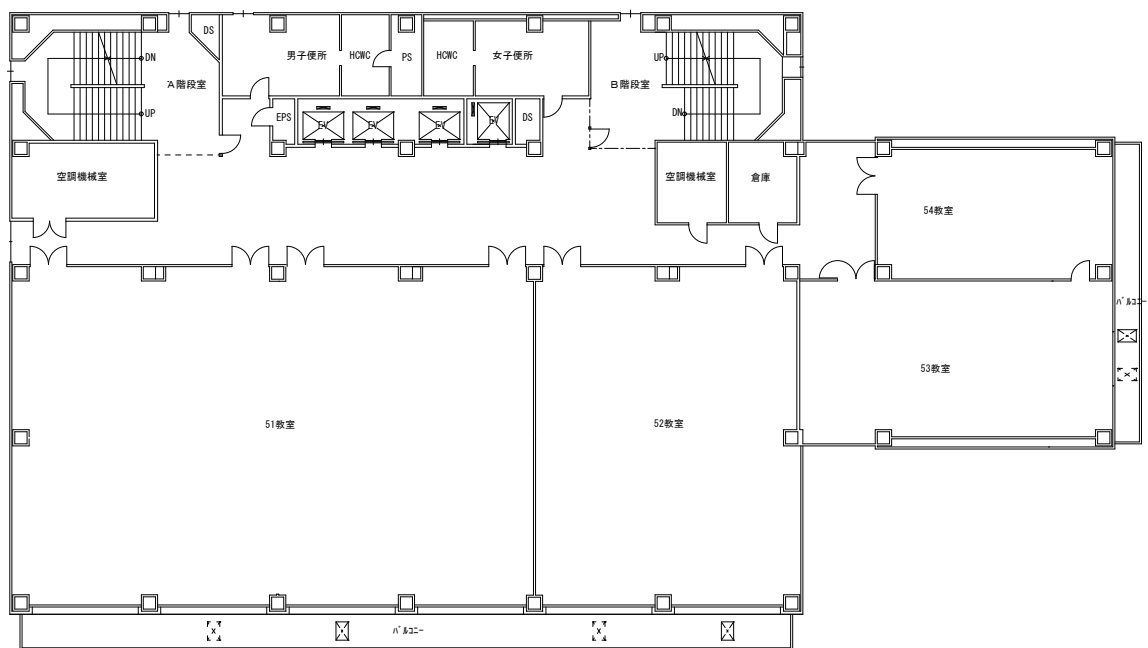


仙台駅東口キャンパス館

4 階

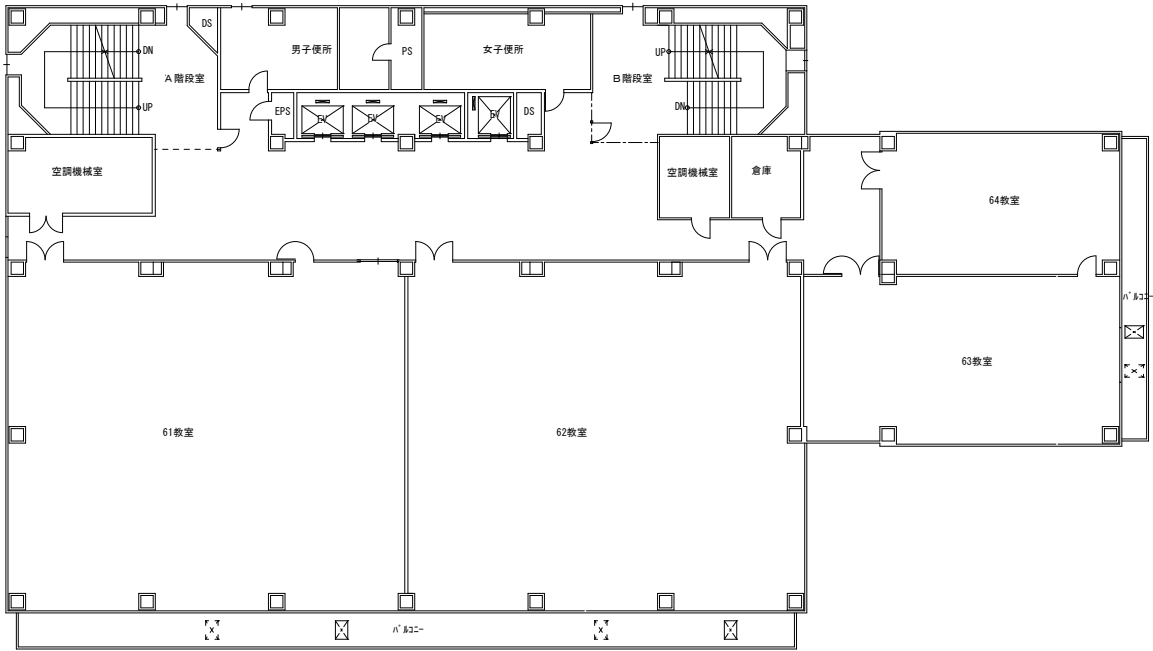


5 階



仙台駅東口キャンパス館

6 階



7 階

